

平成 17 年度

包括外部監査の結果報告書

公社等出資団体に係る財務に関する事務の執行及びその経営状況について

宮城県包括外部監査人

公認会計士 尾町雅文

目 次

包括外部監査の結果報告書	1
第 1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	2
4 外部監査の方法	3
5 外部監査の実施期間	5
6 外部監査人補助者の資格と人数	5
7 利害関係	5
第 2 宮城県の公社等外郭団体に関する取り組み	6
1 公社等外郭団体改革の概要	6
第 3 社団法人宮城県林業公社	11
I 林業公社の概要	11
1 事業の目的及び設立経緯	11
2 実施事業	13
3 役員及び職員の状況（平成 17 年 10 月現在）	18
4 宮城県の財政的関与の状況	19
5 直近 3 か年の実績	20
6 宮城県の森林と林業	23
7 林業公社の経営改革	27
II 包括外部監査の結果	30
1 財務規程の改定漏れ	30
2 宮城県からの受託事業の再委託率の算定方法	30
III 包括外部監査の結果に添えて提出する意見	31
1 森林資産勘定の評価	31
2 今後の林業公社のあり方	32
第 4 宮城県住宅供給公社	38
I 住宅供給公社の概要	38
1 事業の目的及び設立経緯	38
2 実施事業	39
3 役員及び職員の状況（平成 17 年 4 月 1 日現在）	42
4 宮城県の財政的関与の状況	43

II	10か年経営改善計画と実績	44
1	経過	44
2	直近3か年の実績	44
3	10か年経営改善計画の内容	51
4	計画との乖離	52
5	計画の見直し	57
6	経営改善計画の進捗状況	57
III	過年度監査の是正措置の状況	60
1	会計処理方法の是正	60
2	事業遂行上の課題	62
IV	包括外部監査の結果	63
1	会計処理に関する指摘事項	63
V	包括外部監査の結果に添えて提出する意見	64
1	10か年経営改善計画の見直し	64
第5	宮城県道路公社	65
I	道路公社の概要	65
1	事業の目的及び設立経緯	65
2	実施事業	66
3	役員及び職員の状況（平成17年7月7日現在）	69
4	宮城県の財政的関与の状況	70
5	道路公社の財務諸表	71
II	最近の業績	72
1	最近5年間の事業実績	72
2	キャッシュ・フローの推移	77
3	経営改善計画の進捗状況	78
III	収支計画の状況	80
1	収支計画の概要	80
2	道路料金収入の実績及び計画	81
3	償還額及び留保額の見通し	85
IV	包括外部監査の結果	88
1	料金収入の期間帰属	88
V	包括外部監査の結果に添えて提出する意見	89
1	委託業務の入札方法の見直しについて	89
2	道路事業損失補填引当金について	92
3	仙台南部道路及び仙台松島道路の今後の事業計画（4車線化等） についての情報公開	94

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合があります。

包括外部監査の結果報告書

第 1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

（1）外部監査の対象

公社等出資団体に係る財務に関する事務の執行及びその経営状況について

監査対象部局及び関連公社は次のとおりである。

産業経済部

森林整備課

関連団体

社団法人宮城県林業公社（以下「林業公社」という。）

土木部

住宅課

関連団体

宮城県住宅供給公社（以下「住宅供給公社」という。）

道路課

関連団体

宮城県道路公社（以下「道路公社」という。）

（2）監査対象期間

原則として平成 16 年度（平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで）。ただし、必要に応じて監査時点及び過年度についても監査対象とした。

3 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

宮城県では、すでに公社等外郭団体について、平成11年5月に「公社等外郭団体に対する県の関与の見直し、団体の運営改善の促進等に向けての取組方針」を策定し、改革を推進してきた。さらに、平成14年1月に「公社等外郭団体の見直し実施計画」を策定し、平成14年度からは県主導で重点的・計画的に改革を進めている。この間、上記3公社を含む49の要改善団体については改革の方向性が打ち出され、各団体では目標値を定め経営改善に向けて取り組んでいるところであるが、公社等外郭団体の改革が計画どおり進捗しなかった場合、将来において宮城県に多額の財政負担が生ずることが懸念される。

これまでの取組結果を踏まえ、宮城県の財政負担の大きい上記3公社の経営改善が実際にどの程度進捗しているのか検討するとともに、上記3公社の事業運営上の課題を検討することは、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨を達成しているかどうかについて監査することであり、今後の宮城県の行政運営にとって有益であり、県民の関心にも沿うものと判断した。

宮城県の財政的関与（委託金、補助金、負担金）

（単位：百万円）

	平成14年度実績 (対象団体82団体)	平成15年度実績 (対象団体82団体)	平成16年度実績 (対象団体81団体)	平成17年度目標 (対象団体78団体)	平成17年目標/ 平成14年実績
委託金	14,921	14,655	14,054	13,848	92.8%
補助金	4,391	5,105	5,338	7,805	177.7%
負担金	201	205	707	1,860	924.6%
合計	19,514	19,967	20,100	23,514	120.5%

※ 平成16年度実績、平成17年度の目標値は、事業年度が8月～7月のためこれに該当しない東北開発研究センター分を除いている。

宮城県総務部行政管理課作成

宮城県が貸付を行っている団体とその金額（平成16年度末）

（単位：百万円）

No.	団体名	短期貸付金	長期貸付金
1	(財) 慶長遣欧使節船協会	4	
2	(社福) 宮城県社会福祉協議会	2	
3	(財) みやぎ産業振興機構	12	4,406
4	(社) 宮城県物産振興協会	9	
5	(社) 宮城県農業公社	340	
6	(社) 宮城県林業公社		10,159
7	(特) 宮城県道路公社		109
8	(財) 宮城県フェリー埠頭公社		163
9	仙台空港ビル(株)		2,500
10	仙台エアカーゴターミナル(株)	300	
11	(特) 宮城県住宅供給公社	2,000	2
12	(特) 宮城県農業信用基金協会	22	
13	(財) みやぎ農業担い手基金		531
	小計	2,691	17,871
	合計13団体		20,563

宮城県総務部行政管理課作成

宮城県が債務保証又は損失補償を行っている団体とその金額（平成 16 年度末）

（単位：百万円）

No.	団体名	債務保証	損失補償
1	(特) 宮城県土地開発公社	15,358	
2	(特) 宮城県道路公社	24,206	
3	(特) 宮城県住宅供給公社		24,786
4	(財) みやぎ産業振興機構		688
5	(社) 宮城県農業公社		1,834
6	(社) 宮城県林業公社		5,516
7	(財) 宮城県フェリー埠頭公社		448
8	(特) 宮城県信用保証協会		207
9	(特) 宮城県漁業信用基金協会		17
10	仙台空港鉄道(株)		1,795
	小 計	39,564	35,295
	合計 10 団体		74,860

宮城県総務部行政管理課作成

4 外部監査の方法

(1) 監査の要点

監査対象事件として選定した「公社等出資団体に係る財務に関する事務の執行及びその経営状況について」に関して、関係法令、条例及び規則等に準拠した業務運営がなされているかを検証するとともに、平成 14 年度に策定した「公社等外郭団体の見直し実施計画」に基づいて経営改善がどの程度進捗しているか検討する。

- ① 上記 3 公社が所定の会計基準に準拠して財務諸表を作成しているかどうか
- ② 上記 3 公社の業務遂行は関連する法令、条例、規則等に基づき適切におこなわれているか
- ③ 借入金の償還計画に合理性があるかどうか
- ④ 宮城県が債権の放棄及び債務保証（損失補償）の履行により、将来財政負担となる可能性がないか
- ⑤ 「要改善団体の取組状況」の監査時点での状況を把握し、各公社の取組状況が「改善区分」と適切に合致しているかどうか
- ⑥ 「団体改革計画表及び経営評価シート」により経営改善等経営の効率化が図られているか
- ⑦ 県民への情報公開はどの程度行われているのか

(2) 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。

なお、監査手続の適用に当たっては効率的な監査を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査^(注)により行った。

(注) 試査とは、特定の監査手続の実施に際して、監査対象となる母集団からその一部の項目を抽出し、それに対して監査手続を実施することをいう。

1) 監査対象の全般的把握のために行った手続

- ① 「公社等外郭団体改革計画」（平成 14 年度～平成 17 年度）、「公社等外郭団体改革計画の取組成果」・「団体改革計画表及び経営評価シート」（平成 15 年度）、「要改善団体の取組状況」（平成 16 年 3 月末現在）を査閲した。

※平成 17 年 8 月に改訂された平成 16 年度の上記関連資料についても閲覧した。

- ② 各公社の「事業概況書」、「事業計画書」、「定款」、「組織図」を閲覧した。
- ③ 各公社に関連する法令、規則等を閲覧するとともに、各公社が財務諸表の作成に当って準拠している「会計基準」及び「会計規程」を閲覧した。
- ④ 各公社に関連する議事録、ホームページを閲覧した。

2) 各公社について行った主な監査手続

① 林業公社

- 林業公社又は業界での特殊な会計処理方法について概要を把握した。
- 直近 5 年間の財務諸表を入手し、比較分析を行った。
- 宮城県と林業公社との取引について、その概要の説明を受け、関係資料を閲覧した。
- 実施事業の内容及び執行状況等について、説明を聴取し、また関連書類、契約書、証憑等を閲覧した。
- 人件費の計上基礎資料を入手し、計上額の妥当性を検討した。
- 借入金の将来にわたる約定弁済額を把握するとともに、弁済可能性について検討した。

② 住宅供給公社

- 定期監査資料（平成 16 年度分）を閲覧した。
- 過年度の包括外部監査での指摘事項と当該指摘事項に対する是正措置の状況を把握、検討した。
- 会計方針の選択及び変更の状況を把握した。
- 直近 5 年間の財務諸表を入手し、比較分析を行った。
- 平成 16 年度決算で行った「資産価額適正化」の概要を把握した。
- 分譲事業について、分譲資産の物件別明細を入手して借入金金利等の原価算入項目が適切に算定・算入されているか検討した。
- 分譲事業について、物件の売価額、公示価格、近隣の売買事例等時価額等と比較して貸借対照表価額が妥当か否か検討した。

- 賃貸物件について、過年度に減価償却の過不足がないか検証するとともに、主要な物件について年間収益と諸費用とを比較して採算性を検討した。
- 事業用土地資産及びその他事業資産の明細を入手して、取得の経緯を把握するとともに、将来の利用・活用又は処分等の見込みを把握した。
- 借入金の将来にわたる約定弁済額を把握するとともに、弁済可能性について検討した。
- 借入金の管理方法を把握するとともに、残高確認書、関連帳簿との照合を行った。

③ 道路公社

- 地方道路公社法の適用を受ける道路公社での特殊な会計処理方法について概要を把握した。
- 直近 5 年間の財務諸表を入手し、比較分析を行った。
- 道路別の道路料金の設定基準について説明を受け、基礎資料を閲覧した。
- 現行の料金計算システムの概要の説明を受けた。
- 道路料金収入に関する収益の計上方法（関連する未収金等の計上方法を含む。）について説明を受け、関連資料を閲覧した。
- 業務委託料について契約別明細を入手し、契約手続の準拠性、契約金額の妥当性、会計処理の妥当性を検討した。
- 人件費の計上基礎資料を入手し、計上額の妥当性を検討した。
- 平成 16 年度の事業資産の増加額について、工事別契約明細を入手し、契約手続の準拠性、契約金額の妥当性、会計処理の妥当性を検討した。
- 収支計画の概要を把握し、償還可能性について検討した。

5 外部監査の実施期間

平成 17 年 7 月 13 日から平成 18 年 3 月 27 日まで

6 外部監査人補助者の資格と人数

公認会計士 4 名

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 宮城県の公社等外郭団体に関する取り組み

1 公社等外郭団体改革の概要

宮城県は、平成9年度から公社等外郭団体^(注)（以下この項では「公社等」という。）の見直しを進めてきた。

その基本的考え方は「公社等は、行政ではカバーしきれない分野において、県民サービス向上や行政需要への迅速・柔軟な対応のため、県と連携して事業を行い、県民生活の安定と福祉の向上に多くの役割を果たしてきました。しかし、その一方で、近年の民間事業者の公的分野参入や景気低迷等の社会経済情勢の変化を背景として、県の関与の在り方や自立的な団体運営等の課題が生じてきています。」（「公社等外郭団体改革計画」平成14年度～17年度 平成15年10月（平成16年8月改訂）。以下「平成16年8月改訂版」という。）とされている。

(1) 公社等の見直しの経緯

宮城県の公社等の見直しの経緯は、次のとおりである。

平成9年度	「新しい県政創造運動－宮城の行政改革」の一環として公社等の見直しに着手。
平成11年5月	「公社等外郭団体に対する県の関与の見直し、団体の運営改善の促進等に向けての取り組み方針」の策定。
平成11～13年度	上記方針に基づき、公社等の自主的な取組を基本に運営改善を促進。
平成13年9月	「公社等外郭団体の見直し方針」を策定。
平成14年1月、6月	上記方針に基づき、1月に「公社等外郭団体の見直し実施計画の内容」、6月に「見直し実現計画及び実現スケジュール」を策定。
平成14、15年度	実施計画に基づき、おおむね17年度までを目標年度とする県主導の見直しを実施。

（「平成16年8月改訂版」）

(注)「公社等外郭団体」の定義 県が毎年度指定する（平成16年度82団体指定）

次のいずれかに該当するものをいう。

- ・ 県が出資又は出えんを行っている団体のうち、県の出資金又は出えん金の割合が25%以上の団体
- ・ 県が職員を派遣している団体
- ・ 県が公の施設の管理を委託している団体のうち、その受託事業が主要な業務となっている団体
- ・ 県が補助金、委託料又は負担金を支出している団体のうち、団体の総支出額に占める県からの補助金、委託料及び負担金の総額が2分の1以上を占める団体で、県の事務・事業との関係が特に密接である団体
- ・ その他県の事務・事業と特に密接な関係を有する団体であって、上記に準じた取り扱いを行う必要がある団体

なお、平成17年4月1日から「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例」が施行されたことに伴い、平成17年8月改訂版から公社等の定義は次のように変更されている

- 1) 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で、県の出資割合が4分の1以上のもの

2) 県の事務事業と密接な関連を有する法人（詳細は「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例施行規則」参照）

- ・ 県の出資割合がおおむね 5 分の 1 以上のもの
- ・ 県の補助金等が、総収入のおおむね 4 分の 1 以上のもの
- ・ 本庁等に事務所を置き、県職員が法人の事務に従事しているもの
- ・ その他 1) に準じて取り扱う必要があるもの

上記の公社等の見直しの視点は、

- ① 設立目的が希薄化していないか
- ② 民間の業務と競合していないか
- ③ 採算に問題がないか
- ④ 欠損金が生じていないか
- ⑤ 県による人的・財政的関与が強くないか

等で、これらの視点に団体個々の役割や運営実態等についての県の政策的判断も加え、これまで取り組んできたところである。

なお、平成 14 年度からの取組の結果、新たな課題や改革の方向性が出たこと及び県議会の「外郭団体等調査特別委員会報告」（平成 15 年 3 月）を踏まえて実施計画の変更をしている。

その取組成果等は、以下のとおりであり県民に向けた情報公開を行っている。

平成 14 年度	公社等外郭団体見直しの取組成果
平成 15 年 10 月	公社等外郭団体改革計画
平成 15 年度	公社等外郭団体改革計画の取組成果
平成 16 年 8 月	公社等外郭団体改革計画（平成 16 年 8 月改訂）
平成 16 年度	公社等外郭団体改革計画の取組成果
平成 17 年 8 月	公社等外郭団体改革計画（平成 17 年 8 月改訂）

（2）県の取組内容

公社等のうち、宮城県は県の関与の見直しと団体運営の改善が特に必要と判断された 51 団体（以下「要改善団体」という。）を中心に以下のような取組を実施した（「平成 16 年 8 月改訂版」）。

1) 要改善団体の改革

- ① 廃止団体又は廃止が予定されている団体 3 団体
- ② 県として統合することが望ましい団体 7 団体
- ③ 県の業務委託等の在り方の見直し、業務の縮小、競合分野の民間へのシフトを行う団体 6 団体など

2) 公社等の代表者への充て職^(注)の廃止

- ① 廃止済み団体 14 団体
- ② 平成 16 年度～17 年度廃止予定団体 11 団体
- ③ 継続団体 2 団体

(注) 知事、副知事又は部局長の職(地位)にある人が、慣例的に団体の代表者に就任すること。

3) 委託の在り方の見直し

指定管理者制度^(注)の導入に伴い、公の施設ごとに、指定管理者制度への移行のための設置条例改正を行い、平成 17 年 4 月以降順次導入していく。

公の施設を委託している公社等 16 団体

(注) 宮城県の設置する公の施設の管理については、これまで公共性の観点から、公社等や市町村などの公的団体にしか委託できなかった。しかし、住民ニーズの多様化に効果的・効率的に対応するためには、民間事業者のノウハウも活用することが有効であるとの考えに基づき、平成 15 年 6 月に地方自治法を改正し、従来の「管理委託制度」から「指定管理者制度」に移行することとし、民間活力の導入による「住民サービスの向上と管理経費の削減」を図ることとなった。この制度の導入により、宮城県の公の施設は「指定管理者制度」又は「直営」のどちらかによる管理運営を行っていくことになる。

これまで、公的団体に限定されていた公の施設の管理委託が、NPO や営利企業も含めた「法人その他の団体」に改正され、民間事業者の参入が可能となった。

4) 財政的関与の見直し

公社等の自立的運営の確立を促すために、県の委託金・補助金・負担金の財政的関与について団体ごとに年度別の目標値を定め見直していく。

5) 県退職者の再就職と県職員派遣の見直し

① 県退職者の再就職

「退職する職員の再就職に関する取扱要綱」(平成 15 年 10 月 24 日制定)を定め、公社等を含む法人等への県退職者の再就職の状況を毎年度公表することとした。

② 県職員派遣の見直し

団体に対する「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」に基づく県職員の平成 16 年度実績値は、派遣団体数 18、派遣職員数 58 人となっている(前年度実績対比で 89.2%)。

6) 基本財産の活用

金利の低下により基本財産の運用益が減少し、公益事業の実施に苦慮している団体に対して「基本財産の処分の承認基準」(平成 15 年 10 月 23 日改正)に基づく基本財産の取り崩し活用について指導助言している。

7) 団体改革のための県の指導

- ① 経営目標・評価事業の導入
- ② 監事等への外部有識者の選任
- ③ 役員等経営幹部への民間経験者からの選任
- ④ 情報公開の一層の推進

(3) 公社等の取組内容

1) 経営目標・評価事業の導入

公社等は、団体改革計画表に基づいた自己評価を行うこととしており、平成 15 年度の実績について、平成 16 年 6 月末までに経営評価シートに基づいて自己評価を実施した。

その自己評価は、経営改善に向けた取組目標の当期目標と当期実績との比較、経営指標の分析等により実施された。

2) 監事等への外部有識者の選任

すでに選任済み 29 団体

3) 役員等経営幹部への民間経験者からの選任

すでに登用済み 49 団体

4) インターネットによる情報公開

すでに全て公開 16 団体

(4) 進行管理の状況

宮城県では次のような公社等の見直し状況の管理を行っている。

1) 行政改革推進本部等における進行管理

「公社等外郭団体改革計画」の決定及び取組状況をとりまとめ各部長等から知事への説明を経て「取組成果」として公表。

2) 公社等外郭団体総合調整委員会による進行管理

当該委員会においては、公社等への職員の派遣等の妥当性及び公社等の指定の妥当性について審議を行っている。

3) 公社等の自己管理

公社等は、団体改革計画表で設定した経営目標に基づいて、自己点検方式で進行管理を行っている。

4) 公表について

公社等外郭団体改革計画、各団体改革計画表及びその取組成果については、インターネットで公表することとしている。

参 考 公 社 等 外 郭 団 体 一 覧 (平 成 1 6 年 度 指 定 8 2 団 体)

<p>■ 県の出資金等が当該団体の基本財産等に占める割合が50%以上となる団体(24 団体)</p> <p>(特) <u>宮城県土地開発公社</u> (財) <u>宮城県地域振興センター</u> (財) <u>宮城県環境事業公社</u> (財) <u>宮城県文化振興財団</u> (財) <u>慶長遣欧使節船協会</u> (財) <u>宮城県国際交流協会</u> (社福) <u>宮城県福祉事業団</u> (財) <u>宮城いきいき財団</u> (財) <u>みやぎ産業振興機構</u> (財) <u>みやぎ産業交流センター</u> (社) <u>宮城県農業公社</u> (社) <u>みやぎ原種苗センター</u> (社) <u>宮城県畜産協会</u> (社) <u>宮城県林業公社</u> (特) <u>宮城県道路公社</u> (財) <u>宮城県フェリー埠頭公社</u> (財) <u>石巻湾漁業振興基金</u> (財) <u>仙台湾漁業振興基金</u> (財) <u>宮城県下水道公社</u> (特) <u>宮城県住宅供給公社</u> (財) <u>宮城県体育協会</u> (財) <u>宮城県スポーツ振興財団</u> (財) <u>宮城県野外活動振興協会</u> <u>仙台空港鉄道(株)</u></p>	<p>(財) <u>翠生農学振興会</u> (社) <u>宮城県建設センター</u> (財) <u>みやぎ建設総合センター</u> (財) <u>七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団</u> <u>塩釜港開発(株)</u> <u>宮城県開発(株)</u> <u>仙台空港ビル(株)</u> <u>仙台エアカーゴターミナル(株)</u> (財) <u>宮城県建築住宅センター</u> (財) <u>暴力団追放宮城県民会議</u></p>										
<p>■ 県の出資金等が当該団体の基本財産等に占める割合が25%以上50%未満となる団体(28 団体)</p> <p>(財) <u>東北開発研究センター</u> <u>仙台臨海鉄道(株)</u> <u>阿武隈急行(株)</u> (財) <u>宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団</u> (財) <u>宮城県腎臓協会</u> (株) <u>テクノプラザみやぎ</u> (特) <u>宮城県信用保証協会</u> (特) <u>宮城県漁業信用基金協会</u> (財) <u>宮城勤労者いこいの村</u> (財) <u>みやぎ農業担い手基金</u> <u>仙台港流通ターミナル(株)</u> (株) <u>仙台港貿易促進センター</u> (財) <u>仙台勤労者職業福祉センター</u> (社) <u>宮城県青果物価格安定相互補償協会</u> (社) <u>宮城県配合飼料価格安定基金協会</u> (社) <u>宮城県畜産物価格安定基金協会</u> (財) <u>みやぎ林業活性化基金</u> (社) <u>宮城県漁業無線公社</u></p>	<p>■ 県と密接な関連がある団体(30 団体)</p> <p>(財) <u>東北自治研修所</u> (社) <u>宮城県危険物安全協会連合会</u> <u>くりはら田園鉄道(株)</u> (株) <u>東北ハンドレッド</u> (社) <u>宮城県公衆衛生団体連合会</u> (財) <u>宮城県生活衛生営業指導センター</u> (社福) <u>宮城県社会福祉協議会</u> (財) <u>宮城県地域医療情報センター</u> (財) <u>宮城県母子福祉連合会</u> (社福) <u>恩賜財団済生会支部宮城県済生会</u> (社) <u>宮城県温泉協会</u> (社) <u>宮城県計量協会</u> <u>石巻産業創造(株)</u> (特) <u>宮城県農業信用基金協会</u> (特) <u>宮城県商工会連合会</u> (特) <u>宮城県職業能力開発協会</u> (社) <u>宮城県国際経済振興協会</u> (社) <u>宮城県物産振興協会</u> (社) <u>宮城県トラック協会</u> (社) <u>宮城県観光連盟</u> (特) <u>宮城県農業会議</u> <u>石巻埠頭サイロ(株)</u> (株) <u>宮城県食肉流通公社</u> (特) <u>宮城県土地改良事業団体連合会</u> (財) <u>かき研究所</u> (財) <u>宮城県水産公社</u> (株) <u>インテリジェント・コスモス研究機構</u> (財) <u>みやぎ婦人会館</u> (財) <u>宮城県文化財保護協会</u> (社) <u>宮城県交通安全協会</u></p> <p>《要改善団体》 下線の団体 49 団体 《対象 82 団体》</p> <table border="0"> <tr> <td>財 団 法 人</td> <td>35 団体</td> </tr> <tr> <td>社 団 法 人</td> <td>18 団体</td> </tr> <tr> <td>特 殊 法 人</td> <td>10 団体</td> </tr> <tr> <td>社 会 福 祉 法 人</td> <td>3 団体</td> </tr> <tr> <td>株 式 会 社</td> <td>16 団体</td> </tr> </table>	財 団 法 人	35 団体	社 団 法 人	18 団体	特 殊 法 人	10 団体	社 会 福 祉 法 人	3 団体	株 式 会 社	16 団体
財 団 法 人	35 団体										
社 団 法 人	18 団体										
特 殊 法 人	10 団体										
社 会 福 祉 法 人	3 団体										
株 式 会 社	16 団体										

宮城県総務部行政管理課作成

第3 社団法人宮城県林業公社

I 林業公社の概要

1 事業の目的及び設立経緯

(1) 目的及び事業

① 目的（定款第3条）

林業公社は、宮城県において造林、育林等森林・林業および緑化に関する事業を行ない、県土の保全、森林資源の造成、水資源のかん養並びに自然環境の保全を図るとともに県土の緑化を推進し、もって農山村の振興と県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

② 事業（定款第4条）

林業公社は前条（定款第3条）の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 分収造林および分収育林に関する事業
- 2) 分譲造林に関する事業
- 3) 分収造林および分収育林制度の促進に関する事業
- 4) 森林・林業その他緑化に関する啓発普及事業
- 5) 造林、環境緑化、森林土木および山林調査等に関する受託事業
- 6) 地方公共団体が設置する公の施設で、当該地方公共団体の条例の定めにより管理委託をするとされた施設管理に関する受託事業
- 7) 林業の経営および技術指導その他林業振興に関する事業
- 8) 農山村における森林の総合利用または公共施設の整備に関する事業
- 9) その他、公共の目的達成のために必要な事業

(2) 設立経緯

宮城県では、戦後の荒廃した森林の復旧と合わせ、放置状態にある広葉樹林を価値の高いスギやヒノキなどに植え換えることで森林資源の造成を行うとともに、水資源のかん養など森林の有する公益的機能の発揮を図るために、昭和23年度以降造林計画を策定し、造林を推進してきた。しかしながら、昭和37年当時の宮城県における私有林面積は30万2千ha余であり、そのうち人工林面積は8万7千haで、人工林率は29%と全国平均の33%を4%も下廻り、残りの森林についても低質広葉樹を主体とした二次林で蓄積も低いなど、森林の資源内容は貧弱なものであった。

一方、社会経済情勢の変動に伴って農山村からの出稼ぎによる労働力の減少と労賃の高騰、市町村における造林資金のひっ迫等によって造林事業が停滞するなど、県土の保全、水源かん養等の公益的な面からも早速な造林の推進が林政の基調とされ、昭和37年に改定された県私有林長期造林計画は、昭和60年度末までに私有林の60%に当たる18万2千haの人工造林を確保するよう計画した。当時の造林は、森林所有者が自ら行う自力造林が主であったが、資金等の問題で森林所有者自らの造林が困難な場合には、宮城県が森林所有者から土地を借りて造林

を行う、いわゆる県行造林が行われていた。しかし、この方法では、県財政の制約を受けるため、造林計画を達成することは極めて困難であった。このような状況を背景に、農林漁業金融公庫（以下「公庫」という。）からの融資が可能であり、県行造林が担っていた役割を補完し、宮城県の長期造林計画を推進する機関として、宮城県の主導のもとに、昭和 41 年 6 月に民法第 34 条に基づく社団法人として宮城県林業公社が設立された。

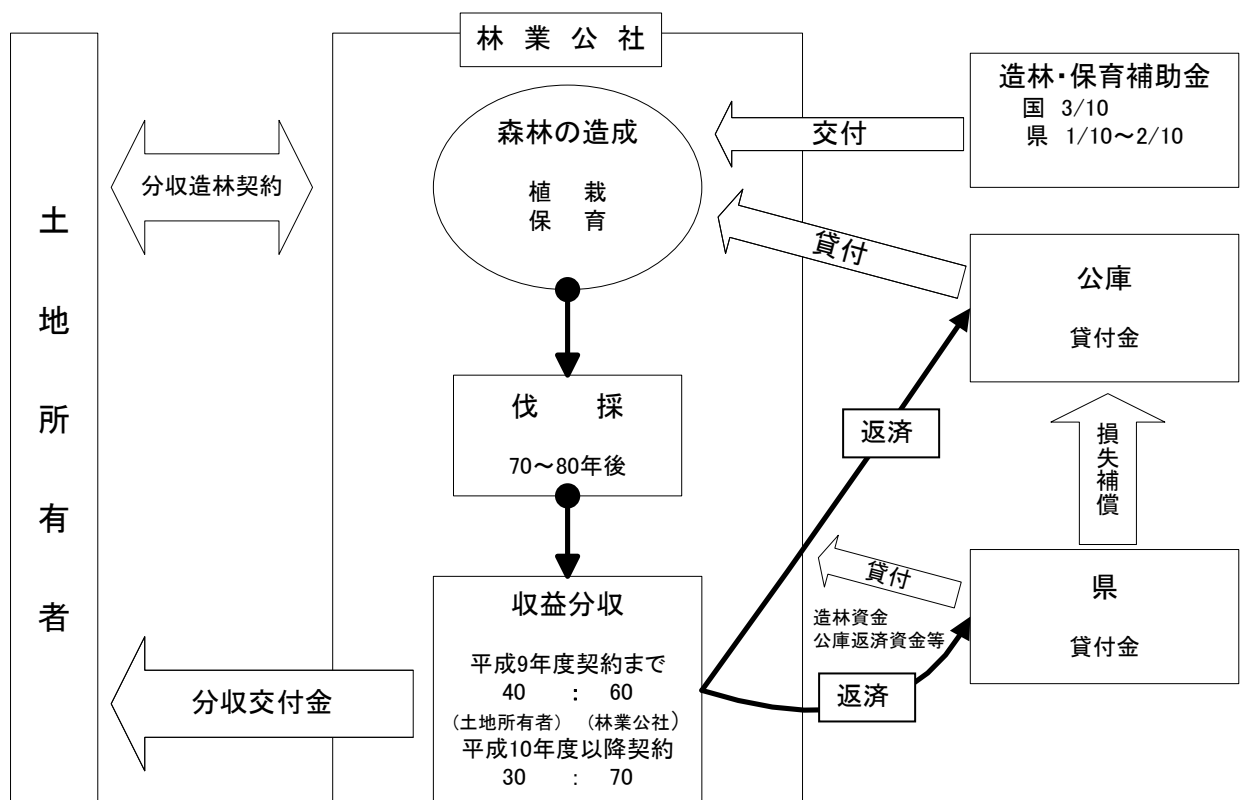
林業公社は、造林計画目標達成のため、昭和 60 年度末までに 6 千 ha の分収林を造成する計画を策定、実行した結果、昭和 60 年度末まで 6 千 81ha の造成が完了し、目標を達成した。しかし、宮城県の造林長期計画が延長されたこと、林業公社が行う分収造林に対する土地所有者の期待が大きいこと等から、さらに平成 7 年度（昭和 70 年度）までに 2 千 250ha の造林を行う目標が設定され、これについても計画どおり達成された。また、県民の森など 4 施設の管理と県有林の業務を宮城県から委託されているほか、森林・林業のコンサルティング事業として調査・測量、緑化事業等を実施している。さらには、分収造林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）第 9 条第 2 号に規定する森林整備法人として分収育林等を推進しているなど、宮城県の民有林整備の中核的な推進役として林政推進の重要な一翼を担っている。

2 実施事業

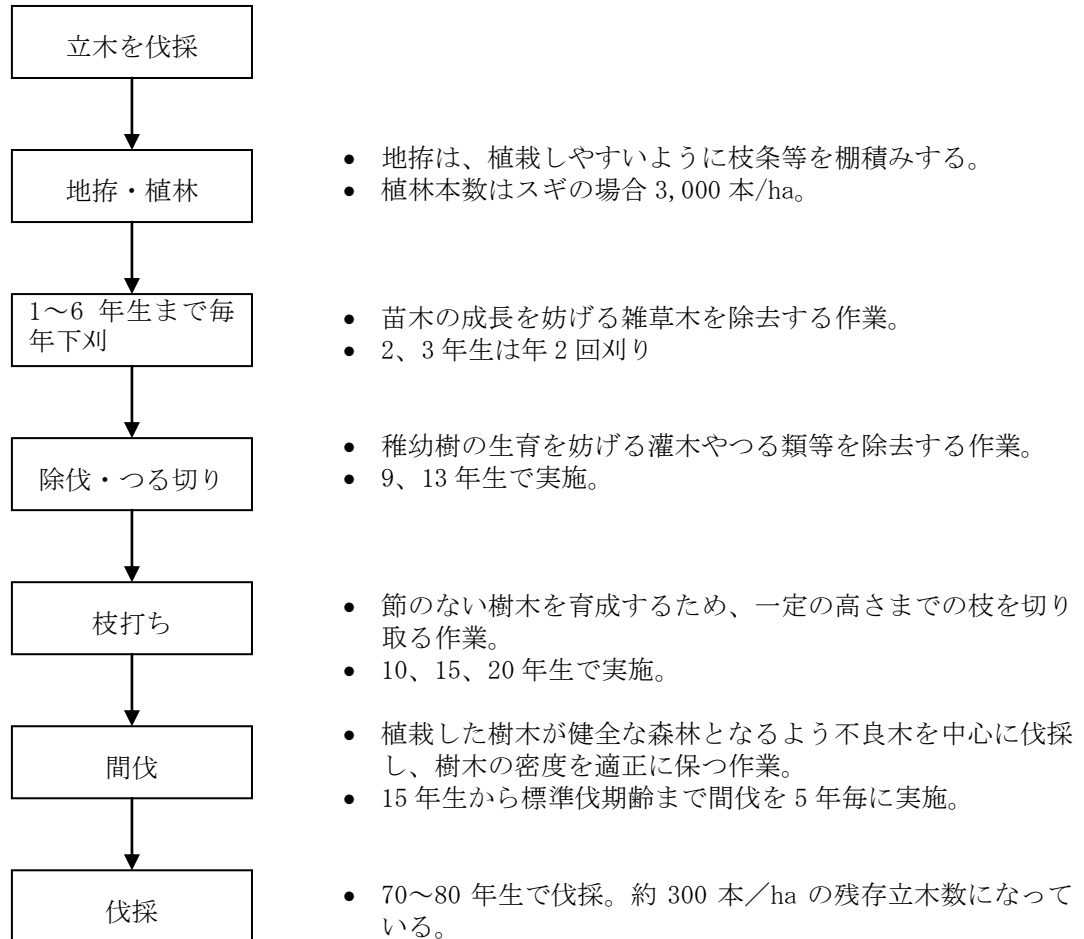
(1) 分収造林事業

分収造林事業とは、林業公社が土地所有者から土地の提供を受けてスギ・ヒノキ等を植え、育て、将来その造林木を伐採・販売したときに土地所有者と収益を分収する事業である。土地所有者（契約相手）と林業公社の間での主な役割分担は次のとおりである。

- 林業公社は造林地に地上権を設定する。
- 林業公社は造林・保育・管理を伐期まで責任を持って行う。
- 造林事業に関する補助金・奨励金等は林業公社が申請し取得する。
- 造林木は土地所有者と林業公社が共有する。
- 林業公社は災害に備えて、森林保険に加入する。
- 伐採・販売時には、収益を分収割合に応じて双方で分収する。



宮城県の林業における標準的な施業(スギ)の流れは次のとおりである。ただし、後述するが、林業公社では公社造林について平成 11 年度以降施業の見直しを実施している。



昭和 41 年に森林の造成を始めてから 39 年を経過し、平成 16 年度末森林経営面積は 9 千 274ha になっているが、全森林が未だに育成管理期にある。

この外、平成 14 年度に創設された「森林整備地域活動支援交付金」について市町村における制度化の理解と協力を得ながら、この交付金を活用して、作業路・歩道の整備、森林現況調査等の事業に取り組み、収穫期を見据えた条件整備を行っている。

平成 16 年度末における、経営森林の状況は次のとおりである。

<森林経営面積>

(単位:ha)

区 分	平成 15 年度末 面 積	平成 16 年度移動面積		平成 16 年度末 面 積	構成比	
		増(造林等)	減(解約等)			
樹種別面積	スギ	6,483.20	25.20	1.70	6,506.70	70.16%
	ヒノキ	1,067.01		0.13	1,066.88	11.50%
	アカマツ	1,557.94		0.34	1,557.60	16.80%
	カラマツ	114.90			114.90	1.24%
	その他針葉樹	0.86			0.86	0.01%
	広葉樹	27.18			27.18	0.29%
	計	9,251.09	25.20	2.17	9,274.12	100.00%

林業公社平成 16 年度通常総会資料より

<齢級別森林経営面積>

(単位:ha)

齢級	林齢	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他	計	構成比
I	5年以内	334.73	34.95				369.68	4.0%
II	5年～10年	631.40	254.89	0.30		11.80	898.39	9.7%
III	10年～15年	670.79	420.71	16.75	2.00	10.11	1,120.36	12.1%
IV	15年～20年	1,022.89	244.56	243.41	72.95	6.00	1,589.81	17.1%
V	20年～25年	1,147.52	82.68	280.55	23.52		1,534.27	16.5%
VI	25年～30年	983.14	27.26	479.26	16.06		1,505.72	16.2%
VII	30年～35年	1,040.31	0.56	309.25			1,350.12	14.6%
VIII以上	35年～	675.92	1.27	228.08	0.37	0.13	905.77	9.8%
	計	6,506.70	1,066.88	1,557.60	114.90	28.04	9,274.12	100.0%

林業公社作成資料を監査人が編集

齢級：林齢5年を一単位とする林業における林齢の単位

<平成 16 年度事業実績>

(単位:千円)

	事業区分	事業量	事業費
造林事業	新植	25.20 ha	14,511
	補植	2.92 ha	1,919
	地拵	15.20 ha	6,405
	小計		22,835
保育事業	下刈	485.36 ha	52,130
	除伐	396.99 ha	68,772
	保育間伐	341.50 ha	64,682
	枝打	63.32 ha	11,182
	つる切	7.00 ha	538
	小計		197,305
附帯事業	作業路整備	120,519 m	37,627
	歩道整備	15,480 m	549
	標識等設置	8 基	729
	間伐林分調査	110.28 ha	255
	森林現況調査	1,295.75 ha	8,589
	附帯費		6,595
	小計		54,347
計		274,489	

林業公社平成 16 年度通常総会資料より

(2) 分収林整備高度化事業

平成16年度に分収造林を実施した森林を対象に、生育調査や境界確認調査等を実施するほか、公益的機能の高い分収林契約地については、長伐期施業^(注)の導入を地権者に普及啓発を図りながら長伐期契約への変更を要請している。

(注) 長伐期施業とは、大径材生産を目的として、その伐期を標準伐期の概ね2倍に設定する施業であり、林業公社では従来の45年～55年から70年以上に設定している。

(3) 県有林業務受託事業

県有林について造林、保育並びに林道等の整備に係わる事業を宮城県から受託している。

(単位:千円)

区 分		事 業 量	事 業 費
造 林 事 業	新 植	10.00 ha	5,775
	補 植	2.61 ha	1,711
	小 計		7,486
保 育 事 業	下 刈	83.69 ha	8,485
	除 伐	189.66 ha	32,697
	保育間伐	146.16 ha	25,704
	枝 打	64.04 ha	10,678
	小 計		77,564
造林附帯事業	歩道補修	138,690 m	4,324
	小 計		4,324
林道事業	林道補修	26 m	2,853
	作業道補修	7,102 m	8,691
	林道刈払	7,400 m	498
	作業道刈払	25,930 m	1,894
	作業道開設	100 m	1,761
	小計		15,700
計			105,076

(4) 施設管理受託事業

以下の宮城県の公の施設管理業務を受託している。

(単位:千円)

施設名	事業内容	事業費
県民の森 (青少年の森を含む。)	県民の森施設管理 年間利用者数 197,423 人	37,842
	青少年の森施設管理 年間利用者数 10,836 人	
仙台港多賀城 地区緩衝緑地	緑地管理、運動施設管理 年間利用者数 218,066 人	48,405
仙台港港湾環境 整備施設 (仙台港公園)	緑地管理、運動施設管理 年間利用者数 370,076 人	16,378
蔵王野鳥の森 自然観察センター	施設管理	28,233
	年間入館者数 9,118 人	
計		130,859

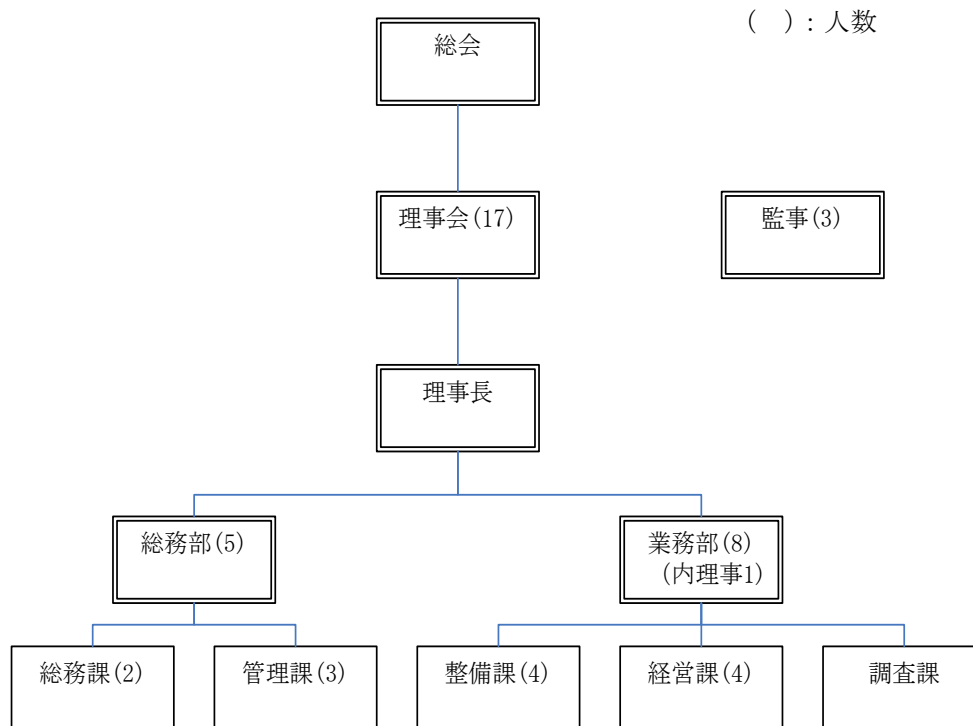
(5) その他の受託事業

宮城県及び市町村から受託し山林調査等を実施している。

平成 16 年度 4 件 事業費 4,639 千円

3 役員及び職員の状況（平成 17 年 10 月現在）

平成 17 年 10 月現在における林業公社の組織の状況は次のとおりである。



(地方機関)

- 多賀城地区緩衝緑地管理事務所 (4)
- 県民の森管理事務所 (4)
- 蔵王野鳥の森自然観察センター管理事務所 (3)

<役員>

区分	人員数	備考(うち、県職員・県退職者)
常勤	2名	県退職者2名
非常勤	15名	県職員3名
計	17名	

定款において役員について以下の定めがある。

- 第 12 条第 2 項 1 号及び第 4 項で理事長は知事が指名した理事をもって充てる。
- 第 12 条第 2 項 2 号で理事のうち 3 名は知事が指名する県職員をもって充てる。
- 第 12 条第 6 項で監事のうち 1 名は知事が指名する県職員をもって充てる。

<職員>

区分	人員数	備考(うち、県職員・県退職者)
職員	14名	県退職者3名
嘱託	9名	
計	23名	

県職員の職員としての派遣は平成 13 年度で終了している。

4 宮城県の財政的関与の状況

(1) 出資金（平成 17 年 3 月 31 日現在）

(単位：千円)

区分	社員数	出資金	出資割合
県	1	100,000	86.7%
市町村	39(注)	9,800	8.5%
林業団体	23	5,300	4.6%
財産区	2	200	0.2%
計	65	115,300	100.0%

注. 提出日現在、市町村合併により社員となっている市町村は宮城県 44 市町村のうち 30 市町村となっている。

(2) 貸付金、補助金及び委託金収入

(単位：千円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
委託金	307,528	281,780	270,709
補助金	159,803	159,612	165,655
県からの補助金等収入 依存度(注 1)	42.8%	30.5%	31.2%
県からの借入金残高	9,549,000	9,859,000	10,159,000
損失補償額	5,559,040	5,555,372	5,516,784

「公社等外郭団体改革計画の取組成果」(平成 16 年度)別紙 2 団体改革計画表及び経営評価シートより

注 1. (補助金収入＋委託金収入＋負担金収入) ÷ 収入合計

宮城県からの借入金（無利息）は平成 40 年度より返済が開始され、以後平成 76 年度までの 37 年間で返済する予定となっている。

損失補償額は、林業公社の公庫からの借入に係るものであり、林業公社が元本及び利子について約定どおり返済できなかった場合、宮城県が損失の補償を行わなければならない。

林業公社の場合、宮城県からの多額の借入金があるが、上記の補助金等収入依存度ではこの実態が把握できない。宮城県からの多額の借入金収入がある場合、分子にこの借入金を含めるなど、上記の補助金等収入依存度とは別に算定した指標が必要であり、借入金を分子に含めるなどして試算した結果は以下のとおりである。

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
分子に県からの借入金 収入を含めた場合	72.3%	51.9%	52.7%
分母から借入金収入 等を除いた場合	84.5%	82.1%	80.1%

借入は宮城県のほか公庫から行っているが、当該借入金は宮城県が損失補償しており、これらの借入金も分子に含めると、収入の宮城県への依存度は 90%を超えることになる。

経営する森林が保育期間中のため自主財源がなく、また、林業は公的補助金で成り立っている産業であるので、宮城県への収入の依存度が高くなるのは止むを得ない。

5 直近3か年の実績

(1) 要約貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	注	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
現 金 預 金		91	115	150
公 庫 借 入 留 保 金	※1	44	27	36
未 収 金	※2	147	146	117
(流 動 資 産 合 計)		283	289	305
基 本 財 産	※3	125	125	125
森 林 資 産	※4	14,910	15,200	15,427
車 両 運 搬 具		1	0	0
工 器 具 備 品		3	1	1
ソ フ ト ウ ェ ア 資 産			3	3
退 職 給 与 引 当 預 金		126	106	113
分 譲 造 林 引 当 預 金	※5	34	34	34
公 庫 償 還 引 当 預 金	※6	3	6	8
その他の固定資産合計		15,078	15,355	15,588
(固 定 資 産 合 計)		15,204	15,480	15,713
資 産 合 計		15,487	15,769	16,019
未 払 金		52	41	17
(流 動 負 債 合 計)		53	42	18
公 庫 借 入 金		5,559	5,555	5,516
県 借 入 金		9,549	9,859	10,159
退 職 給 与 引 当 金		126	106	113
(固 定 負 債 合 計)		15,234	15,521	15,788
(負 債 合 計)		15,287	15,563	15,807
正 味 財 産		200	206	211
(うち 基 本 金)		125	125	125
(正 味 財 産 合 計)		200	206	211
負 債 ・ 正 味 財 産 合 計		15,487	15,769	16,019

※1 公庫からの貸付決定額のうち未借入額。

※2 未収金の主な内訳は、補助金、交付金等の未入金分である。

※3 定款第32条の規程に基づき基本財産と定められた資産。平成16年度末現在の内訳は以下のとおり。

定期預金 36,877千円

有価証券 88,574千円(東北電力株式199,567株)

※4 森林資産の平成16年度末現在の内訳は以下のとおり。

(単位：百万円)

内 訳		金 額
直 接 事 業 費		14,690
間 接 事 業 費	人 件 費	1,928
	業 務 費	600
	支 払 利 息 等	7,374
	そ の 他	430
	小 計	10,334
事 業 費 計		25,025
補 助 金 等 収 入		12,269
分 収 交 付 金 等 支 出		△ 2,671
森 林 資 産 額		15,427

注. 分収交付金等支出は、過年度においてゴルフ場開発のため特定地区内の全山分収契約解除があったためであり、主伐はまだ行われていない。

※5 林業経営者の経営規模拡大の支援のため、昭和42年に林業公社で山林を取得し林業経営者に分譲していたが、昭和50年代に入り地価高騰の影響で事業を休止している。事業再開に備え資金を留保している。

※6 道路建設等のため土地所有者が山林の一部を売却した際に分収造林契約の一部解除が行われるが、公庫からの借入金はその一部繰上げ返済が出来ないため、将来当該山林の主伐が行われた際の借入金返済に備え、立木補償金等を留保している。

(2) 要約収支計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
収入の部			
分収造林事業			
基本財産収入	10	10	10
補助金収入	212	221	245
保険金・補償金収入	6	10	5
雑収入	6	8	7
借入金収入	505	883	851
特定預金取崩収入	30	25	1
分収林整備促進事業			
補助金収入	1	1	1
県有林管理事業			
受託収入	165	145	135
施設管理事業			
施設管理受託収入	134	129	130
施設使用料収入	5	4	4
その他の受託事業			
受託収入	10	6	4
当期収入合計	1,089	1,447	1,397
前期繰越収支差額	207	230	247
収入合計	1,296	1,677	1,644
支出の部			
分収造林事業			
直接事業費	343	302	274
間接事業費	95	88	66
分収支出		3	2
固定資産取得支出		4	
借入金支払利息	161	161	141
借入金返済支出	147	577	590
特定預金支出	1	5	6
分収林整備促進事業			
促進活動事業費	1	1	1
県有林管理事業			
直接事業費	123	107	105
管理費	38	34	28
特定預金支出	4	2	2
施設管理事業			
直接事業費	45	47	46
管理職員人件費	58	52	54
業務費	29	29	29
特定預金支出	1	1	1
県納付金	5	4	4
その他の受託事業			
山林調査事業費	5	3	3
管理費	4	3	1
当期支出合計	1,066	1,429	1,357
当期収支差額	22	17	39
次期繰越収支差額	230	247	286

6 宮城県の森林と林業

(1) 県有林の位置・面積

宮城県の森林総面積は、41万8千416haであり、うち国有林は13万3千120ha（32%）、民有林は28万5千295ha（68%）となっている。民有林のうち県有林は、1万3千332ha（4.7%）で県内31市町村に所在している。経営区分別にみると、県営林（土地・林木ともに宮城県が所有：県民の森を含む。）は、5千214ha（39%）で、仙台市近郊の宮城・黒川両郡に面積の約半数を占めている。また、宮城県が地上権を設定して行う県行造林（分収造林地）は8千118ha（61%）で、北上山系の登米市・本吉郡、奥羽山系の栗原市・加美・玉造郡、及び白石市、阿武隈山系の伊具郡に多く所在している。

(2) 県有林の林況

県有林の資源状況は、針葉樹林が総面積の88%を占め、広葉樹林が12%となっている。

針葉樹については、スギ・アカマツが大部分で、カラマツ・ヒノキのほか、山岳地帯の一部にヒメコマツが自生している。

<県有林の樹種別面積>

(単位：ha、%)

スギ	アカマツ	ヒノキ	カラマツ	クロマツ	その他針葉樹	広葉樹	未立木	合計
(51.7)	(24.1)	(3.5)	(3.1)	(0.2)	(0.5)	(11.8)	(5.1)	(100.0)
6,898	3,216	465	414	68	20	1,569	682	13,332

県産業経済部作成「みやぎの森林・林業のすがた」より

県有林は、その齢級構成はⅦ齢級以下（35年生以下）の林分が全体の54%を占めており、森林の健全な育成と質的整備を図るため、保育間伐や枝打ちなどを計画的に実施している。

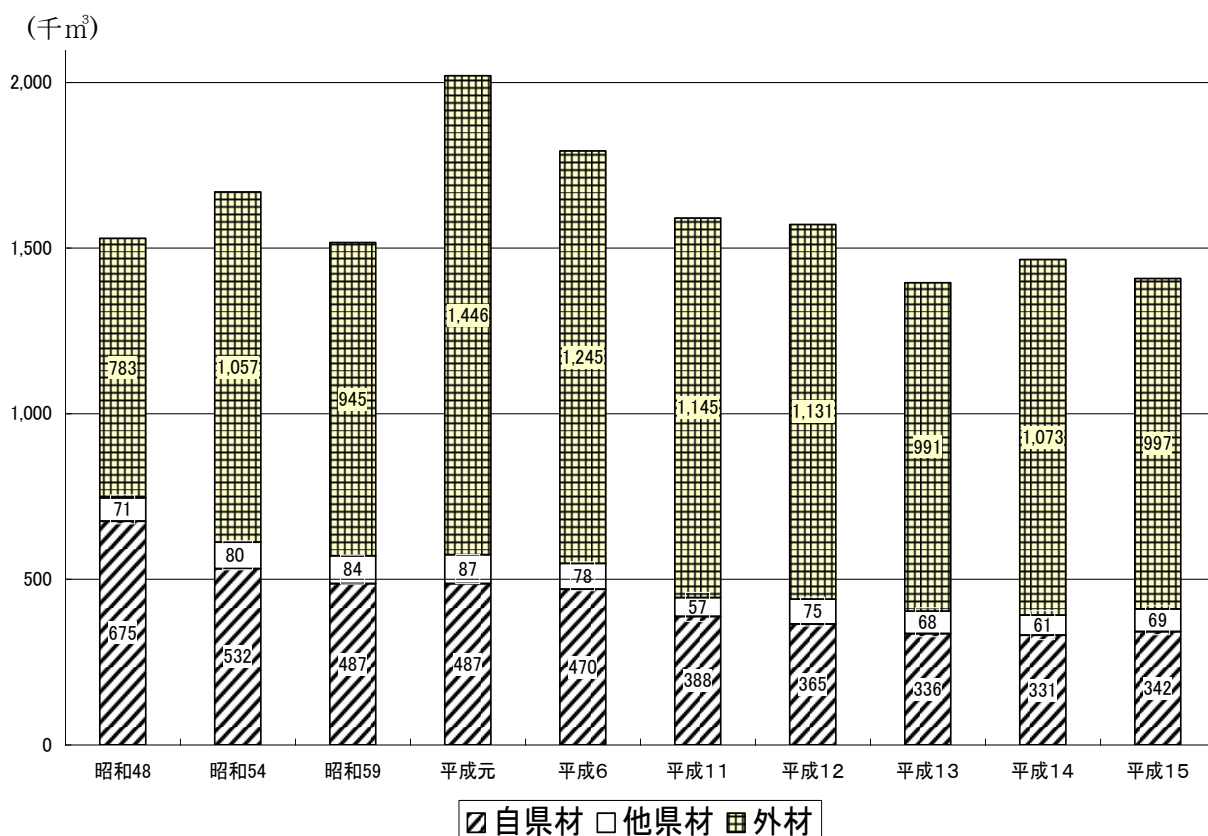
(3) 宮城県の実業

宮城県の素材供給量は、国産材が昭和 61 年以降 500 千³台で推移してきたが、平成 7 年から木材価格の低迷等による素材生産業者の生産意欲減退から 400 千³台に落ち込み、その後低水準で推移しており、平成 15 年は 411 千³となった。

また、外材は、昭和 60 年以降 1,000 千³台を越える水準で推移していたが、平成 10 年以降は、木材需要の減少による輸入量の落ち込みなどから 1,000 千³前後で推移し、平成 15 年は 997 千³（対前年比 92.9%）と 1,000 千³台を切っている。

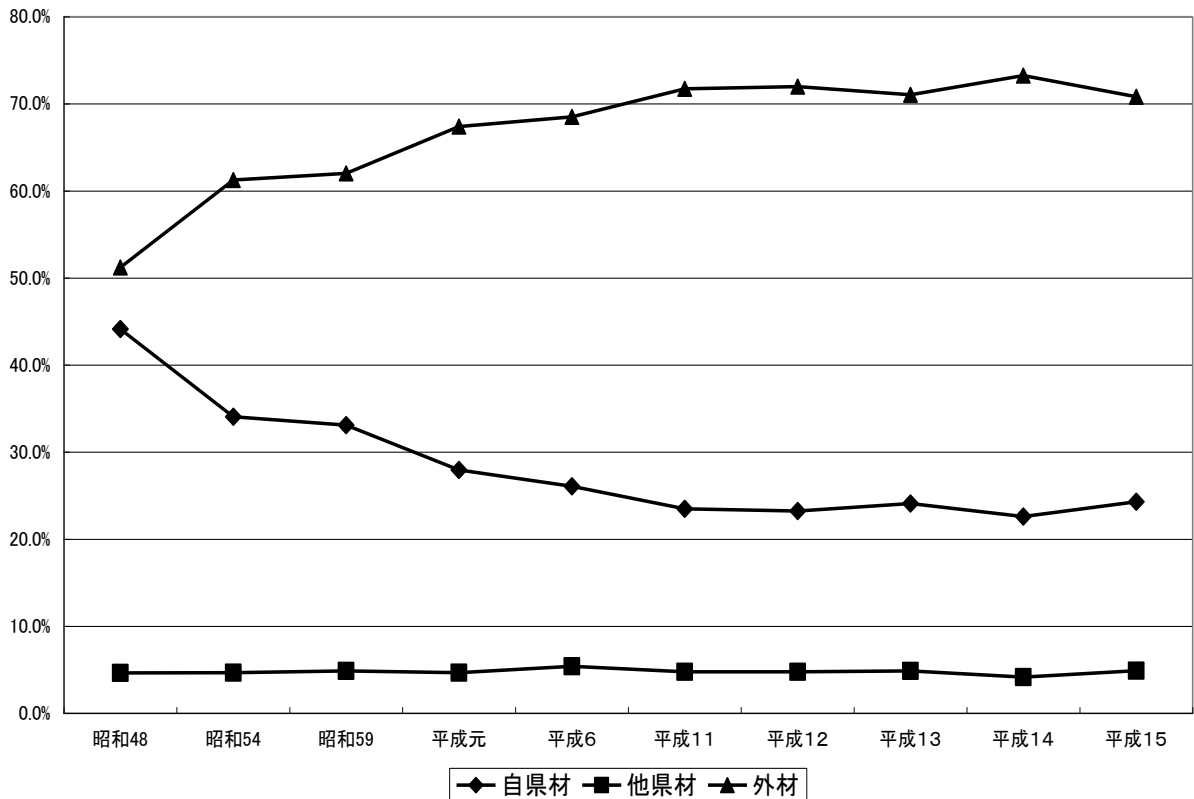
国産材と外材の比率は昭和 48 年頃は概ね 50 : 50 であったが、その後年々国産材の比率が減少し、平成 15 年では国産材 29 : 外材 71 となっている。国産材のうちの他県材の総供給量に対する割合は昭和 48 年以来 5%前後で推移しており、自県材が外材に取って代わられていることが分かる。

< 県内素材供給量推移 >



林業振興課作成「宮城県の木材需要とその動向」（平成 16 年）の資料に基づき監査人がグラフ化した。

<宮城県における素材供給元構成比推移>



林業振興課作成「宮城県の木材需要とその動向」（平成 16 年）の資料に基づき監査人がグラフ化した。

また、宮城県の林業においても、全国的な木材価格の低迷による影響を受けている。

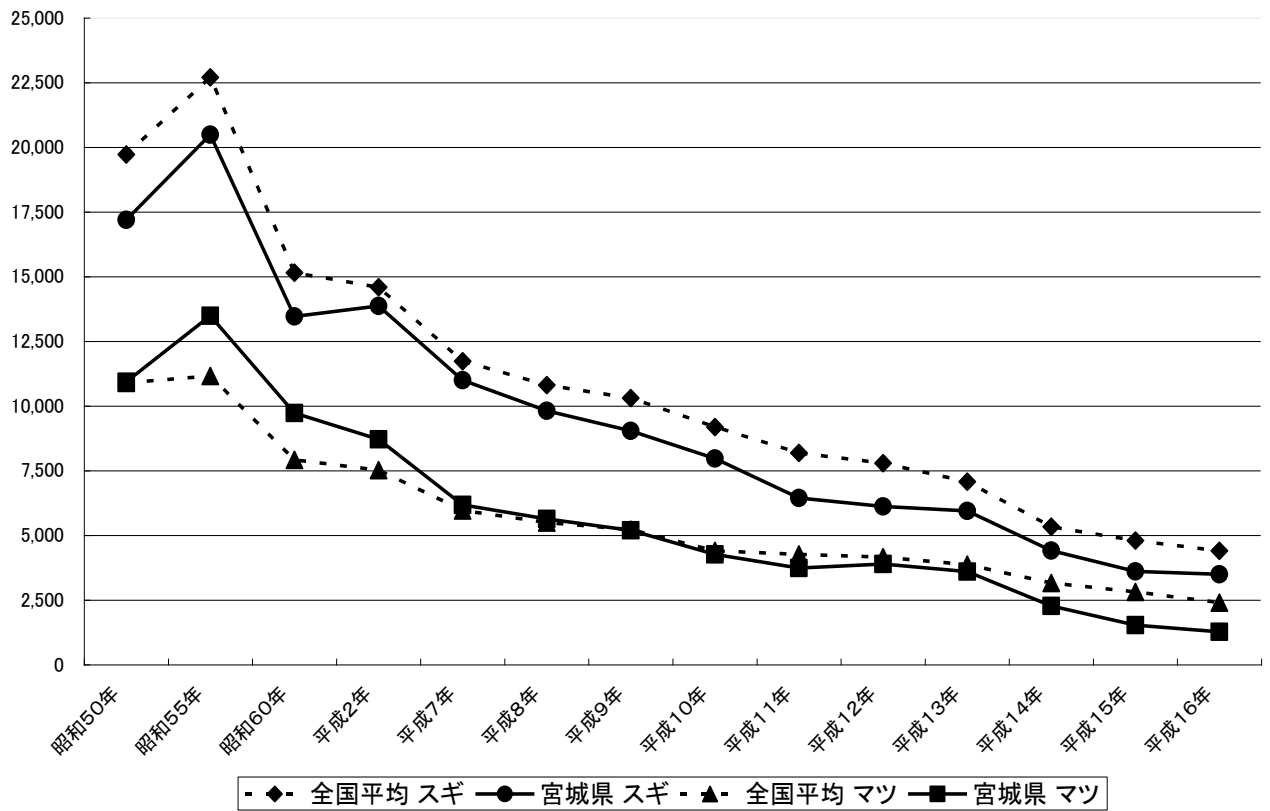
全国平均価格の推移を見ると、平成 16 年にはスギは最高であった昭和 55 年（22,707 円）の 19.4%（4,407 円）、マツは最高であった昭和 49 年（11,754 円）の 20.4%（2,401 円）までそれぞれ低下している。

宮城県の県内価格は更に著しく下落し、スギは最高であった昭和 55 年（20,491 円）の 17.1%（3,498 円）、マツは最高であった昭和 55 年（13,494 円）の 9.5%（1,280 円）にまでそれぞれ低下している。

スギは当初より県内価格は全国平均を下回っていたが、マツは平成 9 年を境に全国平均を下回るようになり、年々その乖離額が大きくなってきている。

なお、近年の立木価格の下落は、品確法（住宅の品質確保の促進等に関する法律。平成 12 年 4 月施行）の条件を満たすため、スギ素材に代わって集成材の利用が増加したことによるといわれている。このような状況となった主な原因としては、低価格の外国産材の輸入増加による影響が考えられている。外国産材が低価格であるのは、一般的に①低い人件費、②平坦地で運送コストが安い、③主として天然林であるため育成コストが安い、④違法伐採、等の理由が挙げられている。

<木材価格推移>



林業振興課作成「宮城県の木材需要とその動向」（平成16年）の資料に基づき監査人がグラフ化した。

注1. 上記価格は山元立木価格（(財)日本不動産研究所調べ）を使用している。

山元立木価格は、規格が末口径20～22cm、長さ3.65～4m程度の並丸太（利用材積という。）について、最寄木材市場渡し素材価格から伐木・造材及び運搬費等の生産諸経費を差し引いた利用材積1m³当たりの価格（単位：円）である。

7 林業公社の経営改革

(1) 林業公社における経営改革への取組み

平成 15 年度及び平成 16 年度の団体改革計画表によれば、林業公社の経営改善に向けての取組目標設定の考え方及び経営目標・評価推進委員会、宮城県の考え方等は以下の通りである。

	平成 15 年度団体改革計画表	平成 16 年度団体改革計画表
(1) 林業公社における取組目標設定の考え方	<p>公社の本来の事業である分収造林事業の主伐期が平成 23 年度からであり、現時点では収入が見込めないため、前年度と同じく、事業のあり方を基本に、事業費、人件費の縮減、受託事業の廃止、金利負担の軽減といった支出抑制に重点を置いている。</p> <p>なお、「施設管理受託事業の廃止」は、県からの要請により廃止時期の繰延を余儀なくされている。</p> <p>また、将来の収益増加が期待できる長伐期施業への移行手続を進めているが、平成 18 年度までの期間内には、効果が発現しない。</p>	<p>公社の本来の事業である分収造林事業の主伐期が平成 23 年度からであるが、森林の多面的機能の発揮と収益性の向上を期して長伐期施業（注 1）を導入したことによって、当初見込んだ収入が当面の間は得られない状況にある。</p> <p>そのため、前年度に引き続き事業のあり方を基本に、事業費、人件費の縮減や金利負担の軽減といった支出抑制に取り組むとともに、収入間伐等への取組も強化していきたい。</p>
(2) 経営目標・評価推進委員会の林業公社に対する意見とその対応	<p>〔団体に対する意見〕</p> <p>①支出の抑制に重点を置いて向こう 3 年間の目標値を設定する必要がある。</p> <p>②森林資産の将来の実現可能な価格の算定を行い、借入金返済の可能性を分析するとともに、分収林契約の内容の見直しに着手すべきである。</p>	<p>〔団体に対する意見〕</p> <p>森林資産の将来の実現可能な価格の算定を行い、借入金返済の可能性を分析するとともに、分収林契約の内容の見直しに着手すべきである。森林資産の価格の算定は、考えられる前提条件を複数設定し、想定される因子を決めた上で、早急に試算を行うべきである。</p>
	<p>〔林業公社の対応〕</p> <p>①直接事業費の削減や人件費縮減など盛り込んだ。</p> <p>②公社の森林は全てが育成管理期にあり、今だ市場性を有しないので、森林資産の評価は、難しい。</p>	<p>〔林業公社の対応〕</p> <p>①分収契約の見直しについては、平成 10 年度契約分から分収割合を変更しており（注 2）、当面は長伐期施業の移行に必要な契約期間の延長に重点を置いて参りたい。</p> <p>②未だ市場性を有しない森林資産の価格算定については、確立された手法がなく、また、想定する因子により結果が大きく異なることなどから慎重に検討して参りたい。</p>
(3) 経営目標・評価推進委員会の県に対する意見とその対応	<p>〔県に対する意見〕</p> <p>意見なし</p>	<p>〔県に対する意見〕</p> <p>借入金返済の目処が立たず、抜本的な解決策を立案する必要がある。</p>
		<p>〔県の対応〕</p> <p>①林木は生長資産であり、商品として伐採するまで極めて長期間を要し、かつ、木材価格は為替変動等の社会変化に大きく左右され、予測が不可能である。このような森林資産の特殊性から、長期にわたる収支を見通すことは極めて困難である。</p> <p>②引き続き改善計画の着実な実施等自助努力を促進するとともに、施業システムの検討（高収益、低コスト等）や収穫期を見据えた公社組織体制の整備などが図られるよう指導していくとともに、他県の動向について情報を収集していく。</p> <p>③林業公社が抱える借入金問題については全国</p>

	平成 15 年度団体改革計画表	平成 16 年度団体改革計画表
		的な問題であることから、関係団体と連絡を取りながら解決策を国等へ要望していく。
(4)団体の取組計画を踏まえた県としての団体改革に対する考え方	<p>①既契約分収林の収穫期（H23～）を見据えて、今後は、施業システムや体制について総合的に検討すべきである。</p> <p>②高収益・低コスト森林施業への転換が必要不可欠なので、今後とも土地所有者の意向も踏まえ、長伐期施業への移行や生産コストの縮減などを積極的に推進すべきである。</p> <p>③低利子資金への借換制度を積極的に活用して利子負担の圧縮を図っており、評価できる。今後も、継続して借換を行っていくべきである。</p> <p>④借入金の償還については、全国の公社が抱える問題であり、根本的解決策を国等へ要望していく。</p>	<p>①既契約分収林の収穫期（H23～）や収入間伐の実施を見据えて、今後は、施業システムや体制について総合的に検討すべきである。</p> <p>②高収益・低コスト森林施業への転換が必要不可欠であり、今後とも土地所有者の意向も踏まえ、長伐期施業への移行や生産コストの縮減などを積極的に推進するとともに、今後の林業公社有林の施業の方向性等を記した第4期森林整備計画（H18～H27）を策定すべきである。</p> <p>③施設管理受託事業については、指定管理者制度への応募の是非を含め、本来の目的である分収林事業を圧迫しないように実施を検討すべきである。</p> <p>④低利子資金への借換制度を積極的に活用して利子負担の圧縮を図っており、評価できる。今後は、借換に伴う収穫期の変化等を勘案して借換の是非を検討すべきである。</p> <p>⑤借入金の償還については、全国の公社が抱える問題であり、根本的解決策を国等へ要望していく。</p>

注 1：長伐期施業への転換（分収林の契約期間延長）

平成 16 年より、従来の 50 年又は 60 年契約を 70 年～80 年の長伐期施業への契約変更が行われている。これは、主伐時の林齢を上げることで蓄積が増え、かつ、材質が安定し、強い材質や曲がりの少ない木材となり、質の高い木材が生産できるからである。スギの場合、70 年生は 40 年生に対して 1 ha 当たりの生産額が約 9 割増加する一方、40 年生を過ぎると育林の手間がかからず、また、1ha 当たりの伐採・搬出コストは大差ないので、長伐期化に伴い 1 m³当たりの伐採・搬出コストは、約 3 割低下するという試算結果もある。

平成 17 年 9 月現在で面積にして 3 千 301. 47ha（林業公社経営面積の 35. 6%）の契約変更が完了している。

なお、平成 15 年に実施した長伐期施業への契約変更についての土地所有者へのアンケート調査では、同意するとの回答が面積にして 6 千 828. 77ha（林業公社経営面積の 73. 6%）分あった。平成 18 年度中には契約変更を完了させる予定となっている。

注 2：分収割合の見直し

平成 10 年度契約分より、それまで土地所有者 40：林業公社 60 であった分収割合を土地所有者 30：林業公社 70 にするとともに、経済事情の著しい変動があった場合に分収割合を協議のうえ変更することが出来るとの条項が契約書に追加された。

しかしながら、分収割合が変更されてからの経過期間が短く、かつ、近年新規植林面積を抑えていたので、新しい分収割合の契約面積は林業公社経営面積の数パーセントに過ぎない。

上記の林業公社における取組目標設定の考え方に基づく具体的な改善内容とこれまでの取組状況は以下のとおりである。

改 善 内 容	取 組 状 況
現行方式の新植面積の縮小と凍結	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 12 年度から順次縮小し、平成 17 年度で新植を凍結した。
施業見直しによる事業費（直接事業費）の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 11 年度より 2、3 年生の下刈の 2 回刈りを 1 回刈りとした。 ● 平成 13 年度より下刈事業を原則 6 年生から 5 年生に短縮した。 ● 平成 16 年度より保育間伐における伐採木の集積作業を原則不要とした。 ● 平成 17 年度より各保育事業における設計単価を実態に合わせて見直しした。
公庫資金借換による金利負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 10、13、15、16 年度合計で公庫借入金の借換 22 億 94 百万円を行い、支払利息 9 億 96 百万円を削減した。
新規職員の採用停止及び組織見直しによる人件費縮減	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 7 年度より新規採用を中止しており、平成 13 年度からは退職者の補充もしていない。また、平成 11 年度に 4 部あった組織を平成 14 年度までに 2 部にした。
施設管理受託事業の縮小	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 18 年度からの指定管理者制度の導入に当たり、従来県から随意契約で受託していた施設管理受託事業 4 施設については、平成 17 年度で契約を終了した。林業公社の事業と関わりが深い、「県民の森」及び「蔵王野鳥の森自然観察センター」について指定管理者に応募し、「蔵王野鳥の森自然観察センター」の指定管理者に指定された。
県の職員派遣を平成 13 年度で終了	<ul style="list-style-type: none"> ● 公社職員としての派遣は平成 13 年度で終了。

II 包括外部監査の結果

1 財務規程の改定漏れ

林業公社の財務規程第7条第1項で林業公社の会計責任者は専務理事とすると規定されているが、平成14年4月以降、専務理事が選任されていない。これは、県による理事長職の充て職を平成13年度で廃止したことに伴い、当時の専務理事が理事長に昇格した際に、新たな専務理事を選任しなかったためである。経営合理化による役職員の削減のため、現在、常勤理事は理事長と業務部長兼務理事の2名であり、総務部担当の常勤理事は不在である。

なお、現在は理事長が会計責任者としての職務を実施しているとのことであった。

早急に実態に合わせて財務規程を改定する必要がある。

2 宮城県からの受託事業の再委託率の算定方法

「公社等外郭団体改革計画の取組成果」（平成16年度）別紙2「団体改革計画表及び経営評価シート」3主な経営指標の推移における宮城県からの受託事業の再委託率について以下のように報告されている。

経営指標	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
県からの受託事業の再委託率(注)	19.3%	27.1%	—	—

注. (県からの受託事業の外部委託費÷県からの受託事業費)×100

林業公社には森林の保育事業において現場作業を行う人員がおらず、現場作業はすべて現地の森林組合等に委託しているので再委託率がゼロということはありません。事実関係を確認したところ、林業公社では、主要受託事業（「県有林受託事業」「施設管理事業」）をこの計算式から除外しており、「その他の受託事業」のみを計算していたことが判明した。林業公社では「県有林受託事業」等の直営実施は今後ともあり得ないとの考えから、直営可能な「その他の受託事業」のみを改革計画目標としていたとのことである。

一方、当該改革計画の主管である宮城県総務部行政管理課の考えは、再委託率は、団体に宮城県の事業を受託する事業執行能力があるか、あるいは団体は委託先として適切かなど、団体の存在意義や役割を考察する上で重要な指標であり、現行の改革計画表で報告されている数値では、林業公社の業務実態が正確に反映されていないと考えるとのことであった。

宮城県からの受託事業の再委託率の指標において県有林受託事業等を除外することは、当該指標を開示する趣旨からは乖離しており、記載から除外する合理的な理由はないと思慮する。

なお、県有林業務受託事業において(直接事業費÷県からの受託事業費)×100で算定した再委託率は以下のとおりである。

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
72.8%	74.2%	74.3%	77.5%

Ⅲ 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

1 森林資産勘定の評価

(1) 概要

土地所有者と林業公社は分収造林契約を締結し、林業公社は造林から保育、伐採までの管理を伐期まで実施している。林業公社はこの造林等の事業費を林業公社が設立された昭和41年以降、現在まで森林資産勘定(資産)に計上している。

平成16年度末における森林資産勘定は154億27百万円である。これは造林等の事業費に対して、造林事業に係る管理費に造林事業に係る借入金支払利息を加え、宮城県造林補助金及び森林国営保険収入等を控除したものである。

平成16年度末における森林資産勘定の内訳は21頁のとおりである。

分収林に係る支出等のうち森林資産勘定として認識すべき範囲は、一般に公正妥当と認められる会計基準が設定されていないが、林業公社が採用している会計処理方法は全国の森林整備法人の多数が採用している会計処理方法と同様である。

(2) 意見

森林資産勘定の計上方法は、公社造林直接事業費と管理事務費の合計から造林補助金や森林国営保険収入を控除する方法(いわゆる費用価法)を採用している。林業公社によれば、分収林はまだ伐採・販売に適さない若い樹齢の森林であるため、このような方法を適用しているものである。森林の評価方法として、不動産鑑定評価では以下の方法があるとされている。

- 1) 市場価逆算法：最寄市場で取引される市場価格から伐採・搬出に要する事業費等を控除した金額。伐期に達した立木の評価に適用される。
- 2) 期望価法：市場価格のない幼齢期経過後伐期前の立木において、これを利用することによってどれほどの収益が得られるか収益性に着目した理論的な手法。立木補償額の評価に適用される。
- 3) グラーゼル法：実験による統計的手法に基づき数学的補正を行った式で算定する方法であり、計算が簡便であることから広く一般に採用される式である。幼齢林から壮齢林までの中間齢級の立木に適用される場合が多い。

上記に対して、企業会計においては、資産評価の方法は、一般的に取得原価による評価から時価による評価に移行している。さらに、公会計においても日本公認会計士協会公会計委員会研究報告第7号「公会計原則(試案)」(注)のⅡ貸借対照表原則注解(注3)(5)では、森林等は貸借対照表上の特定資産の天然資源と区分し、非流動資産に属するものとされており、「その評価は、産出物の将来見込額から産出のために必要とされる経費を差し引いた残額の現在価値額で評価する。」とされている。

「同試案」は、現在その適用が強制されるものではないが、公社造林について「同試案」を利用した現在価値額(将来キャッシュ・フローの現在価値)による評価も念頭において、今後さらに分収林の状況に即した適切な評価方法を検討、採用することが望まれる。

(注) 公会計分野において先駆的な役割を果たすために、日本公認会計士協会が研究報告として取りまとめたものである。我が国の公的部門における財務情報の明瞭かつ十分な開示に対して基礎を与えようとするものである。

2 今後の林業公社のあり方

(1) 概要

全国の都府県が出資している林業公社等の森林整備法人 40 団体の借入金総額が平成 16 年度末で 1 兆 2 千 115 億円に達し、うち自治体からの借入れが約 5 千億円にも上るとの新聞報道(朝日新聞 平成 17 年 10 月 2 日)がなされている。

林業公社においても平成 16 年度末の借入金残高は 156 億 75 百万円(うち宮城県からの借入金 101 億 59 百万円)となっている。林業公社が経営する森林の主伐の開始時期が早いものでも平成 23 年からであるとはいえ、26 頁で示したように現在の木材価格の推移を勘案すれば、今後の借入金返済について強い懸念を抱かざるを得ない状況である。

このような状況に対して、宮城県では前掲 I 7 林業公社の経営改革のとおり、様々な検討がなされてきた。

(2) 意見

宮城県の事情を勘案して、公社造林事業において現在検討すべき対応策について提案する。

① 宮城県の財政負担についての情報公開

「7 林業公社の経営改革(1) 林業公社における経営改革への取組み」に記載のとおり森林資産の評価と長期収支見込み試算に関する経営目標・評価推進委員会の意見に対する林業公社及び宮城県の回答はかなり消極的な回答となっている。

多額の借入金残高とその返済原資である森林資産の価格低迷が続いている現状を考えると、その重要性から踏み込んだ積極的な情報公開を行い、広く県民の理解を得ておく必要があると思慮する。確かに森林資産の特殊性から、長期にわたる収支を見通すことは困難であるが、数十年先の見通しを行うのであるから試算結果の不確実性を前提としつつも、将来県民が負担する可能性のあるリスクの大きさについて情報公開することの方が大いに意義があると思慮する。

経営目標・評価推進委員会の意見にもあるとおり、考えられる前提条件を設定し、想定される因子を決め、その前提条件を示した上で試算結果を公表するべきである。

なお、林業公社による非公式な試算によると以下のような結果が出ている。平成 93 年度における累積収支不足額は、現在の宮城県からの貸付金 102 億円を含んだ金額である。したがって、宮城県は現在の貸付金 102 億円について全額債権放棄したうえに、公庫からの借入金について宮城県が損失補償契約をしていることから更に約 33 億円から約 74 億円の追加支援が必要ということになる。

共通条件：長伐期施業（伐採スギ 70 年生、ヒノキ 80 年生）への移行割合 70%

適用山元 立木価格	主伐面積 割合	貸付金残高 のピーク(年度)	累積収支 不足額 (平成 93 年度)	単価 (円/m ³)	
				スギ	ヒノキ
平成 16 年度 宮城県価格	75%	188 億円 (H57)	176 億円	3,498	14,337
	100%	180 億円 (H56)	156 億円		
平成 16 年度 東北 6 県平均価格	75%	179 億円 (H56)	160 億円	4,509	14,519
	100%	170 億円 (H54)	135 億円		

他県において長期収支見込を開示している例も幾つか見られるようになっており、宮城県においても早急に情報公開を行うことが望まれる。

② 公庫借入金早期返済

林業公社の平成 17 年 5 月末現在の公庫から借入金残高は 54 億 75 百万円となっている。これを現状の償還スケジュールで返済した場合の支払利息総額は 34 億 34 百万円にのぼる。上記借入金の利率別残高内訳は以下のとおりである。

(単位：百万円)

利率	残高内訳
無利子	689
1%台	2,330
2%台	524
3%台	1,069
4%台	339
5%台	256
6%台	263
計	5,475

このような借入金の利払いの負担に対して、宮城県からの無利子借入金により公庫からの有利子借入金を繰上返済したり、より低利率な借入金への借換えを実施することで、利息負担を削減することが考えられる。

特に高利率の借入金については、早急に繰上返済を行うことが望まれる。そのために基本財産の東北電力株式の含み益（約 4 億円）及び今後再開の可能性が低い分譲造林引当預金 34 百万円等の有効利用を検討することが望まれる。

また、宮城県の財政事情の観点からも一気に宮城県からの借入に借換えを実施することは困難であるが、公庫からの借入はすべて宮城県が損失補償しており、林業公社で返済できない場合は宮城県が負担することになるので、将来的な宮城県民の負担を少しでも減らすためには可能な限り一般会計からの予算を確保することにより繰上返済を進めるべきではないかと考える。

③ 不成績林に係わる分収契約解除と公庫借入金繰上返済

現状では間伐が行われるⅦ齢級以上の森林は現況調査が行われてるが、Ⅶ齢級未満の森林については現況調査は行われておらず、不成績林の状況が把握されていない。

これまで造成してきた森林のうち、自然災害や生育不良により収益が見込めない不成績林について調査し、土地所有者の理解を得ながら解約等を進め、公庫借入金の繰上償還による利息の軽減を図ることが望まれる。

④ 既存分収契約の分収率見直し

分収率は平成10年度以降契約分は、30（土地所有者）：70（林業公社）であるが、林業公社経営面積の90%以上は40：60のままとなっている。確かに、林業公社からの一方的な分収率の見直しを求め、強制的に決定することは出来ないが、既存の分収契約が締結された当時は木材価格がここまで下落することは誰も予想できなかったものであり、現在の林業の状況を勘案した分収契約者への説得、情報交換の場を設定し、既存契約の分収率の見直しについて協議することが望まれる。

なお、分収率の見直しに当たっては、本格的な主伐期を迎えるまでの期間が相当あることから将来木材価格が現在よりも回復する可能性もあり、その際には再度見直しを行うことを前提とするか、若しくは主伐時の木材価格により分収率をスライドさせることも考えられる。その場合、例えば木材価格が一定金額以上になった場合に、現状の分収率よりも土地所有者の分収割合がアップするような条件等土地所有者に何らかのメリットがあるものであれば、土地所有者の理解が得られ易くなるのではないかと思われる。

また、林業公社の出資団体である市町村との分収率は、他の民間との間の分収契約と同率となっているが、県土保全や水源確保などの森林の公益的機能を維持するという観点から、市町村との分収割合は民間よりも引き下げる交渉を検討することが望まれる。

さらに、長伐期施業への転換により主伐期までの期間を延ばすことから、林業公社の自主財源の確保が困難となることを考慮し、間伐収入や主伐前に道路工事等により一部森林を伐採した際の補償金等についても、その金額が一定金額未満の場合には分収をやめ、全て林業公社の収入とすることも検討の余地があると思われる。少額の分収交付金の算定を行う回数が大幅に減り、かなりの事務管理コストの削減が出来ると思われる。

⑤ 宮城県民の森林への理解の促進

(A) 森林の多面的機能

国においては平成13年6月にこれまでの木材生産を主体とした政策を抜本的に見直すために「森林・林業基本法」を制定し、この基本理念として1)森林の有する多面的機能の発揮、2)林業の持続的かつ健全な発展、3)林産物の供給・利用の確保を掲げている。この1)に関し林野庁、日本学術協会において考案された算出方法によって森林の多面的機能を貨幣評価することが可能である。宮城県の森林(国有林も含む。)について、1年間の多面的機能が生み出す貨幣的価値の算定結果(宮城県林業振興課試算)は、次のとおりである。

宮城県における森林の公益的機能の評価額(年間)		
機能の種類	評価額	算出根拠
水源かん養機能	2,244億円	
降水貯留機能	774億円	森林の降水貯留量を、降水が森林地帯の土壌へ浸透する量と裸地であった場合の浸透量との差より算出。これに利水ダムの減価償却費及び維持費を乗じて評価。
洪水防止機能(注)	(660億円)	森林による豪雨時の直接流出の軽減量を、裸地との比較により算定。これに治水ダムの減価償却費及び維持費を乗じて評価。
水質浄化機能	1,470億円	森林が、雨水中の不純物の吸着等により水質を改善し、利用可能な水として河川等に流出する機能の評価。降水貯留機能で算定した森林の降水貯留量に、雨水利用施設による減価償却費及び維持運転費を乗じて評価。
土砂流出防止機能	4,491億円	有林地と無林地の土砂の浸食量の差から森林による浸食防止量を算出。これに砂防ダムの建設費を乗じて評価。
土砂崩壊防止機能	1,407億円	有林地と無林地との崩壊面積の差から、森林による崩壊軽減面積を算出。これに治山事業による山腹工事費を乗じて評価。
大気保全機能	1,069億円	
二酸化炭素吸収機能	258億円	森林が固定する炭素量から二酸化炭素の吸収量を算出。これに火力発電所における二酸化炭素回収コストを乗じて評価。
酸素供給機能	811億円	森林が固定する炭素量から酸素の供給量を算出。これに酸素価格(タンクローリー液体酸素取引価格)を乗じて評価。
保健休養機能	693億円	旅先での行動で「自然風景をみる」と回答した者の割合及び自然を構成する土地のうちの森林の割合等を算出。これに観光消費額を乗じて評価。
野生鳥獣保護機能	631億円	森林のもつ生物多様性保全機能のうち、野生鳥獣保護機能について、森林性鳥類(留鳥+夏鳥)の生息数を推定して評価。
計	1兆535億円	(県民一人当たり約45万円)

注：洪水防止機能は豪雨時の機能であり、年間評価額には含まない。

なお、林業公社が所有している公社造林の多面的機能の貨幣的価値評価額は上記のうち224億円であるとのことである。

このような多面的機能の評価数値も参考にし、森林及び林業を評価していく必要があると考える。

(B) 宮城県民への情報公開

宮城県における公社等の情報公開は、情報公開条例等により定款、事業報告書（営業報告書）、収支計算書（損益計算書）、貸借対照表等の業務・財務に関する資料の公開に努めることとされている。しかし、公開の場所は、県の情報センター・コーナー及び各公社等の窓口に限られていることから、より簡単に県民に情報を提供できるようにすることが課題となっている。

このため、「公社等外郭団体改革計画」において公社等自らがインターネットにより、条例等に定める資料を公表するとともに公社等が、県から委託金、補助金、負担金を受けて特定の事業を行っている場合は、その名称、金額、事業内容、実績等についても、インターネットにより公表するよう努めるものとしてされているが、林業公社ではまだインターネットによる情報公開は行われていない。

現状の林業公社経営は非常に厳しい環境下であり、このまま木材価格の低迷が続けば多額の債務が返済不能に陥る危険性が高い。このため、経営改善へ向けた取り組み等、経営の実情を積極的に情報公開し、開かれた林業公社経営を進めることが望まれる。

また、立木の共有者である森林所有者に対し、林業を取り巻く状況や林業公社経営の実状を伝え、理解を促すとともに、伐採時期や方法、契約期間や分収率の変更等、契約に関わる情報公開を継続して実施することが望まれる。

さらに、森林の持つ公益的機能の増進を図る「森林整備の担い手」としての林業公社が、その役割を果たすためには、未だ林業公社経営林が保育段階にあるため、今後とも宮城県からの借入金に頼らざるを得ない。これは、貴重な税金から賄われることになるため、県民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。

⑥ 計画的な人員補充の実施

平成7年度より、経営合理化のため新規職員の採用を止めているが、今後も公的な森林整備推進機関として存続させるのであれば、職員の年齢構成を考慮し計画的な人員の採用を行う必要がある。

上記①～⑥までの意見を総合して林業公社の今後のあり方を考察する。林業公社は、設立当初、分収造林方式による「拡大造林の担い手」として、森林資源の計画的造成・保育による公益的機能の発揮や山村地域の振興に努めてきた。しかし、輸入材の拡大、国産木材の著しい価格下落等から新規分収契約を凍結しており、従来の林業公社による分収契約造林の事業モデルは、既に成立たなくなっていることは、周知の事実となっている。

現在、公社造林は、多額の累積債務の償還が困難となっており、大きな経営問題を抱えているところであるが、分収造林は国の林業政策の一環として推進されてきたものであり、また、公社造林の経営改善は、宮城県のみならず各県共通の課題となっている。

多額の累積債務問題に当っては、国等の積極的な支援が不可欠であり、また、宮城県においても厳しい財政環境の中で、森林・林業施策全般にわたって見直しを行い、緊急性や優先度等を明確にしながら施策を講じられる必要がある。

もとより、これらの実施に当っては、県民の十分な理解のもとに進められる必要があるため、これまでの経緯、今後の林業公社の役割等について情報を開示するなどにより、その醸成に努めていくことが必要である。

分収契約という方式で土地所有者に代わって森林施業を行うという造林推進を主体とする事業モデルを見直し、「森林・林業基本法」の基本理念を具現し事業を展開していくあらたな森林整備推進機関として再生することが検討されなければならない。そのためには、土地所有者の理解と協力が不可欠であるとともに、宮城県及び市町村はもとより、国及び公庫に対しても林業公社の経営、改善策への積極的な協力を強く期待するところである。

第4 宮城県住宅供給公社

I 住宅供給公社の概要

1 事業の目的及び設立経緯

(1) 目的及び事業

① 目的（定款第1条）

この地方公社は、住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集合住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

② 業務の範囲（定款第17条要約）

この地方公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 1) 住宅の積立分譲を行なうこと。
- 2) 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。
- 3) 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。

(2) 設立経緯

住宅供給公社は、昭和31年4月に宮城県と仙台市の発起によって、「財団法人宮城県住宅協会」として設立されたが、その後、昭和40年6月に地方住宅供給公社法が制定されたことに伴い、翌昭和41年1月に同法に基づく特殊法人として宮城県住宅供給公社が発足した。

その後、住宅供給公社は地方住宅供給公社法の趣旨に沿って県民の生活と社会福祉の増進に寄与するため、宮城県の住宅政策の補完的役割を担い、良質で低廉な住宅の供給に務めてきた。また、公営住宅の入居資格要件を超える収入階層を対象とした賃貸共同住宅を建設・供給することにより、宮城県の住宅政策を補完し、県民の住生活の面から福祉の向上に貢献してきた。

2 実施事業

住宅供給公社の前身である財団法人宮城県住宅協会が設立された昭和31年度から平成16年度までの事業実績は以下のとおりである。

(1) 分譲事業（積立分譲、一般分譲、特定分譲、宅地分譲）

戸建住宅分譲	72 団地	12,277 戸
宅地分譲	19 団地	1,499 区画

主な団地とその分譲年度（戸建住宅分譲及び宅地分譲）

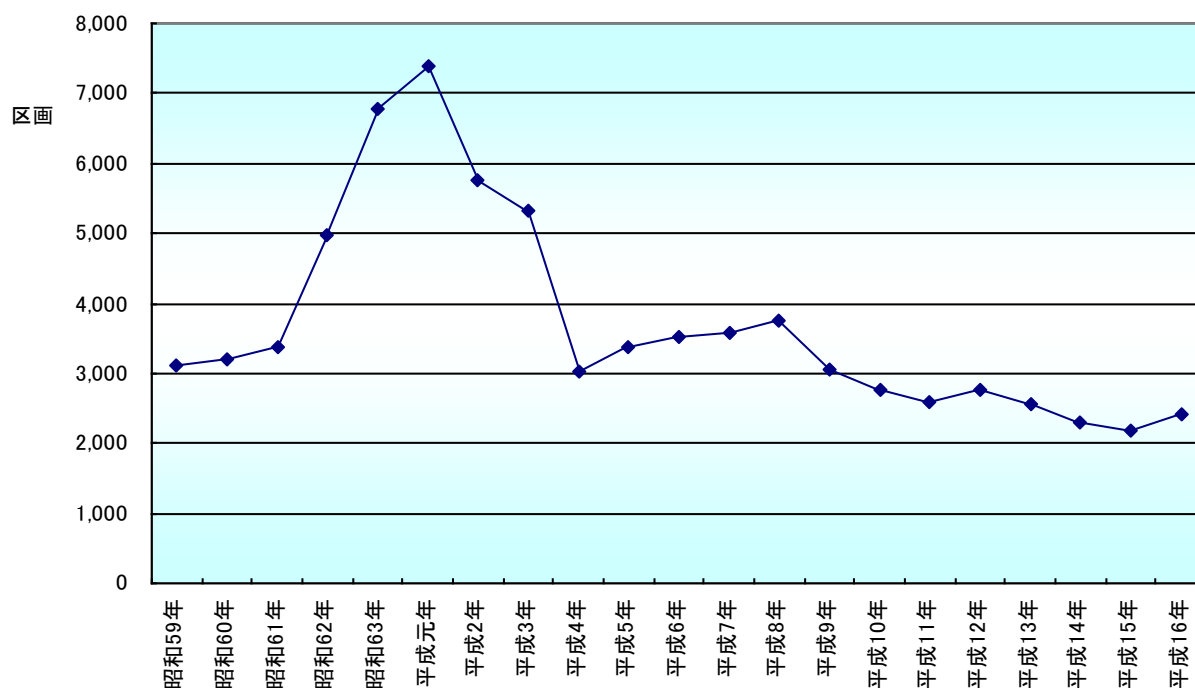
松陵ニュータウン	1,913 戸	昭和60年～平成7年
加茂	1,787 戸	昭和52年～平成元年
船迫	983 戸	昭和52年～平成7年
菅谷ニュータウン	770 戸	平成7年より
名取ニュータウン	615 戸	昭和39年～昭和45年
太白	556 戸	昭和50年～昭和63年

(注) 上記実績は、昭和31年4月設立の財団法人宮城県住宅協会設立からの分譲実績である。

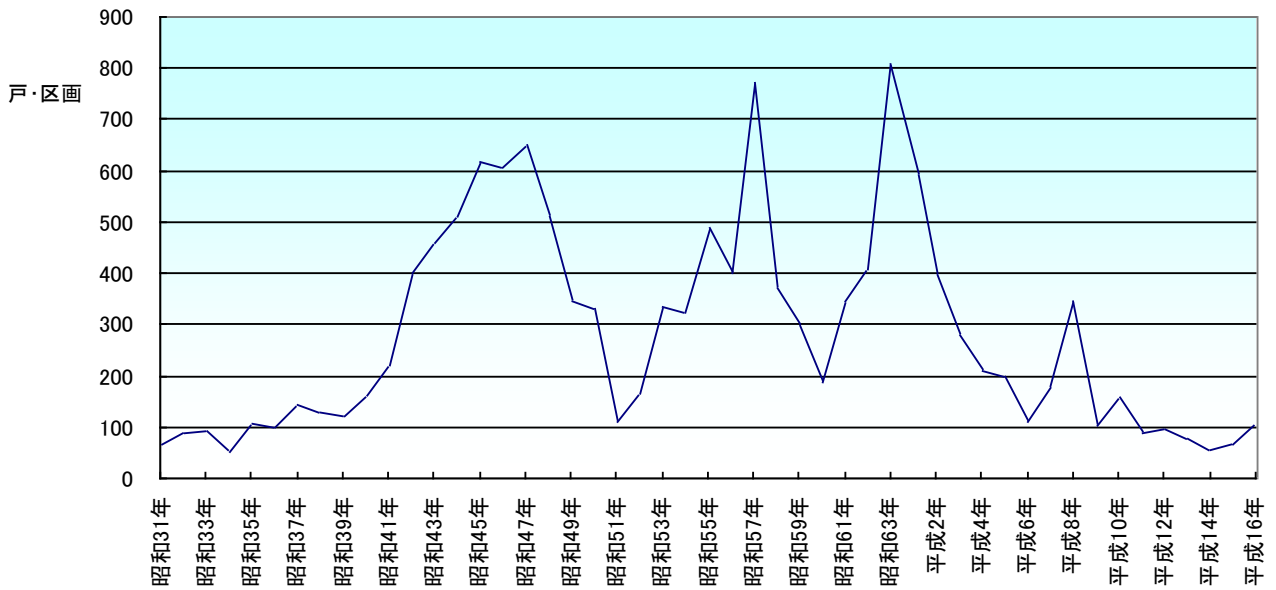
住宅供給公社「事業概要（平成17年度版）」より

① 過去20年間の仙台圏の総分譲地：供給実績（昭和59年から平成16年まで）

フルタプランニング調査より



② 昭和 31 年度から平成 16 年度までの住宅供給公社の分譲戸数・区画数の推移



住宅供給公社「事業概要（平成 17 年度版）」より監査人がグラフ化

住宅供給公社の年度別分譲戸数・区画数は、昭和 63 年頃までは比較的順調に推移した。昭和 63 年の 807 戸（区画）をピークに、バブル経済崩壊後減少に転じ平成 6 年まで 6 年連続減少した。平成 7 年及び平成 8 年には、菅谷ニュータウンの分譲開始により一時的に増加に転じたが、不動産市況の低迷が長期化しているためその後減少に転じ、平成 11 年には住宅供給公社設立以来はじめて分譲戸数・区画数が 100 戸（区画）未満となった。

また、住宅供給公社の主要団地が含まれる仙台圏の分譲地供給の実績の推移と比較しても、バブル経済崩壊後の趨勢は同様の状況である。平成 10 年に 2,000 区画台に減少し、以後同水準で推移している。

なお、上記調査資料から住宅供給公社の供給実績は仙台圏の分譲地供給実績のおおよそ 5% から 10%程度を占めているものと推定される。

(2) 管理事業（一般賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、賃貸宅地、団地利便施設等）

賃貸住宅管理（一般賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅）、賃貸施設管理、団地利便施設管理、展示住宅管理、社屋管理から構成されている。

このうち賃貸住宅管理事業は以下のとおりである。

一般賃貸住宅

団地名	棟数	戸数	管理開始年月
澁	2	48	昭和 33 年 6 月
角五郎	2	56	昭和 35 年 1 月
東照宮	2	56	昭和 36 年 12 月
黒松	10	200	昭和 38 年 10 月
折立	2	48	昭和 45 年 7 月
将監	12	290	昭和 46 年 8 月
通町	1	60	昭和 47 年 1 月
太白	1	24	昭和 52 年 11 月
合計	32	782	

高齢者向け優良賃貸住宅

所在地	棟数	戸数	管理開始
太白区長町	1	27	平成 14 年 6 月
宮城野区中野	1	30	平成 15 年 4 月
若林区木ノ下	1	10	平成 16 年 11 月
計	3	67	

(注)1. 戸数は空室を含む管理戸数である。

2. 上記団地のうち、澁及び角五郎については平成 17 年度に建て替えを断念し、澁については一般競争入札による売払い、角五郎については契約に従い宮城県に無条件で寄付することとした。

住宅供給公社「事業概要（平成 17 年度版）」より

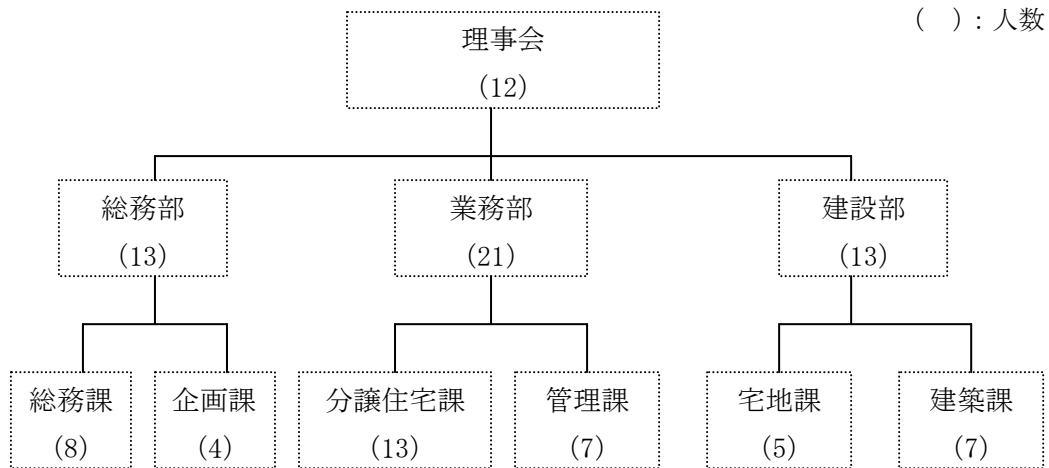
(3) 受託事業

地方公共団体や旧住宅・都市整備公団からの委託を受け団地開発や賃貸住宅の設計、工事監理等を行ってきた。近年では、団地開発に関連して土地区画整理組合からの委託を受けている。

3 役員及び職員の状況（平成17年4月1日現在）

平成17年4月1日現在、住宅供給公社の事業は以下の組織で遂行されている。図に記載のとおり、役員12名（理事長及び常務理事各1名、非常勤理事8名、非常勤監事2名）、職員47名から構成されている。組織は、3部・6課（総務部（総務課、企画課）、業務部（分譲住宅課、管理課）、建設部（宅地課、建築課））から構成されている。

なお、分譲住宅課には3カ所の現地案内所を常設しており合計9名の職員が配属されている。



平成17年4月1日現在、分譲住宅課には下記の現地案内所が所属している。

・菅谷ニュータウン現地案内所	3名
・将監ニュータウン現地案内所	3名
・愛島東部ニュータウン・愛の杜現地案内所	3名
計	9名

役員

区分	人員数	備考（うち、県職員・県退職者・公社退職者）
常勤	2名	県退職者2名
非常勤	10名	県職員2名、県退職者1名
計	12名	

職員

区分	人員数	備考（うち、県職員・県退職者・公社退職者）
常勤	43名	県退職者4名
非常勤	4名	住宅供給公社退職者4名
計	47名	

（注）常勤職員には派遣社員8名が含まれる。

4 宮城県の財政的関与の状況

平成 16 年度末現在、宮城県の財政的関与の状況は以下のとおりである。特に、平成 15 年度以降、住宅供給公社は、民間金融機関からの借換及び新規の借入を独自の信用力により調達することができなくなったため、宮城県は民間金融機関と多額の損失補償契約を締結するに至った。当該損失補償契約は、民間金融機関が住宅供給公社に対して行った融資に係る損失を宮城県が補償することについて各民間金融機関と合意した契約である。住宅供給公社が元本及び利子について約定どおり返済できなかった場合、宮城県が損失の補償を行わなければならない。

① 資本金 (単位：百万円)

出資者	出資額	出資割合
宮城県	20	93.8%
県内市町村	1	6.2%

(注) 住宅供給公社に出資している宮城県内の市町村

仙台市、白石市、名取市、石巻市、気仙沼市、古川市、塩竈市、柴田町及び大河原町

② 貸付金、損失補償及び補助金等 (単位：百万円)

種別	名称・内容	金額
損失補償	宅地造成事業資金損失補償借入金残高	24,786
貸付金	仙台北部中核都市建設促進資金貸付(奥田団地)	2,000
負担金	職員共済組合共済費負担金	5
補助金	公営住宅等関連事業推進事業補助金	3

(注) 負担金 地方職員共済組合法に基づいて、設置団体である宮城県が負担する平成 16 年度の負担額である。

補助金 展示住宅「みやぎ・いきいき住宅」に係る宮城県の平成 16 年度の補助金である。

損失補償に係る借入金使途団地別内訳 (単位：百万円)

使途団地	損失補償借入金残高	うち返済期限繰延額
菅谷	3,360	850
将監	12,668	5,528
愛島東部	5,836	852
ゆとり～と小牛田	2,742	—
鷲足	180	—
計	24,786	7,230

(注) 「返済期限繰延」とは、当初借入実行時の返済期限に返済できなかったため、借り換えた金額である。

損失補償に係る借入金金融機関別内訳 (単位：百万円)

金融機関	借入金残高	うち返済期限繰延額
A 銀行	15,928	3,549
B 銀行	4,637	1,867
C 農協	2,314	1,814
D 農協	1,907	—
計	24,786	7,230

Ⅱ 10か年経営改善計画と実績

1 経過

バブル経済崩壊後の経営状況の悪化に対処するため、平成14年9月に「10か年経営改善計画」を策定し、また平成15年度からは宮城県の損失補償が決定され緊要の課題であった資金繰りの問題については対処することができた。しかし、その後も地価の下落は下げ止らず、不景気が重なり、住宅供給公社の中核となる分譲事業の不振が続いている。分譲事業から得た償還財源により、金融機関との約定償還額を賄うことができない財務状況といえる。

平成14年度に地方住宅供給公社会計基準が改正されている（以下「新会計基準」という。）。

また、平成16年度に同会計基準の一部が再度改訂されている（以下「改訂新会計基準」という。）。

2 直近3か年の実績

(1) 要約貸借対照表

(単位：百万円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度
現金預金		1,411	1,469	1,491
分譲事業資産	※1※3	173	23,009	23,706
その他流動資産	※4	4,423	4,113	2,910
その他		197	193	59
(流動資産計)		6,204	28,784	28,166
貸貸事業資産	※3	1,933	1,862	7,180
事業用土地資産	※1※3	25,154	3,309	2,094
その他事業資産	※3	3,308	3,000	2,688
その他の固定資産		523	1,059	690
その他		259	228	461
(固定資産計)		31,177	9,458	13,113
《資産合計》		37,382	38,242	41,279
短期借入金	※2	7,527	2,061	2,000
次期返済長期借入金	※2	4,357	2,530	5,350
その他		431	141	353
(流動負債計)		12,315	4,732	7,703
長期借入金	※2	18,311	26,690	23,574
繰延建設補助金		525	500	474
引当金		948	876	745
その他		240	446	534
(固定負債計)		20,024	28,512	25,327
住宅宅地分譲事業準備金		4,655	4,508	4,288
その他		57	87	103
(特定準備金計)		4,712	4,595	4,391
《負債合計》		37,052	37,841	37,423
資本金		21	21	21
資本剰余金	※3	91	91	3,462
利益剰余金		216	288	372
《資本合計》		329	401	3,856
《負債及び資本合計》		37,382	38,242	41,279

主な増減内容

(平成 15 年度)

※1 分譲事業資産（流動資産）の増加と事業用土地資産（固定資産）の減少

新会計基準の適用が一部遅れたことにより、固定資産に区分されていた事業用土地資産 213 億 49 百万円を流動資産に区分表示した。

※2 短期借入金及び次年度返済長期借入金の減少と長期借入金の増加

宮城県が住宅供給公社の借入金融機関と損失補償契約を締結するとともに約定の見直しを行った結果、流動負債（次年度に返済予定の短期借入金及び次年度返済長期借入金）から固定負債（長期借入金）への組替がなされた。

(平成 16 年度)

※3 賃貸事業資産の増加と分譲資産及び事業用土地資産の減少、資本剰余金の増加

「資産価額適正化に係る実務指針」（(社)全国住宅供給公社等連合会 地方住宅供給公社会計基準検討委員会）に基づき下記の資産価額適正化を実施した。

賃貸事業資産は昭和 30 年代から昭和 40 年代前半に取得しているため、プラスの再評価差額 33 億 71 百万円が資本剰余金として計上された。

資産価額適正化に基づく処理結果 (単位：百万円)

	再評価前	再評価後	評価差額
分譲資産	24,596	24,076	△519
賃貸事業資産	1,827	7,065	5,237
その他の土地資産	3,885	2,538	△1,346
計	30,308	33,680	3,371

(注) 賃貸事業資産には、一般賃貸住宅土地資産、一般賃貸住宅建物資産及び賃貸施設資産が含まれる。その他の土地資産には、事業用土地資産のほかその他の固定資産及び社屋が含まれる。

※4 その他流動資産の減少

愛島土地区画整理事業完了に伴う立替金回収による減少による。

(2) 要約損益計算書

(単位：百万円)

		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
分譲事業収益		2,190	1,820	1,976
分譲事業原価		1,868	1,800	2,029
(分譲事業損益)	※1	322	20	△ 53
管理事業収益		461	482	482
管理事業原価		430	420	400
(管理事業損益)	※2	31	62	82
その他の事業収益		3,459	885	1,312
その他の事業原価		3,370	820	1,225
(その他の事業損益)	※3	89	65	87
一般管理費	※4	153	116	145
《事業損益》		289	31	△ 29
その他経常収益		18	17	12
その他経常費用		107	75	76
《経常損益》		200	△ 27	△ 93
特別利益	※5	2	9	81
特別損失	※5	6	25	108
《特定準備金計上前利益》		196	△ 43	△ 120
特定準備金取崩	※6	4	147	219
特定準備金繰入	※6	119	30	15
《当期損益》		81	74	84

主な増減内容（平成 14 年度）～（平成 16 年度）

※1 分譲事業損益

平成 14 年度の分譲事業損益には、昭和 30 年代に造成した黒松団地の給水塔跡地（面積 2,834 m²・簿価合計 2,834 円）を 3 億 50 百万円で売却した損益が含まれていた。

なお、当該物件は平成 14 年度にその他の固定資産から分譲資産への振替がなされている。上記の売却を除く 3 年間の分譲事業（積立分譲、一般分譲、宅地分譲）の実績（分譲戸数・区画数）は下表のとおりであった。平成 14 年度と平成 15 年度は極めて低調な水準で推移したが、平成 16 年度は販売価格見直しや割返しによる小区画などにより菅谷、将監、愛島東部、加倉の各団地で引渡区画数が増加した。しかし、平成 16 年度では販売価格引下げの影響から分譲損益は赤字となっている。

なお、平成 14 年度より新会計基準に基づき、販売価額と譲渡原価を一致させる会計基準を改めている。

平成 14 年度から平成 16 年度までの分譲戸数・区画数

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
積立分譲住宅	1	4	4
一般分譲住宅	40	29	15
宅地分譲	13	34	87
計	54	67	106

※2 管理事業損益

平成14年度から平成16年度までの3年間では、所有物件の変動はなく収益及び損益は安定的に推移している。賃貸住宅（32棟・782戸）の増加・減少はなく、各物件ともほぼ空室がない状態で推移した。

管理事業原価では、計画修繕引当金の繰入額が減少している。また、平成16年度には、「改訂新会計基準」により、賃貸資産の減価償却方法として年金法のほか定額法の採用も認められることとなったため、従前の年金法から定額法に会計方針を変更したため（平成16年度の賃貸住宅の減価償却費18百万円の減少）、管理事業原価は減少した。

平成14年度から平成16年度までの賃貸物件別賃貸収入の推移

(単位：百万円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
賃貸住宅	308	326	326
借上賃貸住宅	15	16	15
賃貸施設	29	29	30
管理受託住宅		1	2
社屋	79	79	77
団地利便施設	25	25	25
展示住宅	3	3	3
計	461	482	482

※3 その他の事業

各年度において受託収入には変動があるが、損益には著しい増減はなかった。

平成14年度から平成16年度までの主な受託事業収入

(単位：百万円)

年度	主な受託事業（3億円以上）
平成14年度	愛島東部土地区画整理事業2,640、 小牛田駅東部土地区画整理事業704
平成15年度	小牛田駅東部土地区画整理事業696
平成16年度	小牛田駅東部土地区画整理事業770、 愛島東部土地区画整理事業422

※4 一般管理費

一般管理費の主なものは人件費であるが、平成 15 年度には退職手当支給規程（支給率）改訂により退職給付引当金繰入額が減少した。しかし、平成 16 年度中には退職手当支給対象者が前年度から 6 名減少して 31 名となったが、要支給額増加により退職給付引当金繰入額が増加した。

主な費目別増減額

(単位：百万円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
人件費	137	102	126
事務経費	15	14	19
計	153	116	145
共通経費発生額	576	448	485

(注) 上記一般管理費は、共通経費のうち、分譲事業（正常な開発期間中の事業用土地資産を含む。）、管理事業、その他事業に配分されなかった額である。

なお、配分計算は各期末における在職人員の比率により算定されている。

※5 特別損益

前期損益修正益及び前期損益修正損には、過年度に計上した愛島東部土地区画整理受託事業に係る業務収益及び業務原価の修正額（工事費の変更連絡未着による誤計上）81 百万円が含まれている。

※6 特定準備金取崩、繰入

特定準備金計上前損益の状況により、取崩又は繰入が行われている。結果として、平成 14 年度から平成 16 年度までの 3 年間では最終損益である当期損益に著しい変動はなかった（当該処理については 61 頁参照）。

(3) 要約キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

		平成15年度	平成15年度 (修正)	平成16年度
①事業活動によるキャッシュ・フロー	※1	△875	128	904
住宅宅地分譲事業活動による収支		△375	627	1,015
管理事業活動による収支		73	73	118
その他事業活動による収支		152	152	328
一般管理活動による収支		△581	△581	△488
その他		△144	△144	△69
②投資活動によるキャッシュ・フロー	※2	5,504	△69	△882
事業資産形成活動による収支		4,957	△614	△2,085
その他の資産形成活動による収支		546	546	1,203
③財務活動によるキャッシュ・フロー	※3	△4,570	0	0
短期資金借入による収入		—	4,000	4,000
短期借入資金の返済による支出		△4,000	△4,000	△4,000
長期資金借入による収入		—	—	—
長期資金借入の返済による支出		△570	—	—
(①+②+③)		58	58	21
現金及び現金同等物(期末)		1,469	1,469	1,491

(注)1. 新会計基準により平成15年度より作成が義務付けられている。住宅供給公社会計基準では、資金の調達(借入金)と投資、販売による資金の回収と借入の返済が表裏一体としている点を考慮して、例えば住宅宅地分譲事業活動のための資金の調達・返済は財務活動ではなく投資活動及び事業活動によるキャッシュ・フローに区分されるという点で、民間企業と異なる区分となっている(地方住宅供給公社会計基準注解27)。

2. 平成15年度(修正)は、平成15年度のキャッシュ・フロー計算書の表示区分に誤りがあったため、監査人が組替修正したものである。

※1 事業活動によるキャッシュ・フロー

(分譲事業)

平成16年度では、分譲資産の譲渡による収入は増加したものの、借入金の返済は減少している。分譲資産の譲渡による収入から借入金の償還財源として支払うことができた実績の割合は平成15年度で34%、平成16年度48%であった。

分譲事業収支と事業借入金の返済状況

(単位：百万円)

	平成15年度(修正)	平成16年度
分譲住宅・宅地の譲渡による収入	1,840	2,102
分譲住宅・宅地事業による支出	△71	△300
事業借入金の返済支出	△1,142	△786
(分譲事業による収支)	627	1,015

(注) 分譲事業：積立分譲住宅、一般分譲住宅、分譲宅地、その他分譲事業から構成されている。

(管理事業)

平成 15 年度と平成 16 年度では、ほぼ同様の収支の状況であった。借入金の返済が必要な事業は、賃貸住宅管理事業のみであり、管理事業で獲得した資金で借入金の返済が約定どおり行われていたが、分譲事業による借入金返済に充当できるほどには資金は獲得されていない。

管理事業収支と事業借入金の返済状況 (単位：百万円)

	平成 15 年度 (修正)	平成 16 年度
管理事業による収入	439	432
管理事業による支出	△335	△282
事業借入金の返済支出	△29	△31
(管理事業による収支)	73	118

※2 投資活動によるキャッシュ・フロー

平成 15 年度には、将監及び愛島東部の建売建設に係る事業資金の借入 13 億 31 百万円があったが、平成 16 年度には受託事業建設工事に係る借入 7 億 70 百万円以外の借入による資金調達はなかった。平成 16 年度愛島東部の用地取得等で 28 億 50 百万円の方譲住宅資産の形成が過年度に支出した立替金の振替により行われている。

事業借入金と資産取得の状況 (単位：百万円)

	平成 15 年度 (修正)	平成 16 年度
事業資金借入による収入	2,559	770
事業資産建設、取得による支出	△3,175	△2,855
(事業資産形成活動による収支)	△614	△2,085

(注) 投資活動には、事業資産形成活動(分譲事業の他、事業用土地資産及びその他事業資産の取得)とその他の資産形成活動が含まれるが、上記の収支は、事業資産形成活動についての収支である。平成 15 年度には、将監及び愛島東部の建売建設等があった。平成 16 年度には、愛島東部の用地取得があった。

なお、愛島東部の用地取得に際しては過年度に支出した立替金によって資金が調達されている。

※3 財務活動によるキャッシュ・フロー

平成 15 年度及び平成 16 年度では、資産形成活動以外の運転資金の借入はなかった。短期資金の借入による収入及び返済が同額 40 億円記載されているのは、仙台北部中核都市建設促進資金貸付(奥田団地)の開発資金 20 億円を宮城県から無利息で借り入れているが、短期の融資のため年度末に金融機関より借入れて宮城県に返済し、翌会計年度に再度宮城県より借入れて、金融機関に返済していることによる。

3 10か年経営改善計画の内容

(単位：百万円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
分譲事業収益	2,542	3,727	4,007	4,315	4,032	5,169	4,927	4,973	5,313	4,724
分譲事業原価	2,542	3,727	3,962	4,269	3,970	5,073	4,853	4,904	5,224	4,662
(分譲事業損益)	0	0	45	46	62	96	74	69	89	62
管理事業収益	525	517	475	485	485	498	495	492	488	479
管理事業原価	526	519	438	412	412	439	419	419	437	415
(管理事業損益)	△1	△2	37	73	73	59	76	73	51	64
その他の事業収益	5,229	1,552	1,312	223	73	73	73	73	73	73
その他の事業原価	5,229	1,552	1,269	214	74	74	74	74	74	74
(その他の事業損益)	0	0	43	9	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1
一般管理費	—	—	140	120	120	120	120	120	120	120
《事業損益》	—	—	△ 15	8	14	34	29	21	19	5
その他経常収益	383	596	15	15	15	15	15	15	15	15
その他経常費用	382	595	77	76	73	73	73	73	73	73
《経常損益》	—	—	△ 77	△ 53	△ 44	△ 24	△ 29	△ 37	△ 39	△ 53
特別利益	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0
《特定準備金計上前利益》	—	—	△ 77	△ 53	△ 44	△ 24	△ 29	△ 37	△ 39	△ 53
特定準備金取崩	—	—	132	101	101	101	101	101	101	101
特定準備金繰入	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0
《当期損益》	—	—	55	48	57	77	72	64	62	48

(注) 平成 14 年策定の「10 か年経営改善計画」については、改正前の会計基準で策定されていたため（例えば、収益と費用を等しくするような会計処理がなされていたため損益区分がないなど）、平成 16 年度に新会計基準に従って見直しがなされている。上表では、事業収益・事業原価以外の事業外収益・事業外原価については、それぞれその他経常収益、その他経常費用に記載した。

「10 か年経営改善計画」（以下「計画」という。）は、計画期間内に下記の目標を達成して経営の健全化を目指している。

- 1) 長期借入金 305 億円の縮減（約 85%）を図る。
- 2) 5 年以内に経常経費の財源不足（赤字）解消を図る。
- 3) 既存用地の有効活用及び遊休固定資産の処分

上記目標達成のため、下記の体制、方針により改善を図ることとしている。

(組織・体制)

- 役職員数については、定年退職者による減少を不補充として、平成 17 年度までに 40 人体制とする。

(分譲事業)

- 役職員一丸となり、オールセールスマンとして販売促進に努力する。
- 新規の団地開発は原則として行わず、既に手がけた団地開発は実施に向けて取組むこととする。

(管理事業)

- 宮城県と住宅供給公社との契約の見直しを行い、用地を住宅供給公社の所有とする。
- 老朽化している物件について建替え（又は終了として物件処分）を検討する。

4 計画との乖離

計画 3 年目（平成 14 年度～平成 16 年度）までの実績は、事業の中核となる分譲事業について、すでに乖離が生じている。平成 14 年度から分譲戸数は増加傾向にあるものの、目標分譲戸数の 7 割程度で推移している。直近での平成 17 年度の見込分譲戸数は目標分譲戸数の 8 割程度の水準である。

計画では、平成 15 年度以降増加する見込みとなっているが、分譲の主力となるべき菅谷、将監、愛島東部の各団地で目標を下回っている。また、3 団地とも近郊地価の下落傾向が続いているため、今後目標を達成するためにはさらに販売価格の見直しが必要の状況となっている。計画の抜本的な見直しは必須である。

分譲による損益については、平成 16 年度に「資産価額適正化」を実施しており、当時の適正価額に評価替えが行われている。したがって、今後地価が上昇するということがない限り、分譲損益は黒字にならず、少なくとも分譲事業に関する金利や諸費用が赤字要因となるばかりでなく、近郊地価の下落傾向が続くと仮定した場合、分譲損失が今後も計上されることとなる。

(1) 分譲事業（宅地及び建売）

① 分譲戸数

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	計
計画	74	106	143	154	162	187	197	198	197	198	1,616
実績	54	67	106	—	—	—	—	—	—	—	227

(注) 平成 16 年度以降は修正計画に基づく分譲計画戸数である。

② 分譲戸数団地別内訳

団地	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	計
(菅谷)											
計画	22	31	37	43	30	37	36	39	31	32	338
実績	20	13	30	—	—	—	—	—	—	—	63
(将監)											
計画	20	37	59	55	40	48	51	48	44	43	445
実績	22	29	31	—	—	—	—	—	—	—	82
(愛島東部)											
計画	32	30	35	52	42	47	49	49	45	46	427
実績	11	24	33	—	—	—	—	—	—	—	68
(ゆとり～と小牛田)											
計画	—	—	—	—	50	55	61	62	62	62	352
実績	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(加倉)											
計画	0	(4)	12	—	—	—	—	—	—	—	13
実績	0	1	12	—	—	—	—	—	—	—	13
(箱塚)											
計画	0	(4)	—	4	—	—	—	—	—	—	4
実績	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	0
(奥田)											
計画	—	—	—	—	—	—	—	—	15	15	30
実績	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(鷺足)											
計画	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
実績	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(黒松)											
計画	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
実績	(1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
《合計》											
計画(A)	74	106	143	154	162	187	197	198	197	198	1,616
実績(B)	54	67	106	—	—	—	—	—	—	—	
(B/A) %	73.0	63.2	68.8	—	—	—	—	—	—	—	

(注) 平成14年度、平成15年度の()は計画修正により次年度以降に繰り越した戸数であり、計とは必ずしも一致しない。

③ 分譲収入及び分譲損益（平成 14 年度～平成 16 年度）

平成 16 年度決算において、53 百万円の分譲損失が計上されている。一般分譲住宅事業（建売）において、市況を考慮した値下げが主な原因である。宅地についても、地価の下落傾向が続いているため利益率が低下している。今後も当該傾向が続くと仮定した場合、利益額及び利益率の低下は続くものと考えざるをえず、金利負担や諸経費を考慮すると赤字は継続することとなる。

過去 3 年間の計画・実績対比 (単位：百万円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
計画			
分譲事業収益	2,542	3,727	4,007
分譲事業原価	2,542	3,727	3,962
(分譲損益)	0	0	45
実績			
分譲事業収益	2,190	1,820	1,976
分譲事業原価	1,868	1,800	2,029
(分譲損益)	322	20	△53

(注)1. 平成 14 年度の 10 か年経営改善計画策定時において、販売価額イコール譲渡原価とする改正前の会計基準によっているため、平成 14 年度と平成 15 年度については計画上分譲損益はゼロとなっている。

2. 平成 14 年度分譲損益には、黒松団地の給水塔跡地の売却益 3 億 50 百万円が含まれており、この特殊要因を除くと分譲損益は赤字になる。

④ 今後の分譲事業の見通し

平成 17 年 3 月 31 日現在、分譲事業資産及び事業用土地資産が 258 億 1 百万円あるが、当該資産の譲渡により、宮城県及び金融機関からの借入金元本合計 267 億 86 百万円を弁済しなければならない。

分譲事業資産及び事業用土地資産の簿価 258 億 1 百万円以上に売却価値があるかどうかである。分譲事業資産及び事業用土地資産については、平成 16 年度に「資産価額適正化」を実施しており、平成 16 年度末までの含み損は処理済みとなった。しかし、その後も時価の下落率は低減傾向にあり下げ止まり感もあるが、下落し続けている。過去 3 年間の分譲損益の推移からしても、現在の販売価格をさらに引き下げざるを得ない状況下では分譲損失の計上は必至であり、分譲事業に係る借入金元本合計 267 億 86 百万円を超える売却価値を実現するためには、将来の不動産時価の上昇を期待する以外に現在の分譲事業からだけでは、自力の再生は難しいのではないかと考えざるをえない。

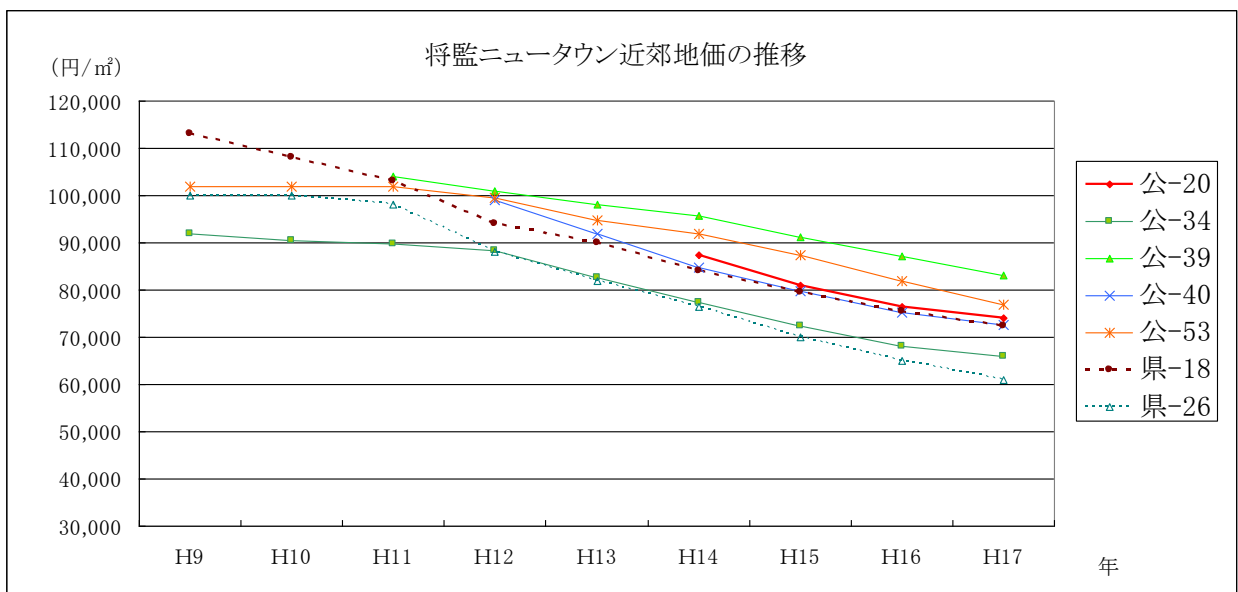
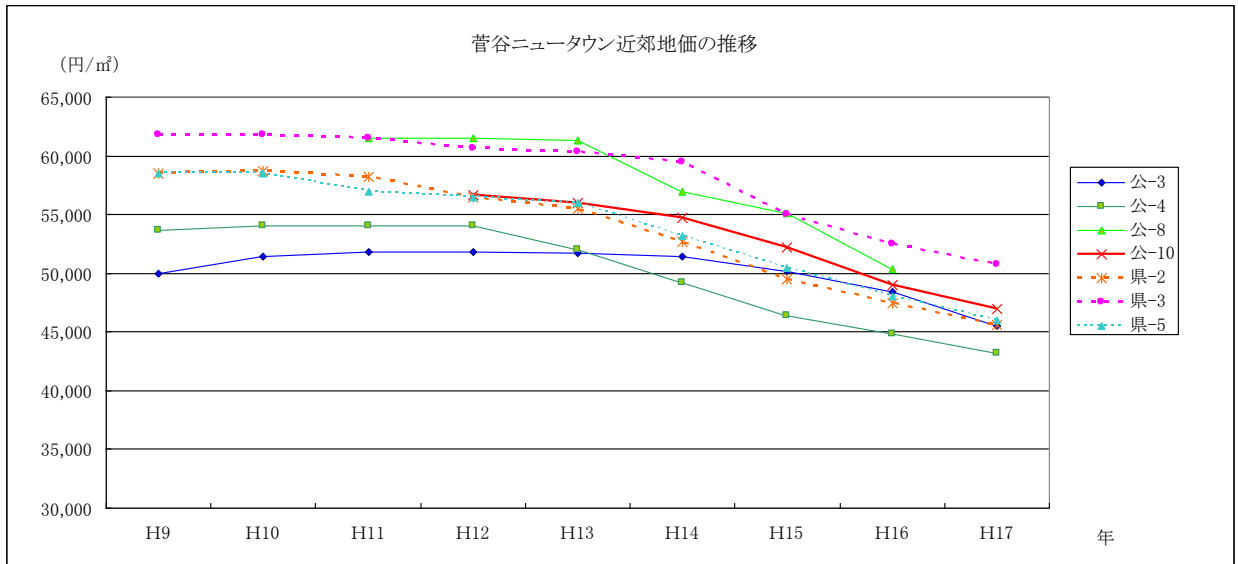
主要3団地の分譲資産の時価評価額（平成17年3月31日）

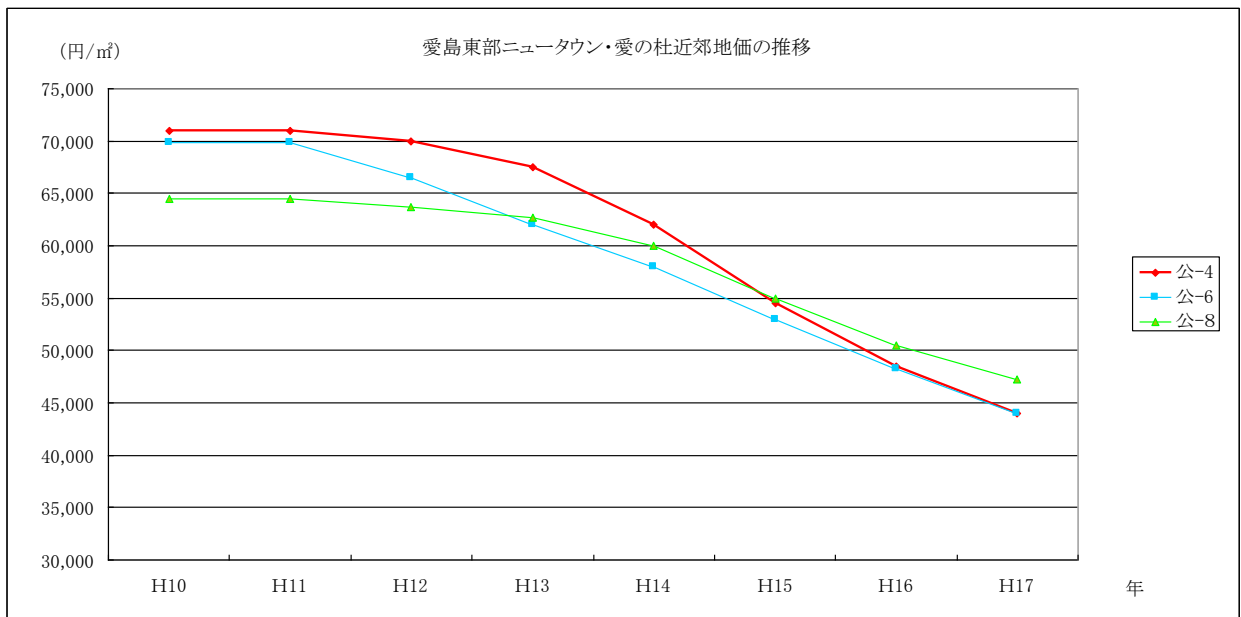
（単位：百万円）

団地	帳簿価額			時価評価額			差額
	土地	建物	合計	土地	建物	合計	
菅谷	4,456	—	4,456	4,747	—	4,747	291
将監	12,054	511	12,566	10,993	511	11,505	△1,060
愛島東部	5,892	444	6,336	5,654	444	6,098	△237
計	22,402	956	23,359	21,396	956	22,352	△1,006

（注）平成17年1月1日現在の公示価格（平成17年3月31日公表）及び平成16年7月1日現在の地価調査価格（平成16年9月24日公表）によっている。

住宅供給公社「保有資産の価額等状況調べ」より





(注) 凡例の「公-×」は地価公示価格、「県-×」は地価調査価格の近郊地価地点を指す。

(2) 賃貸管理事業

ほぼ計画どおりに推移している。管理事業原価が計画を下回っているのは、平成16年度から改訂新会計基準で認められることとなった減価償却方法の定額法への変更、修繕引当金繰入額の減少によっており、実質的には、ほぼ計画どおりであった。

なお、当初計画では澁が平成18年度、角五郎が平成19年度転居予定になっていたが、両賃貸物件とも平成17年度中に処分・転居の方針を決定している。

過去3年間の計画・実績対比

(単位：百万円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
計画			
管理事業収益	525	517	475
管理事業原価	526	519	438
(管理事業損益)	△1	△2	37
実績			
管理事業収益	461	482	482
管理事業原価	430	420	400
(管理事業損益)	31	62	82

(注) 平成14年度の10か年経営改善計画策定時において、事業損益をゼロとする改正前の会計基準によっているため、平成14年度と平成15年度については計画上分譲損益は引当金繰入額等の端数処理を除いて基本的にゼロとなっている。

5 計画の見直し

平成 14 年 9 月に策定された「10 か年経営改善計画」では、初年度の平成 14 年度から平成 16 年度までの 3 年間は、分譲事業に係る金融機関借入金を約定弁済できず、単年度不足額（償還財源から実際の償還額を差引いたもの）の累計が 99 億 82 百万円となっている。平成 14 年度から 16 年度までの計画期間 3 年目までの下記主要分譲 3 団地の分譲実績及び借入金償還実績は計画から著しく乖離していると言わざるをえない。

(単位：百万円)

団地名	分譲金額			借入償還金額			参考：借入金残高
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	
菅谷	1,915	1,020	53.3%	1,669	400	24.0%	3,360
将監	2,680	1,583	59.1%	1,859	910	48.9%	12,668
愛島東部	1,600	1,121	70.1%	1,391	648	46.8%	5,836
計	6,195	3,724	60.1%	4,920	1,958	39.8%	21,864

計画では不動産価格、金利等の環境分析が十分に考慮されておらず、また単年度の実績をふまえて計画を每期ローリングして見直すことも十分になされていない。

6 経営改善計画の進捗状況

過去 3 年間「10 か年経営改善計画」の進捗状況は前述したとおり中核となる分譲事業において目標分譲戸数で 70% 程度（分譲金額で 60%、借入金償還金額で 40%）の水準である。

平成 15 年度及び平成 16 年度の団体改革計画表によれば、住宅供給公社の経営改善に向けての取組目標設定の考え方及び経営目標・評価推進委員会の意見は以下のとおりである。

	平成 15 年度団体改革計画表	平成 16 年度団体改革計画表
(1) 住宅供給公社における取組目標設定の考え方	経営の健全化に向けて、分譲収入の上向き目標を設定した。その根拠は、将監団地における某メーカー主導による宅地分譲の促進、菅谷団地における小宅地への割返し、某残宅地の地元自治体による買上げ、メーカーとの共同分譲住宅の販売促進によるもの。	より一層の経営健全化を図るため、分譲収入を高め目標を設定した。この根拠は、前年度菅谷団地で 20 代、30 代の若年層に好評だった小宅地への割返しによる分譲を本年度は菅谷団地だけでなく将監団地でも行うとともに、菅谷団地において、民間活力を利用した宅地分譲やみやぎ版住宅を建設・分譲する計画があり、集客効果も期待でき、分譲地の販売促進が図られる。また、メーカーとの共同分譲住宅の販売も促進する。
(2) 経営目標・評価推進委員会の住宅供給公社に対する意見とその対応	〔団体に対する意見〕 ①目標値の達成状況を注視していく。 ②借入金の返済は、分譲地を計画どおりに分譲できるかにかかっているため、計画どおりに分譲ができるよう、経営努力・営業努力が必要である。	〔団体に対する意見〕 ①新規分譲事業への着手は原則として行わないこととしているが、過去の契約の経緯から H16 に新たな保留地の取得が発生している。この保留地について、早期に販売計画を作り、早期販売に努力すべきである。 ②開発を中止した森郷の今後の処分計画を早急に策定すべきである。 ③借入金の返済は、分譲地を計画どおりに分譲で

	平成 15 年度団体改革計画表	平成 16 年度団体改革計画表
	<p>〔住宅供給公社の対応〕</p> <p>①目標値の達成状況を注視していく。→ 目標達成に向けて、役職員一丸となって努力する。</p> <p>②借入金の返済は、分譲地を計画どおりに分譲できるかにかかっているため、計画どおりに分譲できるよう、経営努力・営業努力が必要である。→ 顧客のニーズを把握しながら、日々工夫を凝らして分譲促進を図る。</p>	<p>きるかにかかっているため、計画通りに分譲ができるよう、経営努力・営業努力が必要である。</p> <p>〔住宅供給公社の対応〕</p> <p>①新規事業に着手しないのに保留地を取得する理由は → 新規事業を行っていない。保留地取得は継続事業によるものである。</p> <p>②森郷の処分計画は → 県及び利府町と具体的な活用案を策定中。</p> <p>③借入金返済に伴う分譲地を計画どおりに分譲するための経営努力・営業努力は → 新聞広告、広報紙、新聞折り込みチラシ、インターネットホームページによる最新情報の提供、街頭チラシ配布・ポスティング等考えられるあらゆる販売方法を今後も実施するとともに、小宅地への割返しによる分譲やみやぎ版住宅による建設・分譲を予定している。</p>
(3) 経営目標・評価推進委員会の県に対する意見とその対応	〔県に対する意見〕 意見なし	〔県に対する意見〕 意見なし
(4) 団体の取組計画を踏まえた県としての団体改革に対する考え方	<p>定年退職者の不補充や役職員の給与の一部カットを実施して人件費の削減に努めているが、今後もその努力を継続すべきと考えられる。</p> <p>しかし、長引く景気低迷、民間開発業者との競合や地価の長期下落傾向により分譲区画数が目標値に達せず、公社の最大の収入源である分譲収入の落ち込みが要因となり、借入金の計画的な償還が出来ないことが公社経営の健全化を困難にしている。今後の急激な景気回復や土地評価額の下げ止まりは大きく期待出来ないが、民間有識者で構成された「経営検討会議」での意見や提言に基づいた民間とのタイアップ等多様な販売手法を取り入れ、残された分譲区画の販売に一層の努力が求められる。</p>	<p>予想を超える景気の長期低迷や民間開発業者との競合という厳しい状況下において経営努力・営業努力を継続し、分譲事業の販売実績を前年度実績の約 1.6 倍にまで高めたが、年度目標の 74% にまでしか達成しておらず、14 年連続の地価の下落を背景に経営改善計画の中核をなす分譲収入の落ち込みが要因となり、借入金の計画的な償還が出来ないことが公社経営の健全化を困難にしている。また、保有未活用地についてはその有効活用に向けて関係機関と協議をし、早急に処分計画を策定する予定である。</p> <p>一方、定年退職者の正職員による補填を実施しないことや役職員の給与の一部カットを通じて人件費の削減に努めているが、今後もその努力の継続が求められる。</p> <p>今後も急激な景気回復や土地評価額の下げ止まりは大きく期待出来ないが、前年度の販売実績を大きく上回った平成 16 年度の販売促進策の継続や適正な宅地販売価格の設定並びに民間活力を利用した宅地分譲により、年度目標達成に向けたさらなる営業努力が求められる。</p>

上記の住宅供給公社における取組目標設定の考え方に基づく具体的な改善内容とこれまでの取組状況は以下のとおりである。

改 善 内 容	取 組 状 況
事業の縮小、組織の合理化を図るため、組織の再編を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 14 年度に 3 部 10 課から 3 部 6 課に改編し、その後は正職員による退職者の補填はしていない。
新規分譲事業への着手は原則として行わない。ただし、実施する場合は、市町村のまちづくり事業等への貢献が可能な場合とする。	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 14 年度に市街地再開発事業への参画要請を辞退して以後、新規分譲事業への着手は行っていない。
既分譲団地の販売促進、未着手団地の開発計画の再検討を行う。	<p>平成 14 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 10 か年経営改善計画を策定。 ● 分譲促進本部を設置し、全職員によるチラシ配布等を実施開始。 ● 大衡村奥田地区部分開発にかかる協議開始。 <p>平成 15 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 分譲価格の市場近傍類似価格への引下げを実施した。 ● 民間と連携した共同分譲を実施した。 <p>平成 16 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共同分譲住宅の販売促進のため、家具付きフェアを実施した。 ● 街頭でのチラシ配布や民間アパートへのポスティングを実施した。
新会計基準に基づく会計処理により透明性を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 14. 4. 1 から新会計基準に基づく会計処理に移行した。 ● 平成 16 年 9 月から平成 15 年度決算情報を公社ホームページに公開した。 ● 平成 16 年度において、資産価額の適正化に係る再評価を実施した。

Ⅲ 過年度監査の是正措置の状況

1 会計処理方法の是正

(1) 新会計基準の適用と資産価額の適正化処理

平成 11 年度を対象とした包括外部監査では、旧住宅供給公社会計基準に係る問題点が指摘されていた。平成 14 年 4 月 1 日に「地方住宅供給公社会計基準」が、住宅供給公社に適用される一般的かつ標準的な会計基準を示すものとして（社）全国住宅供給公社等連合会から制定された。住宅供給公社では、平成 14 年度より同基準に準拠して財務諸表を作成している。これにより、前回の包括外部監査での会計に関する基本的な問題点が解消されている。

指摘事項	是正措置・取組状況
全事業損益、部門損益及び最終損益をゼロとする損益計算が行われ、そのために「原価未精算勘定」や「原価見返勘定」、また利益留保性の引当金を利用した損益調整がなされた結果、貸借対照表も経営の実態からかけ離れたものとなっていた。	解消された。 なお、次頁(2)今後の会計処理上の課題を参照。
賃貸資産に減価償却とは考えられない「公庫償還元金法」が適用されていた。	解消された。

また、平成 16 年 11 月 1 日には、同連合会から「資産価額の適正化の実施基準」が公表され、住宅供給公社では、平成 17 年 1 月から適用している。販売用不動産の強制評価減が未実施の状況にあり、また次年度から減損会計の円滑な導入を図るために実施した。当該処理の結果、当時の分譲資産に含まれていた含み損は賃貸資産の含み益と相殺される結果になった。

未改善の指摘事項

指摘事項	是正措置・取組状況	今後の課題
造成が終了し分譲が開始された事業については、販売開始以降の期間に係る支払利息及び事務費は取得原価に算入せず期間費用として処理すべきである。	平成 14 年 4 月の会計基準の改正により、「正常な開発期間」のみを原価に算入し、それ以外の費用は期間費用とした（注）1。	取得原価に算入した支払利息が将来含み損とならないように以下の点を厳格に処理すべきである。 ・「正常な開発期間」を開発計画策定時の造成工事期間及び分譲計画期間として広義に解釈している（注）2。 ・人件費等共通経費の配賦額も取得原価に算入している。 ・時価の下落状況を検討せず取得原価に算入している。
住宅供給公社が所有する本社ビルの社屋管理事業において、公社自身が使用している部分に係る収入を計上する点は誤りであり、一方、原価については、自社使用部分に係る管理費用を除くべきであり、早急に処理方針の変更が必要である。	各入居団体に対する費用負担の算定上、当公社も入居団体の 1 つと考え、社屋管理事業の収支状況を明確にするため従来どおりの処理することにした。	料金算定上の資料と財務会計上の報告は区分して考えるべきであり、再検討すべきである。

(注) 1. 事業資金借入れにより発生する支払利息のうち、当該事業において正常な建設又は工事期間中におけるもので、その完了までに至るものについては、原価に算入することができるものとする。事業資産についての販売募集に係る費用並びに事業資産に係る公租公課及び用地管理費用等のうち、当該事業において正常な建設又は工事期間中におけるもので、その完了までに至るものについても、同様に扱うことができるものとする。ただし、当該事業資産に係る正味実現可能価額を超えてはならない（地方住宅供給公社会計基準第 27 (4)）。

(注) 2. 平成 16 年度決算では、下記の物件に利息及び諸費用が算入されている。

団地名	用地取得及び造成工事終了後の分譲計画期間
将監	平成 13 年～平成 19 年
愛島東部	平成 14 年～平成 20 年
ゆとり～と小牛田	平成 18 年～平成 27 年
奥田	平成 17 年～平成 27 年
鷺足	平成 21 年～平成 26 年

将監及び愛島東部は分譲開始しているにもかかわらず、また、ゆとり～と小牛田、奥田及び鷺足は分譲期間が未了であることを理由に、利息及び諸費用が算入されているという問題がある。

(2) 今後の会計処理上の課題

新会計基準の採用により、経営の実態を開示する制度の構築が図られているが、さらに検討すべき問題が残されている。

● 特定準備金の繰入・戻入

新会計基準では、分譲事業における「収益イコール原価」とするための事業原価の調整は行わないこととされ、また「団地整備引当金」、「災害復旧引当金」などの利益留保性の引当金が廃止された。

しかし、公共性の高い分譲住宅事業及び賃貸住宅管理事業において利益が生じた場合に、事業目的に沿った利益の保有を可能とするために、「住宅宅地分譲事業準備金」及び「賃貸住宅管理事業準備金」の特定準備金が設置された。特定準備金の繰入額・戻入額の算定については、会計基準注解 (9) に規定されているが、各事業において特定準備金計上前利益のうち、中堅勤労者等を対象とする分譲事業、一般賃貸住宅管理事業等に係る当該金額については繰入れるものとし、特定準備金計上前損失が生じた場合には、当該金額を取崩すものとされている。特定準備金の繰入・戻入を通じて最終（部門）損益が平準化される余地が残されることとなった。

なお、損益計算書については「特定準備金計上前損益」によって（部門）損益を判断することとなる。

2 事業遂行上の課題

(1) 過年度包括監査指摘事項

指摘事項	是正措置・取組状況	今後の課題
分譲事業の見直し 分譲事業については、住宅供給公社全体がオールセールスマンの意識を持ち、民間企業のノウハウを取り入れ、場合によっては値下げも視野に入れた分譲資産在庫の具体的な販売促進策を打ち出し果敢にそれらを実行していく必要がある。	土地価格については、平成 15 年度から市場価格を導入した。平成 16 年度からは、若年層にも宅地を求めやすくするために小宅地への割返しによる分譲を実施している。また、民間活力を利用した建売住宅やみやぎ版住宅の建設・分譲を行い、団地への集客を図り、分譲地の販売促進に努めている。	是正する方向で取組んでいるが、今後とも 10 か年経営改善計画を遂行すべく努力する必要がある。
自治体への買取要請等 地方自治体からの要請に基づいて住宅供給公社が造成した加倉、本郷、佐野の各団地については、投下資本が未回収のため機会利益を喪失している状況であることから、早期に各自自治体へ買取等を要請すべきである。	佐野及び本郷については、平成 13 年度に売却したが、加倉団地については、平成 16 年度に、残区画 12 区画すべてを栗原市（旧築館町）に売却した。	是正済である。
澱団地及び角五郎団地の転居 平成 2 年度より入居者の募集を停止している澱団地、角五郎団地については、現居住者の転居先の検討を県とともにを行い、また、契約条項の見直しを図るなど、県と一体となって建て替え計画実現への行動を起こすべきである。	澱団地及び角五郎団地の建て替えについては断念し、土地の有効活用に向けて居住者の退去を進めた結果、平成 17 年 5 月に全居住者の退去を完了した。澱については、平成 17 年 11 月 10 日に公庫借入金を繰上償還し、県出資金の返済を行った後、土地を民間に売却するため公募し、譲渡先が決定した。一方、角五郎については、平成 17 年 10 月 20 日に公庫借入金の繰上償還を行った後、契約に従い県へ土地・建物を無条件で寄付した。	是正済である。
将監サブセンターの有効活用 住宅供給公社財産の効率的な活用を図るため、建物所有者の撤去と建物の買い取りを行った上で、土地の売却を含めた土地の有効活用を早急に検討することが必要である。	F サブセンターについては、地代滞納が高額となったため、裁判所へ提訴し、判決を受け、平成 17 年 6 月に建物を撤去し、更地にした。当該土地については、売却の方向で検討している。	是正済である。
利府町森郷地区の早期の処分、転用 早期に土地の処分又は転用を図ることが必要である。自然保護の観点からも現状のままにしておく場合は、県若しくは他の団体への譲渡若しくは贈与を考えるべきである。	当該土地の有効活用については、県及び利府町と検討を行ってきた。平成 18 年 1 月に、利府町に「子どもの森」をつくることに合意、住宅供給公社は土地を無償譲渡することとなった。	是正済である。
奥田地区の対応 宅地造成が先送りの状態に陥っている。県及び大衡村と協議を図り、事業を推進していくべきだろう。	部分開発に向けて、平成 17 年度内に実施設計に着手し、平成 22 年度分譲開始に向けて事業推進を図ることを予定している。	下記(2)

(2) 新規開発への取組

過年度の包括外部監査での指摘にもあるように、住宅供給公社の経営においては、過去の開発中止等の原因を分析し慎重な対応が求められるところであるが、10 か年経営改善計画を遂行している現状では、より慎重な対応が求められる。市町村からの要請に基づく場合、市町村側の責任(一定期間経過後の残区画の買取など)を明記すべきである。すでに、平成 18 年度に分譲開始が予定されている「ゆとり〜と小牛田」については、住宅供給公社と美里町との負担につき見直しができる余地がないか再検討すべきである。

また、部分開発を計画している居住系奥田地区については、大衡村に部分開発に当たっての責任負担を明示するよう求めていくことも必要である。

IV 包括外部監査の結果

1 会計処理に関する指摘事項

(1) 借入金利息等の分譲資産への算入

過年度包括外部監査での指摘事項のうち、「造成が終了し分譲が開始された事業については、販売開始以降の期間に係る支払利息及び事務費は取得原価に算入せず期間費用として処理すべきである。」との指摘については、現在も事実上是正されていない。

平成14年度から適用されることとなった新会計基準により分譲資産の原価に算入できる借入金利息は正常な開発期間中の借入金利息に限られること及び正味実現可能価額を超えて算入してはならないことが規定され、住宅供給公社会計規程にも規定されている。しかし、住宅供給公社では時価が下落している状況であるにも係らず、当初計画時の分譲期間終了まで借入金利息を算入する処理を継続している。すでに分譲が開始されている団地については、分譲資産への借入金利息の算入は避けるべきである。

分譲を開始した主要団地における借入金利息の算入状況 (単位：百万円)

団地名	帳簿価額	時価評価額	(平成16年度 借入金利息算入額)
菅谷	4,456	4,747	—
将監	12,566	11,505	175
愛島東部	6,336	6,098	77
計	23,358	22,351	252

(注) 1. 帳簿価額には、完成建物及び土地の帳簿価額を含む。

2. 時価評価額は、住宅供給公社「保有資産の価額等状況調べ」による。

(2) 本社ビルの自社利用部分についての会計処理

過年度包括外部監査での指摘事項のうち、「住宅供給公社が所有する本社ビルの社屋管理事業において、公社自身が使用している部分に係る収入を計上する点は誤りであり、一方、原価については、自社使用部分に係る管理費用を除くべきであり、早急に処理方針の変更が必要である。」との指摘について、現在も同様の状況にもかかわらず是正措置が講じられていない。

平成16年度の社屋管理事業収益及び社屋管理事業原価に計上された住宅供給公社使用分の賃貸料は、27百万円であった。

料金の算定上の問題と財務会計上の報告は区分して考えるべきであり、再検討すべきである。

(3) 平成15年度キャッシュ・フロー計算書の訂正

49頁の「要約キャッシュ・フロー計算書」で指摘したとおり、平成15年度キャッシュ・フロー計算書の表示区分に誤表示があった。借入金によって資金調達したキャッシュの用途について、投資活動(事業資産形成活動による支出)と分譲事業活動(分譲事業活動による支出)の区分の誤表示などであった。キャッシュ・フロー計算書も財務諸表であり、会計基準に準拠して作成しなければならない。特に、分譲事業におけるキャッシュ獲得能力、及び同事業による借入金の返済能力については、住宅供給公社の財務内容を理解する上で重要であり、県民が理解できるように早急に訂正されるべきである。

V 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

1 10か年経営改善計画の見直し

「10か年経営改善計画」は3年目までに実績と著しく乖離しており（分譲戸数で70%、分譲金額で60%、借入金償還金額で40%程度の目標達成率）、早急に現実に達成可能な計画を策定すべく見直しが急務である。見直しに当たっては、不動産価格動向、金利変動等を考慮し、楽観的な見直しにならぬよう検討することが必要と考えられる。

いわゆるバブル経済崩壊後地価の下落が続く、景気の低迷と相まって住宅供給公社の中核的事業である分譲事業は極めて低調に推移している。住宅供給公社の事業の実施にあたっては、必要資金の大半を民間金融機関からの借入金で調達しているが、このような計画との乖離の状況が続けば借入金の返済の深刻化が懸念されるところである。また、現在の不動産価格及び市況で推移すると仮定した場合、平成16年度末の純資産額（総資産マイナス総負債額）プラス38億56百万円は、将来、マイナスに転じ実質上債務超過となる可能性も懸念される。

分譲事業自体の再生は、現状の不動産価格の推移及び市況が大幅に好転しない限り非常に困難である。すなわち「10か年経営改善計画」で目標としている分譲戸数を達成できても、現状の不動産価格の推移及び市況のままでは、当該計画期間満了時の残物件（区画）で借入金すべてを返済することは難しいと考えられる。

「10か年経営改善計画」満了まで可能な限り分譲地を販売し借入金を返済し、宮城県が履行するであろう損失補償の額を圧縮することは、将来の県民の負担を軽減するために基本的に重要ではあるが、当該計画満了前において、将来の県民の負担を軽減するための他の選択肢・方策についても検討し、計画を見直すことが必要である。

また、計画の進捗状況（特に分譲金額及び分譲金額から金利・人件費・事務費を差引いた借入金償還金額）を勘案して、「10か年経営改善計画」満了前に宮城県が損失の負担を行う方が結果として少ない県民負担となることも考えられる。この場合には、解散を前提とした計画となるが、これについては、平成17年度に地方住宅供給公社法の改正があり、公社設立自治体が議会の議決を経て国土交通大臣の認可を受け解散することも可能になっている。

解散を前提とした場合には、賃貸事業は比較的安定したキャッシュ・フローを獲得しているが、分譲事業の借入金を返済する能力までは期待できないため賃貸資産71億80百万円（資産価額の適正化処理後帳簿価額）は売却等の処分を計画に組み込むことが不可欠となる。

一方では、平成17年度において、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の改正がなされ、住宅供給公社が、県営住宅の管理代行業務ができるようになったことを受けた計画の見直しも必要であろう。

いずれにしても問題の先送りは、将来県民に多額の負担を強いることになりかねない。

なお、計画の抜本的な見直しを前提にしなければ、平成14年1月の「公社等外郭団体見直し実施計画」策定前に開発が決定された仙台北部中核都市（居住系奥田地区）の開発、「ゆとり〜と小牛田」の分譲において適切な対応ができないのではないかと懸念される。

第5 宮城県道路公社

I 道路公社の概要

1 事業の目的及び設立経緯

(1) 目的及び事業

① 目的（定款第1条）

この道路公社は、宮城県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

② 事業（定款第13条要約）

道路公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 宮城県の区域及びその周辺の地域における一般有料道路の建設・管理
- (2) 国、地方公共団体等の委託に基づき有料道路の管理と密接な関連のある道路の管理等
- (3) 有料自動車駐車場の建設・管理
- (4) 有料道路における休憩所等の建設・管理
- (5) 国等の委託に基づく道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究

③ 道路の整備に関する基本計画（定款第15条）

道路公社は、次の路線に係る道路を新設し、又は改築して料金を徴収する。

路線名	管理の区間
県道仙台南インター線 県道仙台松島線、一般国道45号	仙台市若林区今泉から仙台市太白区茂庭まで 宮城郡利府町春日から桃生郡鳴瀬町（現東松島市）川下まで

④ 基本財産の額（定款第16条）

道路公社の基本財産の額は、218億36百万円とし、地方公共団体の出資の額は次のとおりとする。

宮城県	174億16,125千円
仙台市	44億19,875千円

（平成17年3月31日現在）

(2) 設立

昭和47年4月1日に地方道路公社法に基づき設立された。

2 実施事業

これまでの実施事業は下表の通りである。

(単位：百万円)

工事名	区間	事業費	着工	供用	料金徴収期間満了日
牧山道路	2.5km 石巻市不動町～石巻市湊	2,100	昭和46.9	昭和48.8	平成12.8 無料開放
石巻河口橋	1.2km 石巻市雲雀野町～石巻市明神町	2,800	昭和51.3	昭和54.7	平成12.8 無料開放
仙台南部道路	有料道路事業				平成35.1
I期	3.8km (施工延長5.4km) 一般国道4号B P ～山田 IC (料金徴収区間は長町 IC～ 山田 IC)	11,800	昭和49.3	昭和56.2	
II期	3.6km 今泉 IC～一般国道4号B P (料金徴収区間は今泉 IC～ 長町 IC)	19,000	昭和62.11	平成6.3	
III期	3.6km 山田 IC～仙台南 IC	14,400	平成9.2	平成13.8	
	有料道路事業合計	45,200			
III期	一般公共事業	14,010			
仙台松島道路	有料道路事業				平成31.8
I期	3.4km 松島大郷 IC～松島北 IC	5,400	昭和54.12	昭和57.10	
II期	8.1km 利府中 IC～松島大郷 IC	9,300	昭和57.8	昭和61.9	
III期	6.8km 松島北 IC～鳴瀬奥松島 IC	17,400	昭和63.8	平成5.3	
IV期	3.2km 追越車線設置工事他	3,000	平成7.11	平成9.3	
合計	有料道路事業合計	35,100			
交流ふれあい	1.5km 利府中 IC～塩竈市	7,259	平成6.12	平成13.3	

(注) 1. 仙台南部道路：県道仙台南インター線（仙台市若林区今泉～仙台市太白区茂庭）

2. 仙台松島道路：県道仙台松島線・一般国道45号（宮城郡利府町春日～東松島市川下）

3. 交流ふれあい：交流ふれあいトンネル整備事業

市町村が大規模なトンネルや橋梁を重点的に整備することにより、交通不能区間の解消、連絡時間の大幅短縮等が見込まれる場合に、道路公社が財政力の弱い市町村に代わって、整備を行うものである。

現在、道路公社が管理している仙台南部道路、仙台松島道路は仙台都市圏環状自動車専用道路や三陸縦貫自動車道の一部を構成し、仙台都市圏及び仙台湾岸域の産業経済活動の活性化や地域間交流・連携を促進する役割を担っており、地域社会にとって重要な交通基盤となっている。

また、地震等の大規模災害の際の、救急、医療、消火活動や被災者への物資の供給等を迅速に遂行するため、平成 8 年に「緊急輸送道路」に指定されており、宮城県沖地震が発生した場合の道路被害を最小化するための橋梁耐震補強工事も平成 21 年度完了の計画で実施されている。

仙台南部道路、仙台松島道路とも、暫定 2 車線までの事業は完了しており、さらに利用者の利便を図るため ETC 設備の整備も行っている。各道路の 4 車線化については、安全性の確保、利便性の向上及び自動車専用道路ネットワークの整備等の観点、さらには有料道路の採算性の観点から検討されているところである。

牧山道路、石巻河口橋については、平成 12 年 8 月に無料開放され、出資金も返還した上で、事業資産は県に移管されている。

<有料道路制度について>

有料道路制度は、財源不足を補う方法として借入金等を用い早急に道路を整備するため、特別な措置として設けられた制度であり、道路建設等に係る事業費を借入金等により調達し、供用後に料金を徴収することによって当該借入金等の償還に充てることが基本的枠組みである。

地方道路公社は、道路整備特別措置法第 10 条に基づき、一定の条件を満たす場合に、国土交通大臣の許可を受けて、有料道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

地方道路公社が行う一般有料道路事業の料金徴収期間は、追加事業がある場合又は維持管理有料制度を適用する場合等を除き、原則として供用開始日から 30 年間（ただし、高規格幹線道路等の自動車専用道路網を形成する一般有料道路は 40 年間）とされている。

追加事業がある場合は、換算起算日を算定し、換算起算日から 30 年間で料金徴収期間となる。これは、追加事業費を当初の料金徴収期間で徴収する場合、料金を値上げしなければならなくなるからである。

換算起算日＝当初事業の供用開始日＋（当初事業費＋追加事業費×（当初事業の供用開始日から追加事業の供用開始日までの日数））／（当初事業費＋追加事業費）

また、一般有料道路の料金決定の原則は、

- 当該道路の新設、改築、維持修繕等に要する費用を償うものであること。(償還主義)
- 料金は当該有料道路の通行又は利用により通常受ける便益の限度を超えないものでなければならない。(便益主義)

とされている。

このため、料金徴収期間における料金収入総額が、事業費（＝償還金）と管理費及び支払利息等の支出総額の合計額と見合うように事業計画を定める必要がある。

事業計画どおりに料金収入が得られれば、料金徴収期間満了時に事業費相当の借入金は全額償還され、事業費の対象となった道路資産は無料開放した後に本来の道路管理者（国道、県道、市町村道の道路管理者）に移管される。

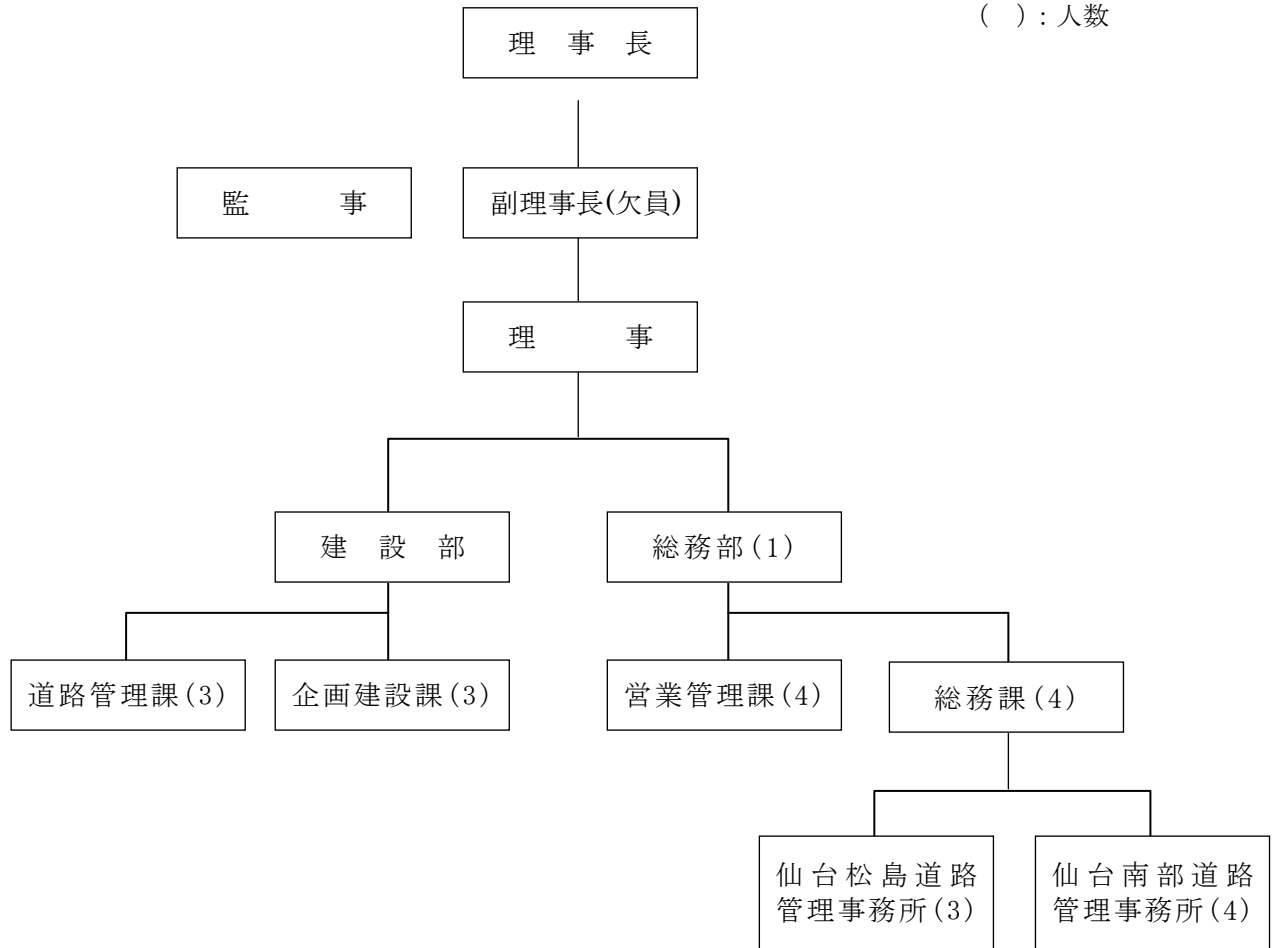
一方、事業計画どおりに料金収入が得られない場合は、料金徴収期間満了時に償還財源が不足し、出資団体は出資金が回収できなくなり、さらに不足額が出資金の金額を超える場合には、設立団体は道路公社の借入金に対する債務保証を履行しなければならなくなる。したがって、不採算路線があると設立団体である宮城県に負担が発生する可能性がある。

また、事業費が多額になる場合は、設定料金での料金収入総額で賄うことができないため、一般公共事業との合併施行方式により、事業費の一部に税金を投入して有料道路の建設が行われる場合がある。

仙台南部道路のⅢ期事業が一般公共事業との合併施行方式により実施されたのはこのような背景がある。

3 役員及び職員の状況（平成17年7月7日現在）

道路公社の組織の状況は次のとおりである。



(1) 役員

区分	人員数	備考（うち、県職員・県退職者）
常勤	3名	県退職者3名
非常勤	4名	県職員1名、県退職者1名
計	7名	

(2) 職員

区分	人員数	備考（うち、県職員・県退職者）
常勤	22名	県退職者1名
非常勤	—	
計	22名	

定款において役員について以下の定めがある。

第6条 道路公社に、役員として、理事長1名、副理事長1名、理事5名以内及び監事2名以内を置く。

第 8 条 理事長及び監事は、宮城県知事が任命する。

副理事長及び理事は、理事長が宮城県知事の認可を受けて任命する。

第 11 条 道路公社の職員は、理事長が任命する。

4 宮城県の財政的関与の状況

平成 16 年度末現在、宮城県の財政的関与の状況は以下のとおりである。

① 出資金

(単位：百万円)

出資者	出資額			出資割合
	仙台南部道路	仙台松島道路	合計	
宮城県	7,651	9,765	17,416	79.7%
仙台市	4,419	—	4,419	20.3%
合計	12,071	9,765	21,836	100.0%

注. 出資額は、建設事業費の概ね 25%相当額である。

地方道路公社への出資は、地方公共団体でなければならないとされており、設立団体は、道路公社の基本財産の額の 2 分の 1 以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならないとされている（地方道路公社法第 4 条）。

また、道路公社が解散したときは、清算人は債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを道路公社に出資した地方公共団体に、出資の額に応じて分配しなければならないとされている（地方道路公社法第 36 条）。

② 貸付金、債務保証及び負担金

(単位：百万円)

種別	金額
債務保証 ※ 1	24,206
貸付金 ※ 2	109
負担金 ※ 3	2

※ 1 設立団体は、道路公社の債務について保証契約をすることができることとされている（地方道路公社法第 28 条）。

※ 2 交流ふれあいトンネル整備事業に係るものである。道路公社が市町村に替わって立替施行し、施行資金を県が貸付けるものであり、道路公社の貸借対照表上は、有料道路関連道路借入金と有料道路関連道路債権が同額計上されている。

なお、平成 17 年 4 月に当該借入金の償還が終了した。

※ 3 地方公務員等共済組合法に基づいて、設置団体である宮城県が負担する平成 16 年度の負担額である。

債務保証に係る借入金別内訳

(単位：百万円)

借入先	借入金残高			構成比
	仙台南部道路	仙台松島道路	合計	
国土交通省	10,092	4,307	14,400	59%
公営企業金融公庫	4,508	1,102	5,610	23%
市中銀行	2,769	1,426	4,195	18%
合計	17,371	6,835	24,206	100%

5 道路公社の財務諸表

道路公社の財務及び会計に関しては、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）、同法施行令（昭和45年政令第202号）、同法施行規則（昭和45年建設省令第21号）、その他法令並びに道路公社定款、業務方法書、その他別に定めるもののほか、宮城県道路公社会計規程の定めるところによっている（宮城県道路公社会計規程第2条）。

道路公社の経理処理は、前述の償還主義を反映したものであり、以下のように説明されている。

有料道路事業は、借入金等により道路を建設し、料金収入により償還していくものであり、各事業年度の収支差（料金収入から利息、管理費、損失補填引当金繰入額を控除した差額）は全て投下資金（借入金等）の償還に充てられる。

そのため、利益配当をしたり、法人税等を課せられたりすることはない。

したがって、適正な配当可能利益や課税所得を算出するための企業会計上の減価償却及び除却を行う必要がなく、むしろ、借入金の償還状況を会計処理において適切に把握することが重要である。

このため、（事業資産については）減価償却及び除却は行わず、借入金の償還に充てられる各年度の収支差がプラスであればこのプラス（収入超）差を「償還準備金繰入額」として費用の部に計上し、その累計額を「償還準備金」として負債の部に計上する「償還準備金積立方式」を採用している。

これにより、貸借対照表上で、道路への投下資金総額（借入金総額）である「道路資産」と借入金の償還に充てた「償還準備金」とを対比することで、一目で借入金の償還状況が分かるような仕組みになっている。

II 最近の業績

1 最近5年間の事業実績

(1) 要約貸借対照表

(単位：百万円)

科目		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
流動資産	※1	7,001	3,431	2,029	2,945	1,851
固定資産		79,597	80,415	79,475	80,387	80,350
事業資産	※2	63,854	76,535	76,627	78,207	78,661
仙台南部道路		29,720	42,401	42,499	43,416	43,869
仙台松島道路		34,133	34,133	34,127	34,791	34,791
事業資産建設仮勘定		10,656	—	—	—	—
仙台南部道路Ⅲ期		10,656	—	—	—	—
有形固定資産		5,084	3,878	2,846	2,177	1,686
無形固定資産		2	2	2	2	2
資産合計		86,598	83,847	81,505	83,332	82,202
流動負債		6,437	2,183	538	1,153	400
固定負債		39,191	36,964	32,387	29,330	24,563
債券		258	—	—	—	—
長期借入金		38,663	36,724	32,140	29,102	24,316
政府借入金		18,914	18,367	16,937	15,799	14,400
公営企業金融公庫借入金		6,167	6,379	6,069	5,936	5,610
宮城県借入金		1,147	1,147	—	—	—
市中銀行借入金		8,915	8,553	7,883	6,836	4,195
有料道路関連道路借入金		3,518	2,276	1,249	530	109
退職給与引当金		269	239	246	227	247
特別法上の引当金等		19,801	23,256	27,010	31,125	35,401
道路事業損失補填引当金	※3	6,524	7,055	7,639	8,231	8,847
仙台南部道路		1,892	2,143	2,440	2,737	3,055
仙台松島道路		2,624	2,903	3,191	3,486	3,783
牧山道路・石巻河口橋		2,007	2,007	2,007	2,007	2,007
償還準備金	※4	13,033	16,200	19,370	22,894	26,554
仙台南部道路		4,032	5,810	7,483	9,317	11,287
仙台松島道路		9,000	10,390	11,887	13,576	15,267
償還準備積立金	※5	243	—	—	—	—
仙台南部道路		—	—	—	—	—
仙台松島道路		—	—	—	—	—
仙台南部道路Ⅲ期		243	—	—	—	—
負債合計		65,430	62,404	59,936	61,609	60,366
基本金	※6	21,168	21,443	21,568	21,723	21,836
宮城県出資金		17,053	17,233	17,289	17,359	17,416
仙台市出資金		4,114	4,209	4,278	4,363	4,419
資本合計		21,168	21,443	21,568	21,723	21,836
負債・資本合計		86,598	83,847	81,505	83,332	82,202

※1 平成13年度以降流動資産が減少しているのは、公共事業（仙台南部道路Ⅲ期）等の受託業務支払金の減少によるものである。

- ※2 事業資産は、事業資産（道路、駐車場及び附帯事業施設）の取得又は建設に要した直接費及び間接費の合計額であり、主として工事費、用地補償費、事務費、支払利息等からなる。
仙台南部道路、仙台松島道路とも平成16年度で事業費は全額支出済みである。
なお、事業費の金額と事業資産の金額の不一致は、事業費として支出されたもののなかに有形固定資産に計上されているものがあるためである。
- ※3 道路事業損失補填引当金は、道路事業に係る損失を補填するため、当該道路の一事業年度における料金徴収総額の10/105に相当する額を事業年度末において繰り入れたものの累計額である。
牧山道路、石巻河口橋については、無料開放済みであるが、道路事業損失補填引当金は、他の道路事業で損失が生じる場合に備えて引当を行うものであり、引当金は取り崩されていない。
- ※4 償還準備金は、各道路別の正味収支差益を道路の無料開放に備えての償還資金の留保額として、道路資産の取得価格に達するまで積み立てるものである。
- ※5 償還準備積立金は、事業資産の建設期間中における消費税還付金に相当する金額である。
- ※6 事業費の一定率について国が融資し、その融資額の7割に相当する額を出資団体が出資することになっているため、事業費の支出に対応して追加出資が行われている。

最近5年間の道路別の償還率（償還準備金／道路資産×100）の推移は以下のとおりである。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
仙台南部道路					
道路資産	29,720	42,401	42,499	43,416	43,869
償還準備金	4,032	5,810	7,483	9,317	11,287
償還率(%)	13.6	13.7	17.6	21.5	25.7
仙台松島道路					
道路資産	34,133	34,133	34,127	34,791	34,791
償還準備金	9,000	10,390	11,887	13,576	15,267
償還率(%)	26.4	30.4	34.8	39.0	43.9

仙台南部道路は、平成13年8月の第Ⅲ期工事の完了により、東北自動車道と接続し、交通量が大幅に増え、料金収入が増加したため、平成14年度から償還率が伸びている。

(2) 要約損益計算書

(単位：百万円)

科目	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
業務収入	5,001	5,579	6,135	6,218	6,466
道路料金収入	4,997	5,576	6,132	6,215	6,464
仙台南部道路	1,960	2,641	3,112	3,122	3,341
仙台松島道路	2,756	2,934	3,019	3,093	3,123
牧山道路・石巻河口橋	280	—	—	—	—
業務雑収入	3	2	2	2	2
業務外収入	19	41	5	21	3
収入合計	5,021	5,621	6,140	6,240	6,470
管理業務費	1,673	1,504	1,609	1,434	1,551
仙台南部道路	582	624	709	636	681
仙台松島道路	882	880	900	797	869
牧山道路・石巻河口橋	207	—	—	—	—
一般管理費	291	394	330	350	299
仙台南部道路	110	176	161	172	146
仙台松島道路	158	218	169	178	153
牧山道路・石巻河口橋	22	—	—	—	—
特別法上の引当金等繰入額	2,584	3,248	3,752	4,065	4,254
道路事業損失補填引当 金繰入額	475	531	584	591	615
仙台南部道路	186	251	296	297	318
仙台松島道路	262	279	287	294	297
牧山道路・石巻河口橋	26	—	—	—	—
償還準備金繰入額	2,108	2,717	3,168	3,473	3,639
仙台南部道路	840	1,327	1,671	1,783	1,948
仙台松島道路	1,239	1,389	1,497	1,689	1,690
牧山道路・石巻河口橋	28	—	—	—	—
業務外費用	471	473	447	389	364
支払利息	463	468	435	389	334
雑損	8	4	12	0	30
費用合計	5,021	5,621	6,140	6,240	6,470

(3) 道路別損益計算書

仙台南部道路

(単位：百万円)

科目	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
業務収入	1,961	2,643	3,114	3,123	3,342
業務外収入	6	15	2	9	1
収入合計	1,968	2,659	3,117	3,133	3,344
管理業務費	582	624	709	636	681
一般管理費	110	176	161	172	146
道路事業損失補填引当金 繰入額	186	251	296	297	318
償還準備金繰入額	840	1,327	1,671	1,783	1,948
支払利息	240	274	268	242	219
雑損	8	4	10	0	30
費用合計	1,968	2,659	3,117	3,133	3,344

仙台松島道路

(単位：百万円)

科目	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
業務収入	2,757	2,936	3,020	3,094	3,124
業務外収入	9	26	2	12	1
収入合計	2,767	2,962	3,023	3,106	3,126
管理業務費	882	880	900	797	869
一般管理費	158	218	169	178	153
道路事業損失補填引当金 繰入額	262	279	287	294	297
償還準備金繰入額	1,239	1,389	1,497	1,689	1,690
支払利息	223	194	166	146	114
雑損	0	0	1	0	0
費用合計	2,767	2,962	3,023	3,106	3,126

仙台南部道路、仙台松島道路とも管理業務費は概ね横ばいであり、一般管理費は人件費の削減等により減少傾向にある。

料金収入の増加により、道路事業損失補填引当金繰入額、償還準備金繰入額も年々増加している。

(4) 道路別管理業務費の内訳

仙台南部道路

(単位：百万円)

科目	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
管理業務費	582	624	709	636	681
道路維持費	182	147	188	147	255
電力料	18	22	20	19	19
管理器材費	22	13	19	11	11
工事請負費	67	35	72	16	111
業務委託料	73	75	74	99	112
道路管理費	400	476	520	489	426
公課費	70	103	120	127	134
業務委託料	312	350	379	343	269
その他	18	23	21	19	23
一般管理費	110	176	161	172	146
一般管理費	91	152	141	141	112
役職員諸給与	84	139	127	129	101
管理諸費等	6	13	14	12	11
退職給与引当金繰入額	4	7	4	6	8
有形固定資産減価償却費	14	16	15	24	25

仙台松島道路

(単位：百万円)

科目	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
管理業務費	882	880	900	797	869
道路維持費	264	262	305	246	369
電力料	25	24	21	20	21
管理器材費	54	38	41	28	32
工事請負費	60	57	102	3	151
業務委託料	125	139	137	190	161
道路管理費	617	618	594	550	500
公課費	94	105	105	82	114
業務委託料	500	486	464	438	347
その他	23	27	25	30	39
一般管理費	158	218	169	178	153
一般管理費	122	180	138	150	120
役職員諸給与	114	166	125	138	110
管理諸費等	8	14	13	12	10
退職給与引当金繰入額	4	7	4	5	11
有形固定資産減価償却費	30	29	26	22	21

業務委託料については、平成 16 年度において、3 年契約としたことにより経費削減を図り、単年度の経費は減少している。

2 キャッシュ・フローの推移

(単位：百万円)

営業キャッシュ・フロー	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
当期純利益	0	0	0	0
有形固定資産減価償却費	46	42	46	46
退職給与引当金繰入・戻入	△29	7	△19	20
道路事業損失填補引当金繰入	530	583	591	615
償還準備金繰入額	2,924	3,169	3,523	3,660
債権流動資産増減額	129	358	△25	△22
未払金預かり金増減額	△803	△915	614	△752
営業キャッシュ・フロー合計	2,797	3,244	4,730	3,567
投資キャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得	△82	△37	△97	22
道路の取得	△2,024	△91	△1,580	△453
投資キャッシュ・フロー合計	△2,106	△128	△1,677	△431
財務キャッシュ・フロー				
政府借入金純増減	△547	△1,429	△1,138	△1,399
公庫借入金純増減	212	△310	△132	△325
宮城県借入金純増減	0	△1,147	0	0
銀行借入金純増減	△619	△670	△1,047	△2,640
出資による資金調達	275	125	155	112
財務キャッシュ・フロー合計	△679	△3,431	△2,162	△4,252
現金及び現金同等物の増減額	12	△315	891	△1,116
現金及び現金同等物の期首残高	1,931	1,941	1,626	2,516
現金及び現金同等物の期末残高	1,941	1,626	2,516	1,400

キャッシュ・フロー計算書は、道路公社の作成する財務諸表には含まれていないため（宮城県道路公社会計規程第6条）、貸借対照表、損益計算書に基づき、監査人が試算したものである。上記期間においては、投資を営業キャッシュ・フローでまかない、借入金を順調に返済している。

平成13年度の道路の取得20億24百万円の内容は、仙台南部道路Ⅲ期工事の完成による増加126億80百万円から道路建設仮勘定からの振替分106億56百万円を控除した金額である。

平成15年度の道路の取得15億80百万円の内容は、仙台南部道路の増加が9億16百万円（ETC設備工事、料金收受機械改修工事、受配電設備改修工事、名取川護岸工事、雪氷基地新設工事等）、仙台松島道路の増加が6億63百万円（ETC設備工事、受配電設備改修工事、料金收受機械改修工事）である。

3 経営改善計画の進捗状況

平成 15 年度及び平成 16 年度の団体改革計画表によれば、道路公社の経営改善に向けての取組目標設定の考え方及び経営目標・評価推進委員会、県の考え方は以下の通りである。

	平成 15 年度団体改革計画表	平成 16 年度団体改革計画表
(1)道路公社における取組目標設定の考え方	<p>平成 15 年度中に東北道との一体徴収や ETC システムを導入し、有料道路利用者の更なる利便性を図ったものの、景気の低迷等により料金収入は前年度に比べほぼ横這いであった。</p> <p>本年度以降も料金収入の増額は見込めないことから、支出を抑えることで経常収支の改善を見込んだ。</p>	<p>景気の低迷等により料金収入は横這い傾向であり、橋梁の耐震補強など安全施設の維持管理や ETC などサービス向上にコストがかかることから引き続き経常収支の改善に取り組むもの。</p>
(2)経営目標・評価推進委員会の道路公社に対する意見とその対応	<p>〔団体に対する意見〕</p> <p>今後の業務量の縮小に伴い、それに見合った組織のスリム化（常勤従業員の削減）を図り、取組目標を設定すべき。</p>	<p>〔団体に対する意見〕</p> <p>今後、業務内容の変化が予想されるので、業務内容の変化に柔軟に対処できる機動的な組織作りが必要である。</p>
	<p>〔道路公社の対応〕</p> <p>県と調整の上、組織のスリム化を図り、取組み目標を設定するものとする。</p>	<p>〔道路公社の対応〕</p> <p>管理業務の高度化・業務量の増加に対応するため、経理課と管理課を営業管理課、道路管理課に組織の再編を行った。</p>
(3)経営目標・評価推進委員会の県に対する意見とその対応	<p>〔県に対する意見〕</p> <p>意見なし</p>	<p>〔県に対する意見〕</p> <p>意見なし</p>
(4)団体の取組計画を踏まえた県としての団体改革に対する考え方	<p>道路公社の経営については、より一層の経営改善に努め、一日も早く高速道路の無料開放をしていくことが望まれる。</p>	<p>道路公社の経営については、今後とも経営健全化に努め、一日も早く高速道路の無料開放をしていくことが望まれる。</p>

上記の道路公社における取組目標設定の考え方に基づく具体的な改善内容とこれまでの取組状況は以下のとおりである。

改善内容	取組状況
平成12年度から組織を再編し、職員の新規採用を停止している。	● 平成14年度より新規採用を停止している。
平成11年度から借入金の繰上償還を行っている。	● 平成14年度に県借入金（平成11年度借入分1,147百万円）の繰上償還を行った。
平成11年度から積算・現場監理業務の外部委託を実施しており、継続実施する。	● 建設事業費の減少により外部委託を停止した。
県の派遣職員を段階的に削減する。	● 平成14年度から平成17年度にかけて県の派遣職員を毎年1名削減し、平成17年4月1日にゼロとした。

平成16年度の経常収支の目標に対する実績は下表のとおりである。

経常収支の改善状況

(単位：百万円)

項目	A 平成16年度目標	B 平成16年度実績	B/A (%)
仙台南部道路料金収入	3,130	3,341	106.7
仙台松島道路料金収入	3,070	3,123	101.7
その他の収入	5	6	120.0
収入合計	6,205	6,470	104.2
事業費	—	—	—
管理費	2,595	1,850	71.3
事業外支出	935	980	104.8
支出合計	3,531	2,830	80.4
経常収支	2,674	3,639	136.0

(注) 経営評価シートに記載された収支の金額であり、道路公社の損益計算書が発生主義で作成されていることから金額に若干相違がある。

料金収入は目標値を上回っており、管理費の実績が目標より少ないため、経常収支は目標を大きく上回っている。

平成16年度の管理費の実績が目標より大幅に少なかった理由は、橋梁耐震補強工事等の実施が翌事業年度となったこと、入札による請け差3億94百万円、精算による予算執行残2億29百万円、翌事業年度繰越1億3百万円等である。

道路公社は、外郭団体改革計画の中の位置づけとしては、要改善団体ではあるが、区分としては県からの職員派遣を縮小・終了する団体とされている。平成17年度には、県の派遣職員はなくなっている。

近年は、利用台数の増加による料金収入の増加に伴い、経常収支は改善し、借入金の償還も順調に進んでいる。県からは、運営体制のスリム化、経営の効率化等により一層の経営の健全化を図り、有料道路の早期無料開放を行うことを求められている。

道路公社は、当面は、橋梁耐震補強工事（平成15年度から平成21年度に実施）、仙台松島道路の4車線化（平成18年度に環境アセスメント終了見込）、長期的には仙台南部道路の4車線化が事業として残っているため、4車線化による安全性の確保や利便性の向上などの課題の解決が先決と考えており、早期無料開放については慎重な姿勢である。

Ⅲ 収支計画の状況

1 収支計画の概要

仙台南部道路及び仙台松島道路の収支計画の概要は下表のとおりである。

収支計画は、仙台南部道路、仙台松島道路とも、現行の2車線のままの場合と4車線化した場合の2パターンがある。

(単位：百万円)

	仙台南部道路	仙台松島道路
償還期間	供用開始日から42年間 (換算起算日から30年間)	供用開始日から37年間 (換算起算日から30年間)
2車線のままの場合		
料金徴収期間満了日	平成35年1月14日	平成31年8月5日
①収支計画認可対象の「事業費」	45,200	35,100
②事業資産(16年度末)	43,869	34,791
③道路事業損失補填引当金(16年度末)	3,055	3,783
④償還準備金(16年度末)	11,287	15,267
⑤16年度末内部留保合計=③+④	14,342	19,050
現行の収支計画見込ベース		
③'収支計画上の今後の道路事業損失補填引当金の増加額	5,455	4,052
④'収支計画上の今後の償還準備金の増加額	33,393	20,077
⑤'収支計画上の今後の内部留保合計=③'+④'	38,848	24,129
⑥料金收受期間満了時の内部留保=⑤+⑤'	53,190	43,179
償還率=(④+④')÷①	98.8%	100.7%
事業費のカバー率=⑥÷①	117.7%	123.0%
4車線化の場合		
料金徴収期間満了日	平成35年1月14日	平成31年8月5日
①収支計画認可対象の「事業費」	63,200	57,100
②事業資産(16年度末)	43,869	34,791
③道路事業損失補填引当金(16年度末)	3,055	3,783
④償還準備金(16年度末)	11,287	15,267
⑤16年度末内部留保合計=③+④	14,342	19,050
現行の収支計画見込ベース		
③'収支計画上の今後の道路事業損失補填引当金の増加額	8,442	6,558
④'収支計画上の今後の償還準備金の増加額	53,304	41,256
⑤'収支計画上の今後の内部留保合計=③'+④'	61,746	47,814
⑥料金收受期間満了時の内部留保=⑤+⑤'	76,088	66,864
償還率=(④+④')÷①	102.2%	99.0%
事業費のカバー率=⑥÷①	120.4%	117.1%

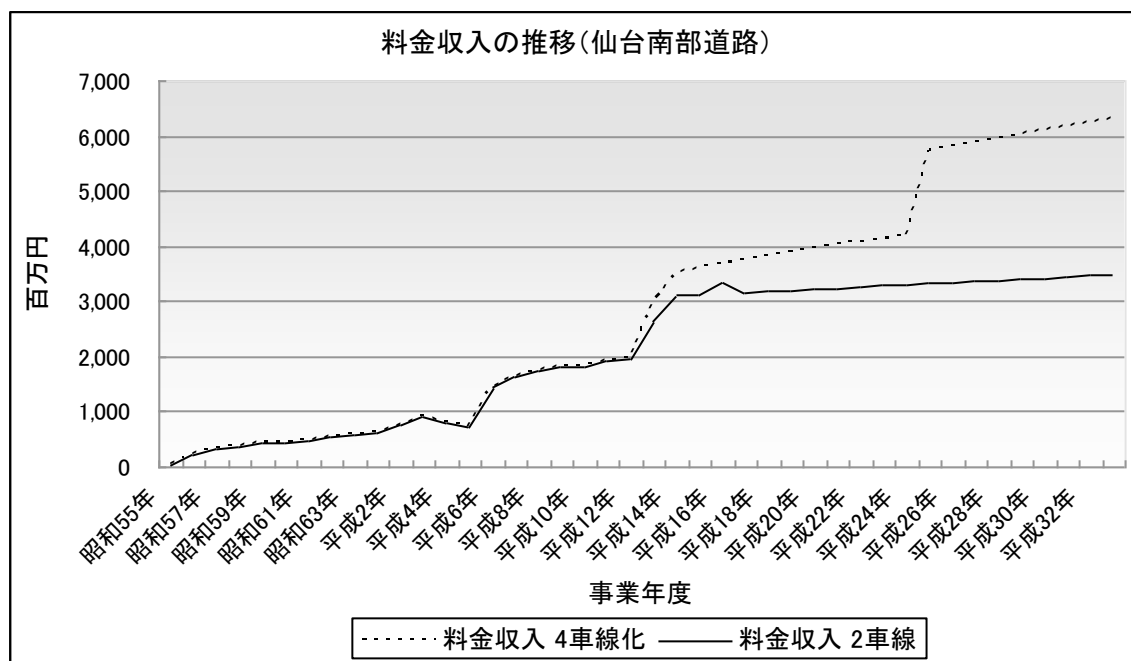
- (注) 1. 上記の表は、公社が国土交通省東北整備局に提出した「収支予算の明細（道路版）（計画と実績）」（償還計画変更を伴う最終許可年月日は仙台南部道路が平成9年2月18日、仙台松島道路が平成7年11月15日）に基づき監査人が作成したものである。
 なお、平成16年度末の事業資産、道路事業損失補填引当金、償還準備金残高は、決算書の残高を記載している。
2. 「収支予算の明細」では、4車線化の事業費は、仙台南部道路については180億円、仙台松島道路については220億円が計上されている。
 なお、仙台松島道路については、当面は利府中IC～松島北IC間の11.5kmの4車線化が検討対象となっており、その場合の事業費は150億円が見込まれている。道路公社担当者によれば、4車線化する場合には、あらためて収支計画を作成し、事業変更許可申請を行うとのことである。
3. 4車線化の場合の料金徴収期間は、換算起算日の見直しにより上表の期間より延長することが可能であるが、4車線化による料金収入の大幅増加を見込んで、現行の2車線の料金徴収期間での償還計画となっている。

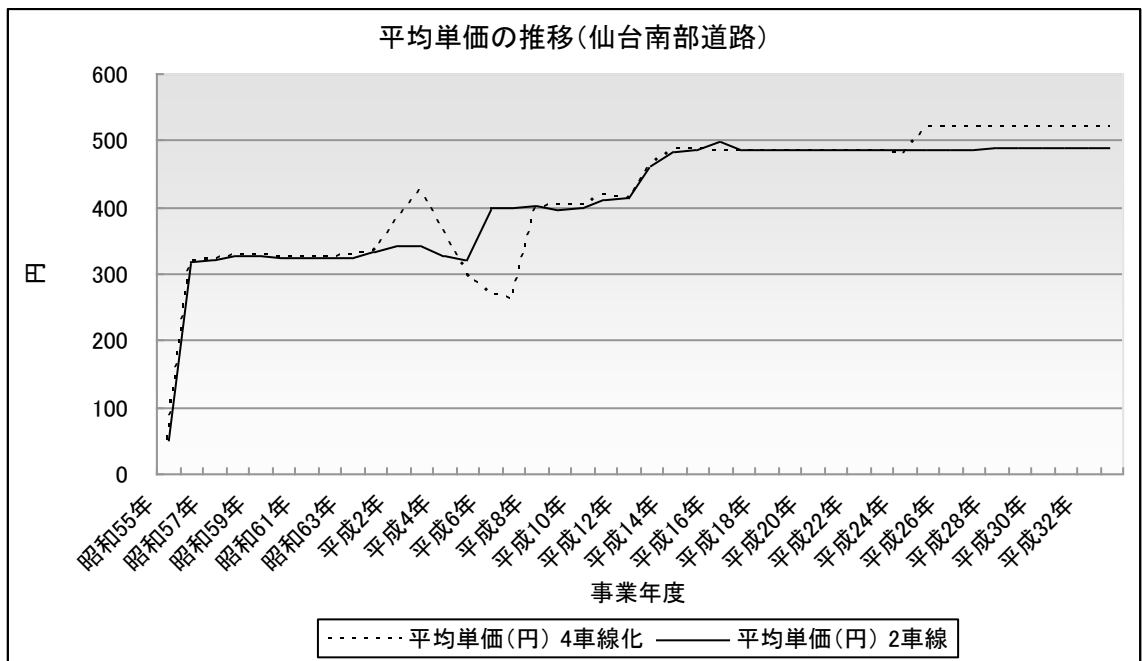
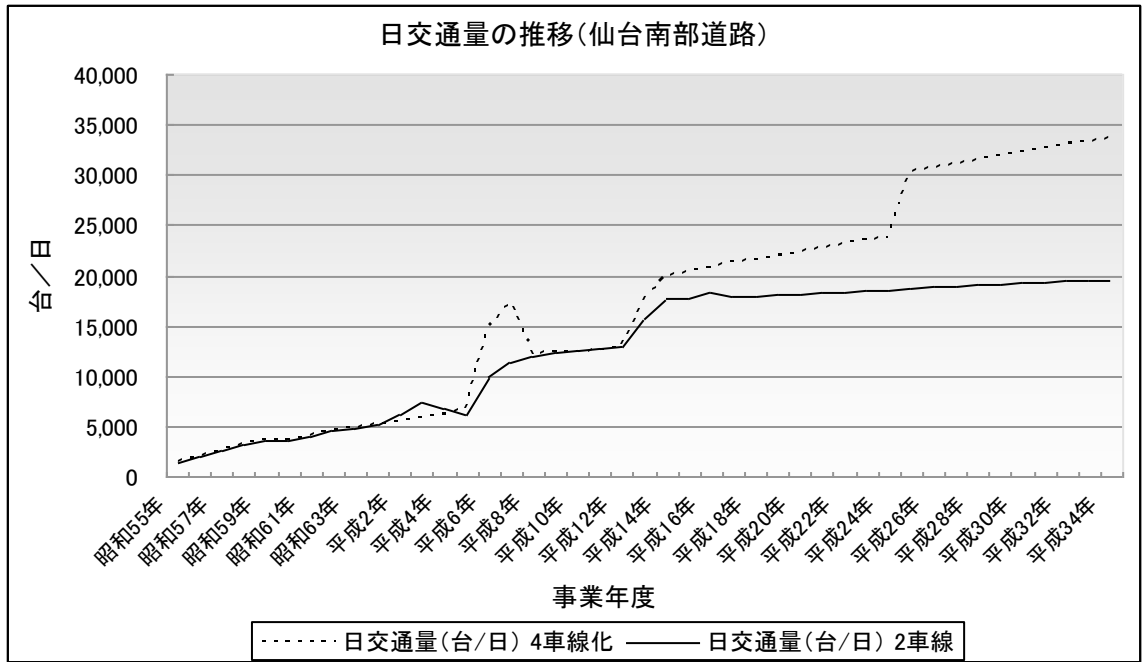
上記の収支計画によれば、仙台南部道路、仙台松島道路とも、現行の2車線の場合も、4車線の場合も、料金收受期間満了時の内部留保額（償還準備金＋道路事業損失補填引当金）は、100%を超える計画となっており、料金徴収期間満了時には、借入金及び出資金の全額が償還される計画となっている。

2 道路料金収入の実績及び計画

(1) 仙台南部道路

仙台南部道路の料金収入、交通量及び平均単価の推移及び計画は下記のとおりである。





- (注) 1. 上記のグラフは、「収支予算の明細(道路版)(計画と実績)」に基づき監査人がグラフ化したものである。
2. 平均単価 = (年間料金収入 ÷ 365 日) ÷ 日交通量として算出している。

現行の2車線の場合、平成13年8月のⅢ期工事(山田ICと東北縦貫自動車道仙台南IC間)の供用より、今後は年間30億円を越える料金収入で推移するものと見込まれている。

2車線の場合、実績交通量と計画交通量に大きな乖離はなく、現行の料金単価の水準を前提とすれば、料金収入の計画は達成可能と推測される。

4車線化については、収支計画では平成25年度に4車線化供用の計画となっており、平成25年度に交通量、料金収入が大幅に増加している。

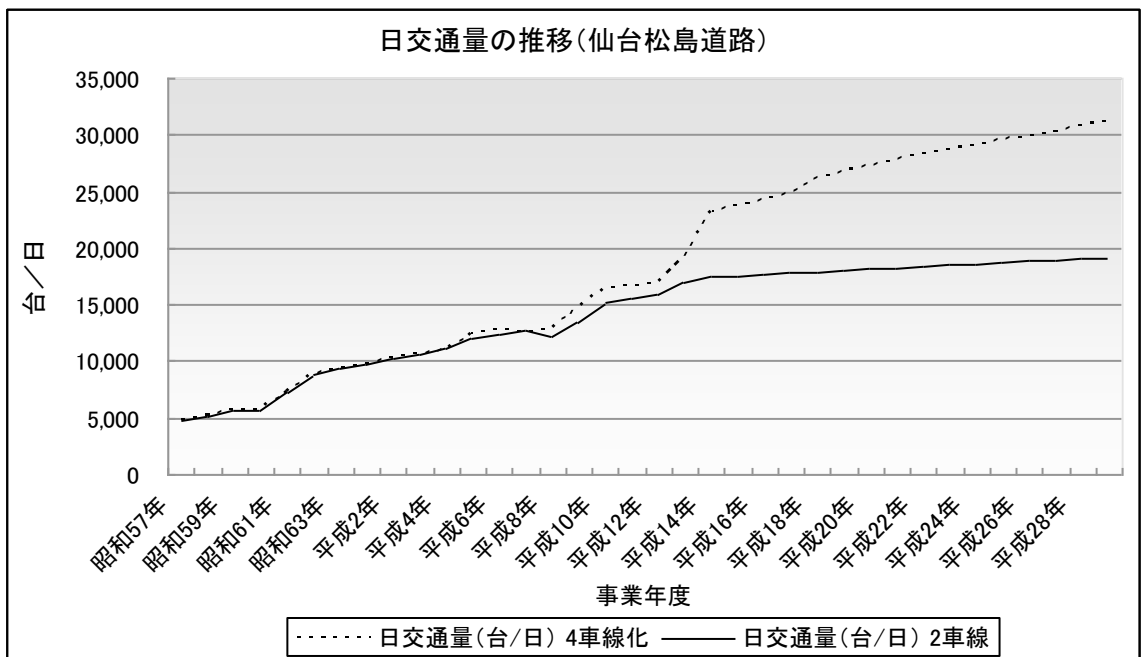
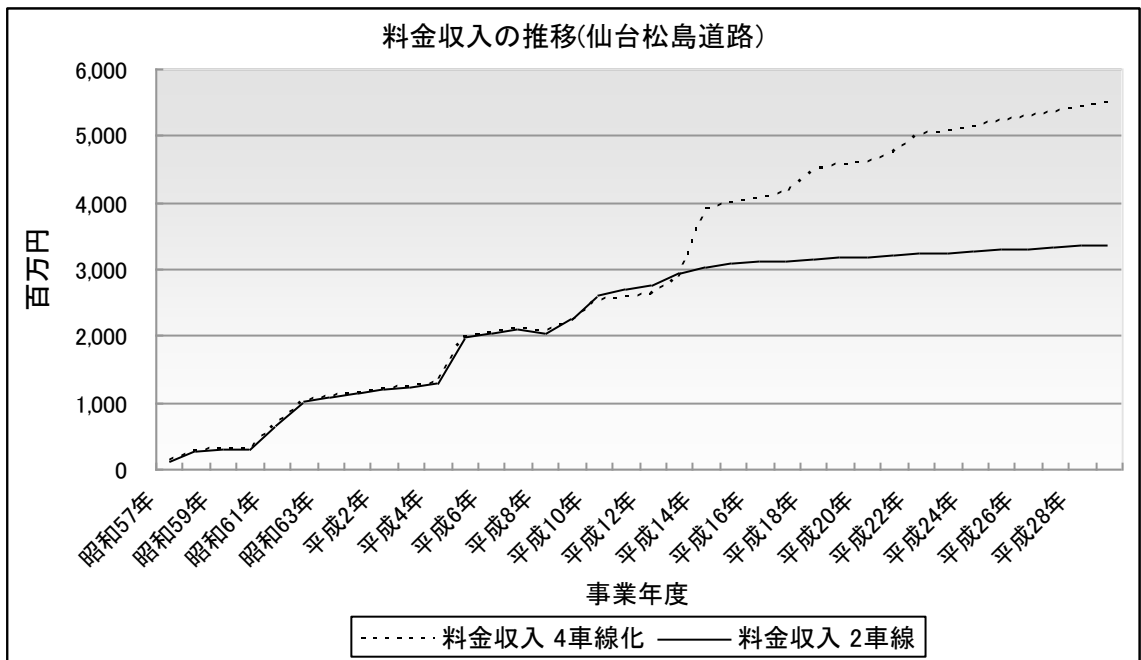
4車線化により制限速度が60kmから80kmになることなどから、利用台数が1.5倍になる計画となっているためである。

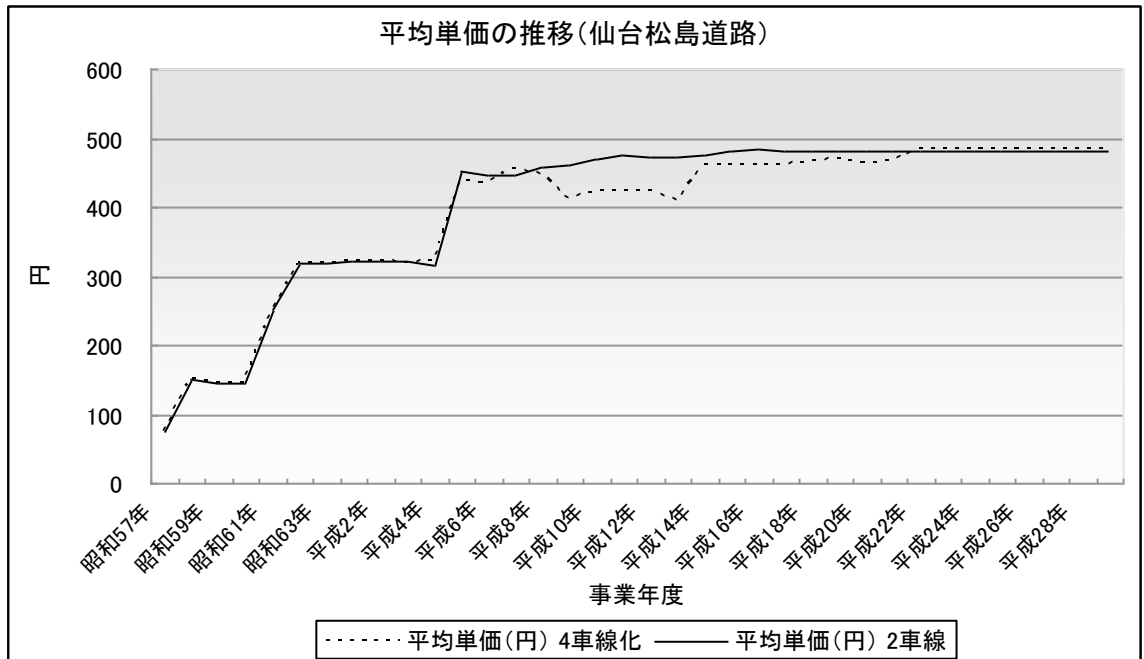
現在のところ、仙台南部道路の4車線化について、実施時期は未定となっている。

4車線化による交通量の増加については、社会情勢の変化等により、計画交通量策定時の設定条件と現況や将来の見込みが乖離しつつあるため、4車線化事業計画の策定においては計画交通量の再検討が必要である。

(2) 仙台松島道路

仙台松島道路の料金収入、交通量及び平均単価の推移および計画は下記のとおりである。





(注) 1. 上記のグラフは、「収支予算の明細(道路版)(計画と実績)」に基づき監査人がグラフ化したものである。

2. 平均単価 = (年間料金収入 ÷ 365 日) ÷ 日交通量として算出している。

現行の2車線の場合、平成9年3月のIV期工事(追越車線設置工事他)の供用により、今後は仙台松島道路においても年間30億円を越える料金収入で推移するものと見込まれている。

2車線の場合、実績交通量と計画交通量に大きな乖離はなく、現行の料金単価の水準を前提とすれば、料金収入の計画は達成可能と推測される。

仙台松島道路の4車線化については、収支計画では平成14年度に4車線化供用の計画となっており、平成14年度に交通量、料金収入が大幅に増加している。

4車線化により制限速度が60kmから80kmになることなどから、利用台数が1.4倍になる計画となっているためである。

現状は、仙台松島道路の4車線化については、利府中IC～松島北IC間の11.5kmが検討対象となっており、環境アセスメントが実施されている段階である。

4車線化による交通量の増加については、社会情勢の変化等により、計画交通量策定時の設定条件と現況や将来の見込みが乖離しつつあるため、4車線化事業計画の策定においては計画交通量の再検討が必要である。

(3) 他の有料道路との料金比較

	区間	距離	料金(普通車)	円/km
仙台南部道路	山田～今泉	7.9km	500円	63.2円
仙台松島道路	松島海岸～松島北	7.5km	250円	33.3円
仙台東部道路	名取～仙台東	7.4km	250円	33.7円
三陸自動車道	矢本～石巻河南	6.6km	250円	37.8円

仙台南部道路については、一般公共事業との合併施行方式を採用したが、それでも他の有料道路に比べてkm当たりの料金は割高となっている。

3 償還額及び留保額の見通し

現状の収支計画の料金徴収期間満了時の収支の内訳は下表のとおりである。

収入から管理費、支払利息、損失補填引当金を控除した残額を積み立てた償還準備金の積立残高が事業費（償還合計）に到達した時点で事業費の償還が終了し、無料開放が可能となる。

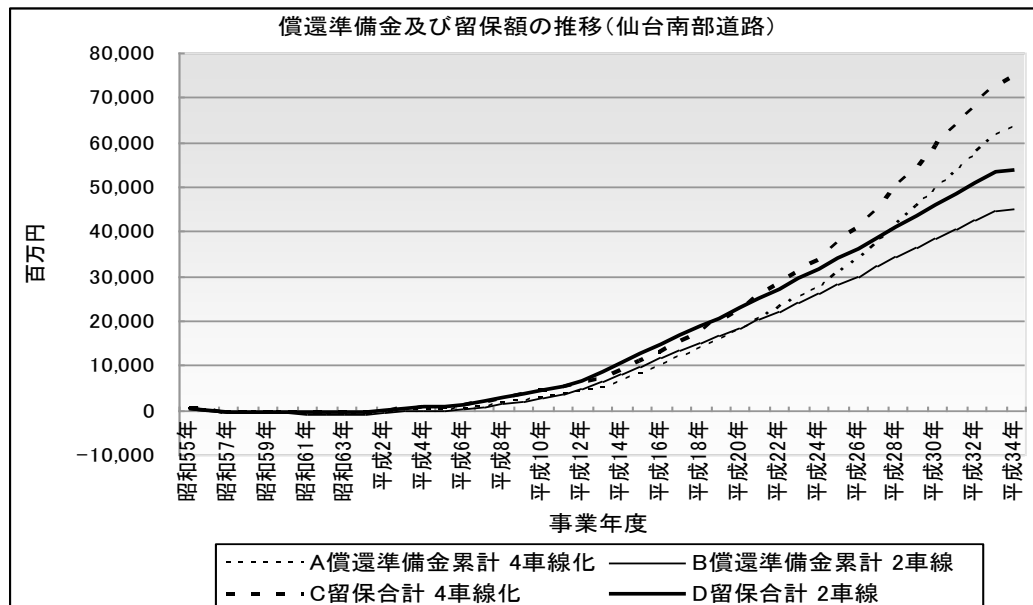
(単位：百万円)

項目	仙台南部道路		仙台松島道路	
	2車線	4車線化	2車線	4車線化
収入				
料金収入	89,036	121,923	81,839	108,991
その他収入	497	475	386	345
収入合計	89,533	122,398	82,226	109,337
支出				
借入金の償還	33,129	46,629	25,335	39,635
出資金の償還	12,071	16,571	9,765	17,465
償還合計	45,200	63,200	35,100	57,100
支払利息	9,709	15,357	6,175	9,699
管理費	26,112	32,197	33,114	31,941
損失補填引当金	8,511	11,643	7,836	10,597
支出合計	89,533	122,398	82,226	109,337

(注) 「収支予算の明細(道路版)(計画と実績)」に基づき監査人が作成した。

(1) 仙台南部道路

下記のグラフは、仙台南部道路の償還準備金と道路事業損失補填引当金（料金収入の10/105を毎年積立）を加算した留保合計額の積立計画をグラフ化したものである。



- (注) 1. 「収支予算の明細(道路版)(計画と実績)」に基づき監査人がグラフ化した。
 2. 実線(2車線)は、現行の2車線を前提とした推計であり、太線が留保額、細線が償還準備金残高を表している。
 3. 点線(4車線化)は、将来の4車線化を前提とした計画であり、太線が留保額、細線が償還準備金残高を表している。

現行の2車線を前提とした計画では、料金徴収期間満了日である平成35年1月には、償還準備金残高が452億円に到達する計画となっている。

平成13年8月1日にⅢ期工事が終了し、東北縦貫自動車道と接続したことから、料金収入が大幅に増加する一方で、借入金の償還による支払利息の減少が寄与し、償還準備金及びこれに道路事業損失補填引当金を加算した留保合計額が増加している。

管理費についても、現行の2車線を前提とすれば、大幅に増加することはないものと推測されるため、計画外の多額な支出を料金収入で賄うことにならない限り、料金徴収期間満了日には事業費は全額償還され、無料開放される可能性は高いと推定される。

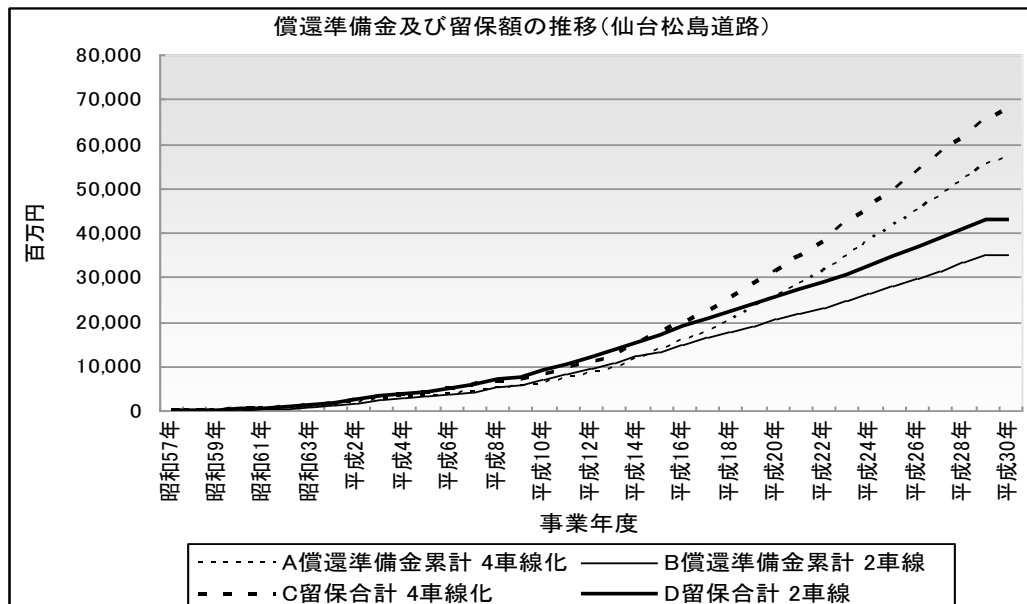
一方、4車線化を前提とした計画の場合、180億円の追加事業費が計画されていることから、新たな借入に伴う金利負担の増加もあり、計画の前提となっている交通量の大幅な増加がない限り、現行計画の料金徴収期間満了日である平成35年1月の時点で、償還準備金が632億円まで積み立てられることは困難と推測される。

4車線化による交通量の増加が計画に達しない場合、料金徴収期間の延長ないし料金の値上げが必要となる可能性があると考えられる。

なお、道路事業損失補填引当金を含めた留保額合計で見ると、2車線を前提とした場合は、平成30年度に452億円に到達し、4車線を前提とした場合は、平成31年度に632億円に達する計画となっている。

(2) 仙台松島道路

下記のグラフは、仙台松島道路の償還準備金と道路事業損失補填引当金（料金収入の10/105を毎年積立）を加算した留保合計額の積立計画をグラフ化したものである。



- (注) 1. 「収支予算の明細(道路版)(計画と実績)」に基づき監査人がグラフ化した。
 2. 実線(2車線)は、現行の2車線を前提とした推計であり、太線が留保額、細線が償還準備金残高を表している。
 3. 点線(4車線化)は、将来の4車線化を前提とした計画であり、太線が留保額、細線が償還準備金残高を表している。

現行の2車線を前提とした計画では、料金徴収期間満了日である平成31年8月には、償還準備金残高が351億円に到達する計画となっている。

平成9年3月のIV期工事(拡幅工事)の供用により、料金収入が順調に増加する一方で、借入金の償還による支払利息の減少が寄与し、償還準備金及びこれに道路事業損失補填引当金を加算した留保合計額が増加している。

管理費についても、現行の2車線を前提とすれば、大幅に増加することはないものと推測されるため、計画外の多額な支出を料金収入で賄うことにならない限り、料金徴収期間満了日には事業費は全額償還され、無料開放される可能性は高いと推定される。

一方、4車線化を前提とした計画の場合、220億円の追加事業費が計画されていることから、新たな借入に伴う金利負担の増加もあり、計画の前提となっている交通量の大幅な増加がない限り、現行計画の料金徴収期間満了日である平成31年8月の時点で、償還準備金が571億円まで積み立てられることは困難と推測される。

4車線化による交通量の増加が計画に達しない場合、料金徴収期間の延長ないし料金の値上げが必要となる可能性があると考えられる。

なお、道路事業損失補填引当金を含めた留保額合計で見ると、2車線を前提とした場合は、平成26年度に351億円に到達し、4車線を前提とした場合は、平成27年度に571億円に達する計画となっている。

IV 包括外部監査の結果

1 料金収入の期間帰属

クレジットカードでの通行料金に関する3月分料金収入は、旧日本道路公団等（現東日本高速道路株式会社等）から翌年度の5月に精算調書が届くため、翌年度の料金収入として計上されている。

宮城県道路公社会計規程第4条によれば、「公社の会計においては、収益及び費用の発生並びに資産、負債及び資本の増減異動の所属する事業年度は、その原因となる事実の発生した日の属する事業年度とする。」とされており、3月分の料金収入は当事業年度に計上する必要がある。

東日本高速道路株式会社等からの精算予定額の早期情報入手について検討されたい。

仮に平成16年度に計上した場合の影響額は次のとおりである。

（単位：千円）

	借方		貸方	
①	未収入金	72,158	料金収入	72,158
②	料金収入	31,305	前期損益修正益	31,305

仙台南部道路と仙台松島道路の合計金額である。

- ① 平成17年4月に未収計上された平成17年3月分のクレジットカード利用による収入である。
- ② 平成16年4月に未収計上された平成16年3月分のクレジットカード利用による収入である。

本来、平成15年度の収入として計上すべきであるため、前期損益修正益となる。

V 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

1 委託業務の入札方法の見直しについて

(1) 概要

道路管理業務費の主要な部分を構成している業務委託料の妥当性を検討するため、契約金額の大きい料金收受業務及び年間維持業務について、入札の状況を調査した。

① 料金收受業務

(単位：千円)

仙台南部道路	平成12年度		平成13年度		平成14年度	平成15年度	平成16年度
契約者	A社	/	A社	A社	A社	A社	A社
契約先選定方法	随意契約		随意契約	指名競争入札	一般競争入札	指名競争入札	一般競争入札
入札参加業者数	—		—	2	2	2	1
予定価格	225,435		214,557	49,329	294,093	263,844	529,200
契約額	223,860		213,633	49,140	290,220	263,550	501,480
契約期間	1年		1年	8ヶ月	1年	1年	3年
落札率	99.3%		99.6%	99.6%	98.7%	99.9%	94.8%

仙台松島道路	平成12年度		平成13年度		平成14年度	平成15年度	平成16年度
契約者	A社	B社	A社	B社	B社	B社	C社
契約先選定方法	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約	一般競争入札	指名競争入札	一般競争入札
入札参加業者数	—	—	—	—	2	2	2
予定価格	161,217	246,456	153,804	234,591	375,205	344,127	987,000
契約額	160,125	246,225	152,995	234,150	367,500	342,300	712,950
契約期間	1年	1年	1年	1年	1年	1年	3年
落札率	99.3%	99.9%	99.5%	99.8%	97.9%	99.5%	72.2%

(注) 1. 平成12年度、平成13年度の随意契約は、平成11年度指名競争入札の落札者としての随意契約である(收受委託要領第14条)。

2. 金額は税込みである。

平成16年度は、単年度ごとの事務の煩雑さの解消、習熟等による業務の効率性の向上、並びに経費節減を理由として3年の複数年契約としている。1年契約に換算すると、仙台南部道路、仙台松島道路とも前年比で3割程度の経費節減になっている。

② 年間維持業務

(単位：千円)

仙台南部道路	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
契約者	B社	B社	D社	B社	E社
契約先選定方法	指名競争 入札	指名競争 入札	指名競争 入札	指名競争 入札	指名競争 入札
入札参加業者数	8	9	10	10	9
予定価格	30,975	35,700	35,771	61,500	54,600
契約額(変更前)	30,450	35,175	30,964	60,585	51,975
契約額(変更後)	31,152	37,050	42,982	56,316	82,411
契約期間	1年	1年	1年	1年	15ヶ月
落札率	98.3%	98.5%	86.6%	98.5%	95.2%

仙台松島道路	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
契約者	F社	F社	F社	F社	F社
契約先選定方法	指名競争 入札	指名競争 入札	指名競争 入札	指名競争 入札	指名競争 入札
入札参加業者数	8	8	10	10	10
予定価格	40,320	39,900	41,683	70,245	71,400
契約額(変更前)	39,900	39,900	40,950	67,200	69,300
契約額(変更後)	44,138	42,867	47,834	125,252	83,963
契約期間	1年	1年	1年	1年	15ヶ月
落札率	99.0%	100.0%	98.2%	95.7%	97.1%

(注) 金額は税込みである。

年間維持業務の内容は、交通安全施設の維持修繕、小規模舗装工事(路面修繕)、路面清掃、設備点検、除草等である。

年間維持業務については、ほとんど契約変更により予定価格を超過している。また、恒常的に契約変更により増額が発生している。

この理由について質問したところ、災害対応、交通事故が発生した場合に緊急の対応が必要になるため、年間維持業者に依頼せざるを得ないが、入札時点では見積りに含まれていないためであるとの説明を受けた。

平成15年度より予定価格が増額されているのは、従来年間維持業務に含めていなかった電気通信設備の保守点検、路面清掃業務等を年間維持業務に含めたことによるとの説明を受けた。

(2) 意見

① 料金收受業務について

料金收受業務の入札参加業者は1~2社であり、仙台南部道路の場合、過去5年間A社が継続して落札している。

道路公社が料金收受業務を委託する契約に関し必要事項を定めている「料金收受業務委託要領」を要約すると、競争入札の参加者の資格は、以下のとおりである。

- 宮城県内に本社（本店）・支社（支店）・営業所を有し、県の入札参加登録を受けていること。
- 有料道路における料金所において、收受業務全体の管理、監督及び收受業務の経験が過去5年間に2年以上あり、かつ当該経験者を契約期間中に継続して配置できること（収受員については配置予定人員の3分の1以上）。

この資格要件のため、現在の入札者は過去5年以内の経験があることが重要な資格要素を占めることになるが、料金收受業務の入札条件を見直し、入札参加者の資格要件を緩和し競争原理が働きやすくなることにより、料金收受業務費用の削減に努めることが必要ではないかと思料する。

② 年間維持業務について

仙台松島道路については、過去5年間同一会社との契約となっており、落札率も100%近い比率となっている。

入札参加企業が10社近くあるにもかかわらずこのような結果となっているため、競争性を高める入札方式を再検討する必要がある。

2 道路事業損失補填引当金について

(1) 概要

道路事業損失補填引当金制度は、長期にわたる災害や経済事情の変動等将来事情の変動の不可測性により生じた未償還額を同じ事業主体の他の道路によって積み立てられた内部留保資金により補填するという道路相互の補助を目的とするものである。

道路事業損失補填引当金の額の基準は、国土交通大臣の承認を受けて地方道路公社が定めることとされている（道路整備特別措置法施行規則第11条）。

道路公社は、昭和49年に道路事業損失補填引当金の額の基準について、道路公社の管理する各道路の当該事業年度における料金徴収総額の10%に相当する額とすることで建設大臣（現国土交通大臣）の承認を得ている。

引当率については、明確な基準があるわけではないが、昭和58年の道路審議会答申では、「一般有料道路の採算性には事業主体毎に差違があることを鑑みて、今後は、自ら管理する一般有料道路全体の採算状況及び採算不良道路の料金改定の検討等を総合的に勘案しながら、損失補填引当金の引当率を各事業主体毎に料金収入から5から20%の範囲で運用することが望ましい」とあり、現在の引当率についてもこの答申を踏まえて決定されている。

なお、現行の引当率は、平成9年度道路審議会答申を踏まえ、地方道路公社管理の一般有料道路については、一律10%から償還期間40年のものに限り12%に引き上げることができることとなっている。

道路公社における道路事業損失補填引当金の平成16年度末の残高及び料金徴収期間満了時の予定残高は下記の通りである。

(単位：百万円)

道路	道路事業損失補填引当金残高		B 総事業費	A/B(%)
	平成16年度末	A 料金徴収期間満了時		
仙台南部道路				
2車線	3,055	8,511	45,200	18.8
4車線	3,055	11,643	63,200	18.4
仙台松島道路				
2車線	3,783	7,836	35,100	22.3
4車線	3,783	10,597	57,100	18.6
牧山道路	632	632	2,100	30.1
石巻河口橋	1,375	1,375	2,800	49.1
合計	8,847			

(2) 意見

道路公社は、近年は仙台南部道路、仙台松島道路とも安定した料金収入で推移しており、平成16年度末の道路事業損失補填引当金残高は、88億47百万円に達している。現状の収支計画によれば、今後も2車線の場合で95億9百万円、4車線化の場合は154億2百万円が料金収入から積み立てられる計画となっている。

また、すでに無料開放されている牧山道路、石巻河口橋についても、無料開放時の道路事業損失補填引当金20億7百万円が残っている。

現在、道路公社は料金収入の10%の引当を行うこととしているが、現状の仙台南部道路、仙台松島道路の収支計画においても料金収入の10%の引当が行われている。

道路事業損失補填引当金は、災害や不採算道路の損失の補填を目的とした引当金であるが、引当率10%という基準は公社の個別道路の採算状況や、災害損失の発生額を見積もって定められたものではない。

道路事業損失引当金の引当については、道路公社の今後の収支計画や過去の損失補填の実績等に基づき、必要と認められる額の引当を行うことが望ましい。

また、道路事業損失補填引当金は目的のために使用される可能性がなくなった場合や引当額が必要額を超過すると認められた場合には、償還準備金に充当することにより、早期無料開放のために使用することが道路利用者の観点からは望まれるところである。

3 仙台南部道路及び仙台松島道路の今後の事業計画（4車線化等）についての情報公開

（1）概要

仙台南部道路及び仙台松島道路は、暫定2車線については事業が完了し、現在、4車線化が事業計画として検討されている。

4車線化については、平成7年（仙台松島道路）及び平成9年（仙台南部道路）に認可された計画の一部織り込まれており、用地も先行取得されているが、県内高速道路網の整備や交通量の増加が計画通りに進んでいないことなどから現時点では着手時期は未定となっている。

仙台松島道路については、平成18年度に環境アセスメントが終了すれば、認可に向けての動きが具体化するものと想定される。

仙台松島道路の4車線化の事業費は、平成7年の収支計画では220億円を見込んでいるが、当面、優先順位の高い利府中ICから松島北IC間の11.5kmが対象となっており、当該区間の4車線化に150億円の事業費の投入が計画されている。

（2）意見

仙台南部道路、仙台松島道路とも、現状の2車線の事業費については計画通りの償還が十分可能なものと考えられるが、4車線化を行う場合は、多額の事業費の追加投資が必要となり、交通量などが計画通り増加しない場合は、料金徴収期間が延長されることも予想される。

有料道路の事業費、維持管理費、借入金の利息等は、県民を含む道路利用者が通行料を通じて負担しており、さらに計画通りの償還が行われない場合には、県の財政的負担が生じる可能性もある。したがって、4車線化の事業計画の推進にあたっては、その事業の必要性和県の負担することとなる具体的な金額について、県民に情報を公開し、計画の推進についてのコンセンサスを得るとともに、県民に対する説明責任を果たすことが求められる。

以上